

# 東海市都市計画マスタープラン

ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい



健康福祉拠点  
(聚楽園公園 (しあわせ村) 周辺)



行政拠点  
(市役所周辺)



都市拠点・広域交流  
(太田川駅周辺)



スポーツ文化拠点  
(市民体育館及び元浜公園周辺)



保健医療福祉拠点  
(公立西知多総合病院周辺)

令和6年(2024年)3月  
東海市



# 目 次

## 序章 はじめに

序-1 都市計画マスタープランの目的と役割	1
序-2 法体系における位置付け	1
序-3 計画年次・目標年次	1

## 第1章 現況と課題

1-1 市の現況	3
1-2 市民・事業者などの意向	13
1-3 上位関連計画における都市づくりの方向性	15
1-4 都市づくりの基本的課題	18

## 第2章 全体構想

2-1 都市づくりの理念と目標	21
(1) 都市づくりの理念	21
(2) 都市づくりの目標	21
2-2 将来都市構造	27
(1) 将来人口	27
(2) 将来土地利用フレーム	27
(3) 将来都市構造	30
2-3 都市整備の方針	36
(1) 土地利用方針	37
(2) 都市施設の整備方針	42
(3) 自然環境の保全・活用の方針	51
(4) 都市環境及び都市景観形成の方針	52
(5) 都市防災対策の方針	53
(6) 住宅・宅地の供給に関する方針	58

## 第3章 地域別構想

3-1 地域別構想の目的	61
3-2 地域区分	61
(1) 地域区分の考え方	61
(2) 地域区分の設定	61
3-3 地域別の都市づくり	63
北部地域(緑陽/名和/渡内/平洲)	63
東部地域(明倫/富木島/船島)	73
中央地域(大田/横須賀)	83
南部地域(加木屋/三ツ池/加木屋南)	93
臨海部地域(新宝町の工業地域、元浜町の工業地域の一部、工業専用地域)	103

## 参考資料

参考-1 都市計画マスタープランの策定体制	109
参考-2 都市計画マスタープランの策定経緯	114
参考-3 都市計画マスタープランの変遷と概要	122
参考-4 用語解説	124

# 序章

はじめに

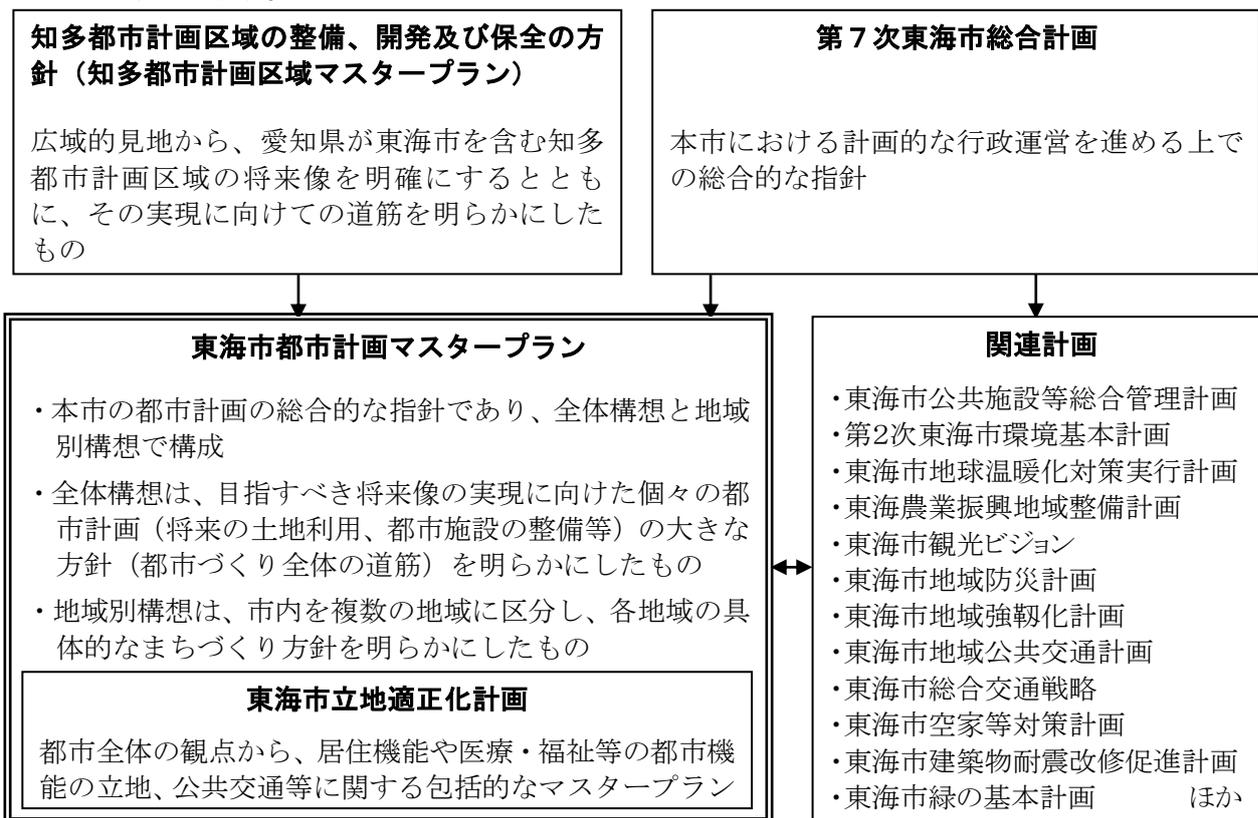


## 序-1 都市計画マスタープランの目的と役割

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。(都市計画運用指針)

## 序-2 法体系における位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、東海市の総合的な指針である「東海市総合計画」と愛知県が広域的な見地から定める「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（知多都市計画区域マスタープラン）」に即して策定するものです。また、立地適正化計画が都市計画マスタープランの一部としてみなされており、連携を図り策定します。その他、関連計画と連携・調整を図りながら策定します。



## 序-3 計画年次・目標年次

本計画においては、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、第7次東海市総合計画の目標年次である令和15年度（2033年度）を計画年次とし、20年後の令和25年度（2043年度）を目標年次とします。

<社会経済情勢の変化・時代の潮流>

近年の以下のような社会経済情勢の変化にも対応したまちづくりが求められています。

<p><b>① 生産年齢人口減少、超高齢社会の進行</b></p> <p>我が国の人口は平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じており、特に生産年齢人口（15～64歳）の減少は、労働力不足などの社会の活力低下の要因となります。</p> <p>さらに、令和12年（2030）年には老年人口（65歳以上）の割合が3割を超える見通しであり、高齢者が意欲や能力に応じて力を発揮できる社会の実現が求められます。</p>
<p><b>② 経済活動のグローバル化と大交流時代の進展</b></p> <p>経済活動のグローバル化・国際化の流れはコロナ禍においても変わることはなく、財・サービスの流入を促し、ヒト・モノの交流を再活性させ、持続的な成長を維持させる都市づくりが求められます。</p>
<p><b>③ 自然災害に対応した防災・減災と国土強靱化</b></p> <p>この地域では南海トラフ地震の発生が懸念されており、近年は大型台風の頻発化や風水害の激甚化が深刻化していることから、防災・減災に資する都市構造の改善や施設整備など、安心安全な暮らしの確保に向けた都市づくりが求められます。</p>
<p><b>④ 地球規模の環境・エネルギー問題の深刻化</b></p> <p>太陽活動の影響などの自然的要因とともに、化石燃料の消費による二酸化炭素濃度の増加といった人為的な要因が考えられ、カーボンニュートラルなまちづくりなどの、資源・エネルギーの使用における化石燃料の消費量を抑えた環境にやさしい都市づくりが求められます。</p>
<p><b>⑤ 働き手・働き方の多様化</b></p> <p>少子高齢化の進行と人口減少による社会の活力低下に対し、時間や場所によらない柔軟な働き方の導入やワークライフバランスの促進など、働き手や働き方の多様化が進むものと予想され、性別・年齢に関わりなく希望する人が働ける環境整備が求められます。</p>
<p><b>⑥ ソーシャル・キャピタルの育成と活用</b></p> <p>生活様式の都市化とともに地縁的つながりが希薄になるなか、地域防災力の強化に向けた共助の構築や、良好な都市環境・都市景観の形成など、誰もが参加でき、地域を支える新たな社会的繋がりや協同行動の基盤となる人間関係の構築が求められます。</p>
<p><b>⑦ 官民連携、民間資本・ノウハウの導入</b></p> <p>都市に対するニーズを的確に捉えた公的なサービスを提供・維持する手法として、官民の役割分担の見直しと都市づくりへの民間の資金やノウハウの積極的な活用が求められます。</p>
<p><b>⑧ デジタル技術の進化がもたらす Society 5.0 への変革</b></p> <p>AIやIoTの進化、ビッグデータの活用などによって、モノだけでなくサービスやビジネスモデルが変革し、生活空間にもデジタル技術が浸透しつつあります。</p> <p>都市空間や様々な都市機能・サービスについても、サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間の融合によって必要な情報が必要時に提供・活用される人間中心の超スマート社会の実現に向け、生活行動や都市活動における価値観や様式の変化への対応が求められます。</p>
<p><b>⑨ 感染症などによって加速するニューノーマルへの転換</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症は短期間に全世界へと広がり、暮らしや経済活動に甚大な支障をもたらしました。今後も起こりうるあらゆる変化に対応し、人々が安心して暮らせる社会を実現するため、感染予防と社会活動の回復を両立した「新しい働き方」や「新たな生活様式」への変革・定着を前提に、都市の持続的発展に向けた積極的な取り組みが求められます。</p>
<p><b>⑩ SDGs（持続可能な開発目標）の達成</b></p> <p>平成27年（2015年）に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であるSDGsは、世界共通の理念に基づき令和12年（2030年）までに達成すべき17のゴールを掲げており、本市のまちづくりにおいてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められます。</p>

# 第 1 章

## 現況と課題

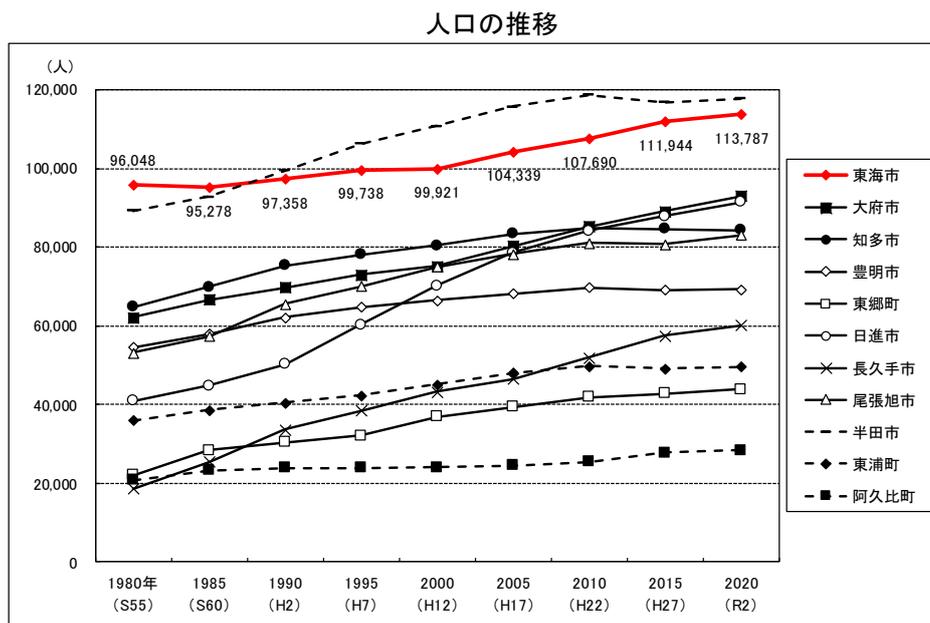


## 1-1 市の現況

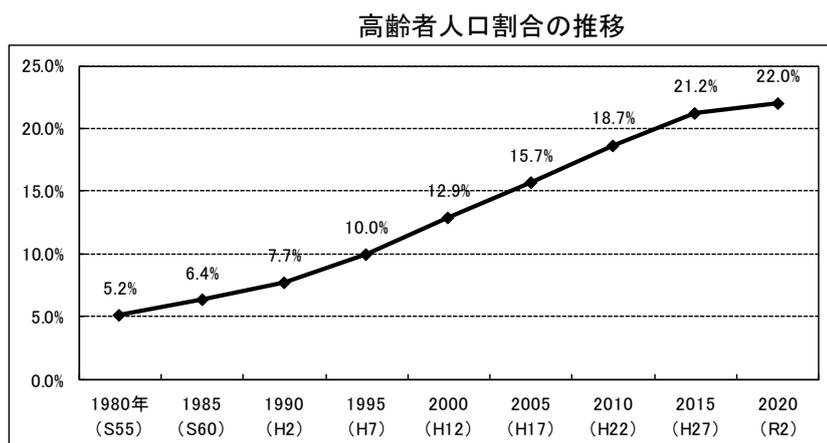
本市の人口、産業、都市基盤、自然環境、防災などの現況を整理します。

### 人口

- ・ 人口は愛知県平均を上回る伸びで、ここ20年着実に増加しています。
- ・ 高齢者人口割合は年々増加し、郊外部の住宅団地や一部市街化区域内でも割合が高い地区があります。
- ・ 世帯数は年々増加し、特に単身世帯の割合が高く、増加傾向にあります。

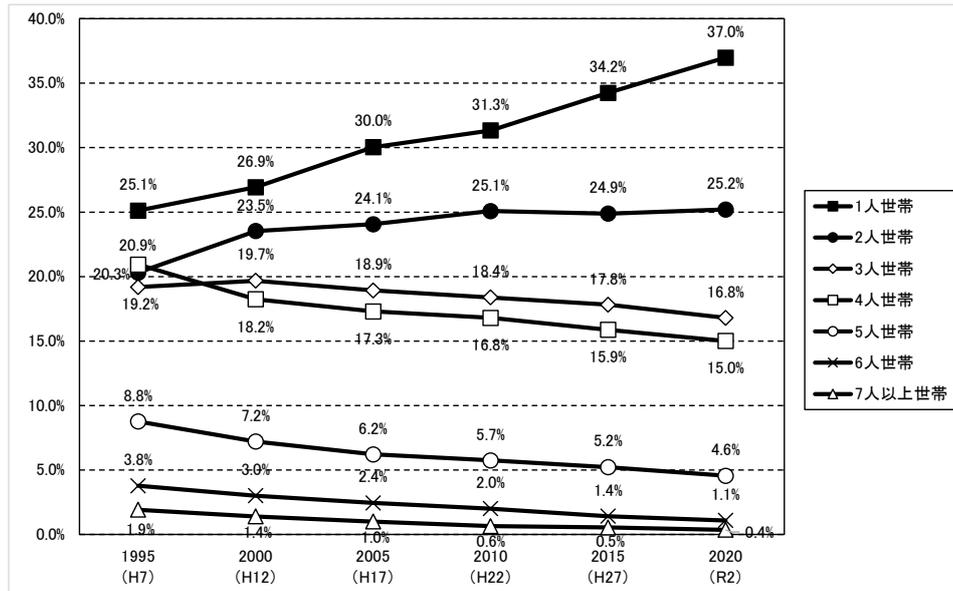


(出典：国勢調査)



(出典：国勢調査)

世帯人員数別世帯数比率の推移

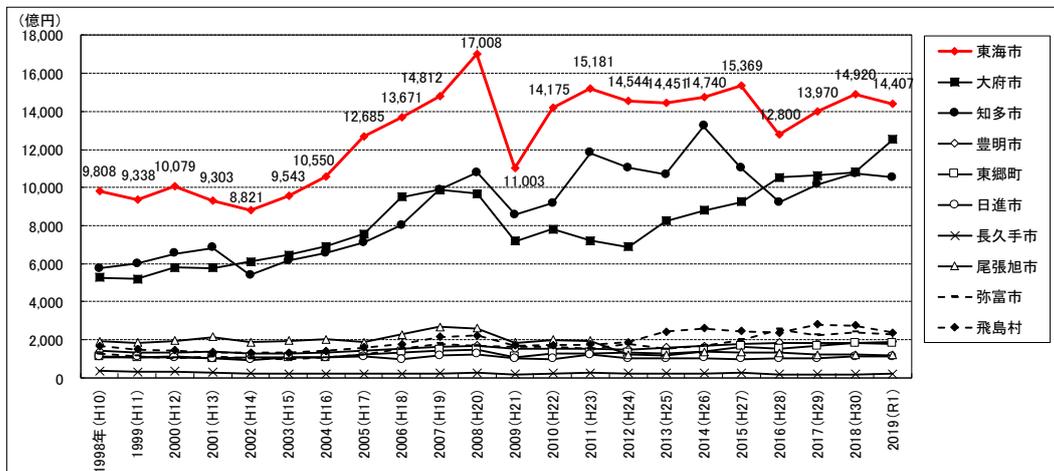


(出典：国勢調査)

産業

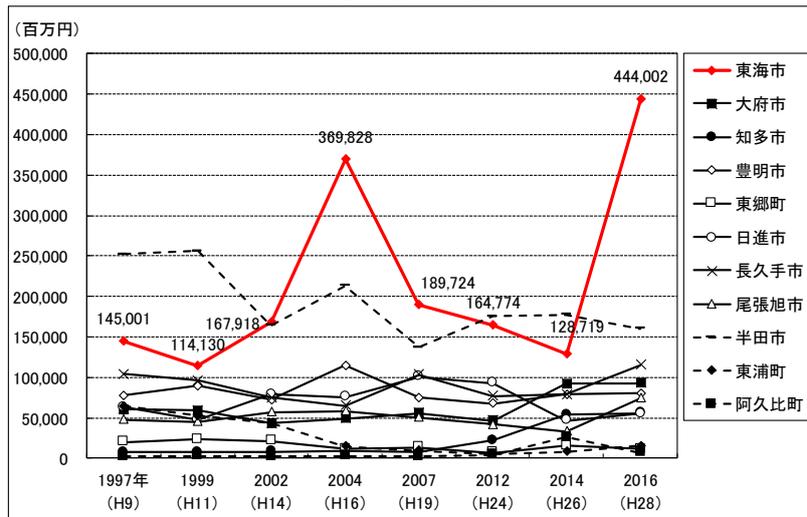
- ・ 製造品出荷額は長期的に見て増加しており、工業都市としての特徴を示しています。
- ・ 卸売業は一定の集積はみられますが、購買力は市外に流出しています。
- ・ 市内就業率は年々減少しています。就業者は3次産業化が進展しています。

製造品出荷額の推移



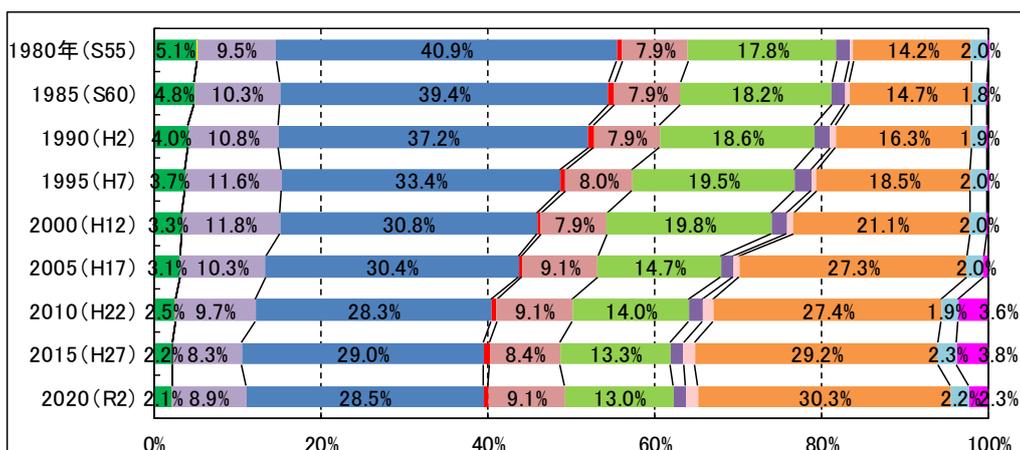
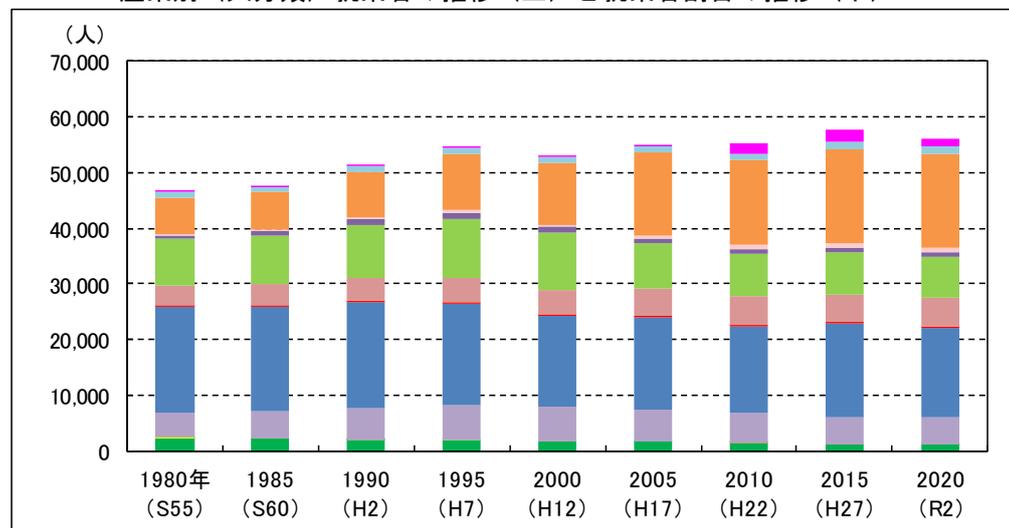
(出典：工業統計調査、平成24年(2012年)、平成28年(2016年)経済センサス活動調査)

卸売販売額の推移



(出典：商業統計調査、平成24年(2012年)、平成28年(2016年)経済センサス活動調査)

産業別(大分類)就業者の推移(上)と就業者割合の推移(下)

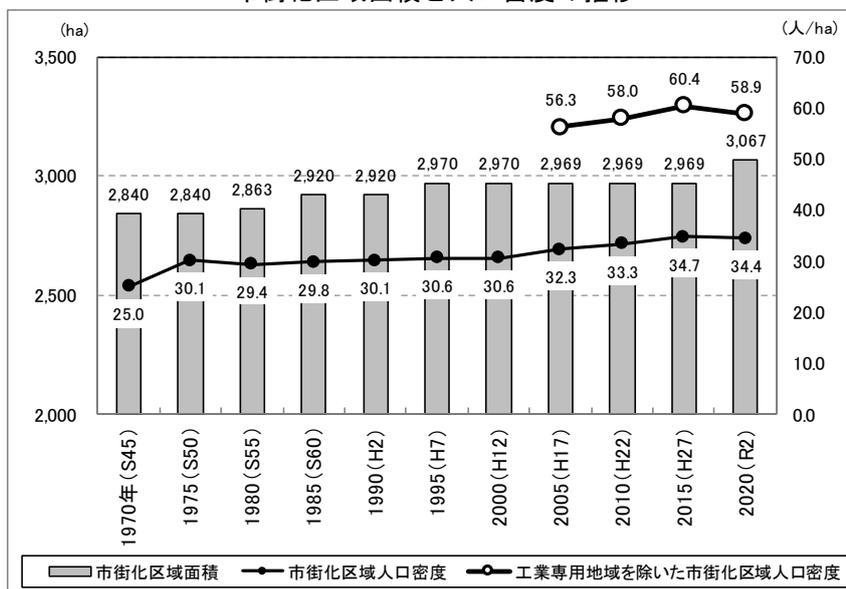


(出典：国勢調査)

市街地整備

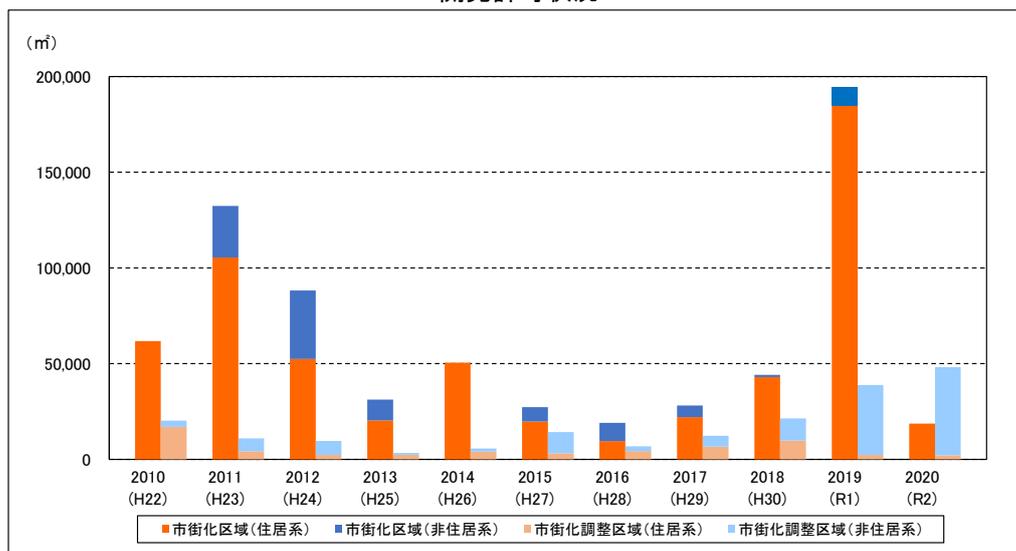
- ・ 現在、太田川駅西地区、加木屋中部地区、名和駅西地区において、土地区画整理事業が進められています。
- ・ 市街化区域の太田川駅周辺で人口は増加しています。市街化調整区域では荒尾町や加木屋町など一部を除き、人口が減少している地域が多く見られます。
- ・ 市街化調整区域では、毎年一定の開発があり、ここ数年増加しています。
- ・ 商業機能立地は、幹線道路沿道に広がりを見せています。東海町や元浜町の準工業地域では、住商工の混在が見られます。
- ・ 生産緑地のうち約3割は特定生産緑地に指定されていません。
- ・ 空き家は減少傾向にありましたが、中間実態調査の結果、令和2年（2020年）で156件増加し、388件となりました。

市街化区域面積と人口密度の推移

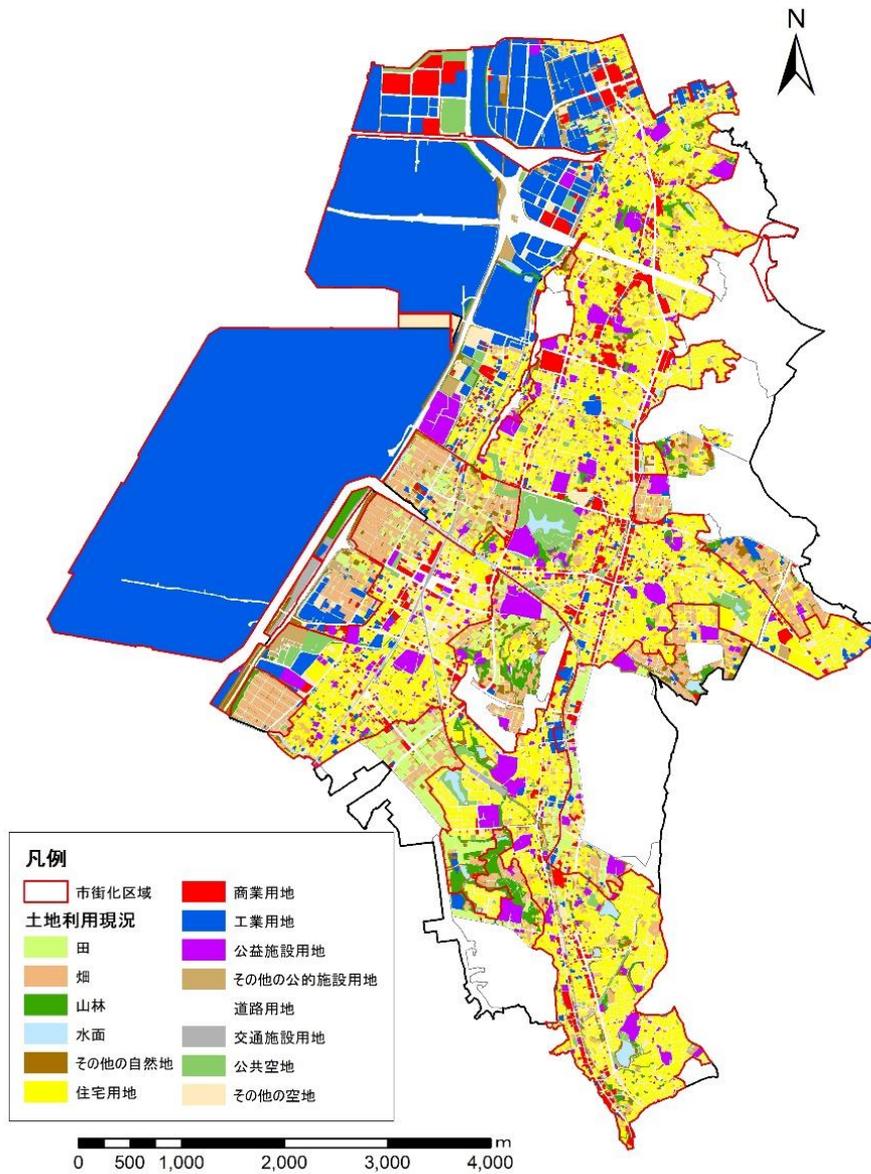


(出典：都市計画基礎調査)

開発許可状況



土地利用状況図（平成30年（2018年））



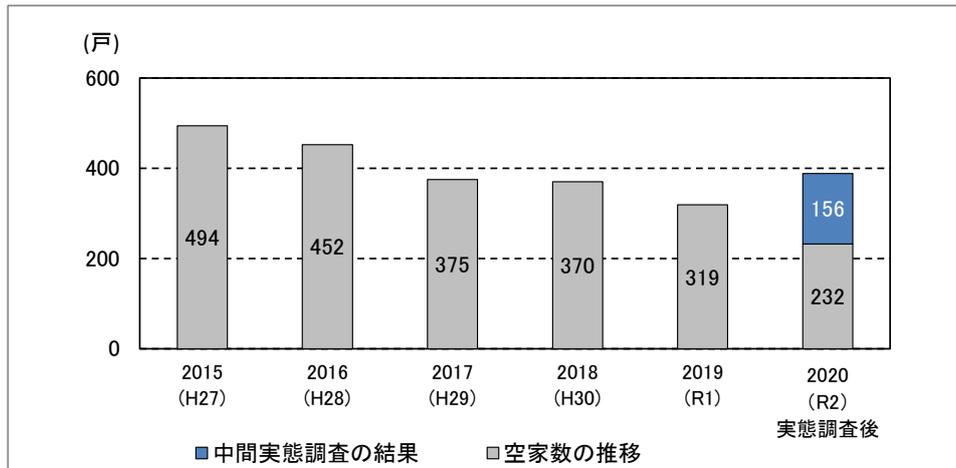
（出典：都市計画基礎調査）

特定生産緑地の指定状況

R5. 4月現在

生産緑地面積 ①+②	特定生産緑地 ①		左記以外 ②		②のうち買取申出のあった土地	
	指定面積 (㎡)	割合	指定面積 (㎡)	割合	指定面積 (㎡)	割合
220,734	153,124	69.4%	67,610	30.6%	38,552	57.0%

空家の動向

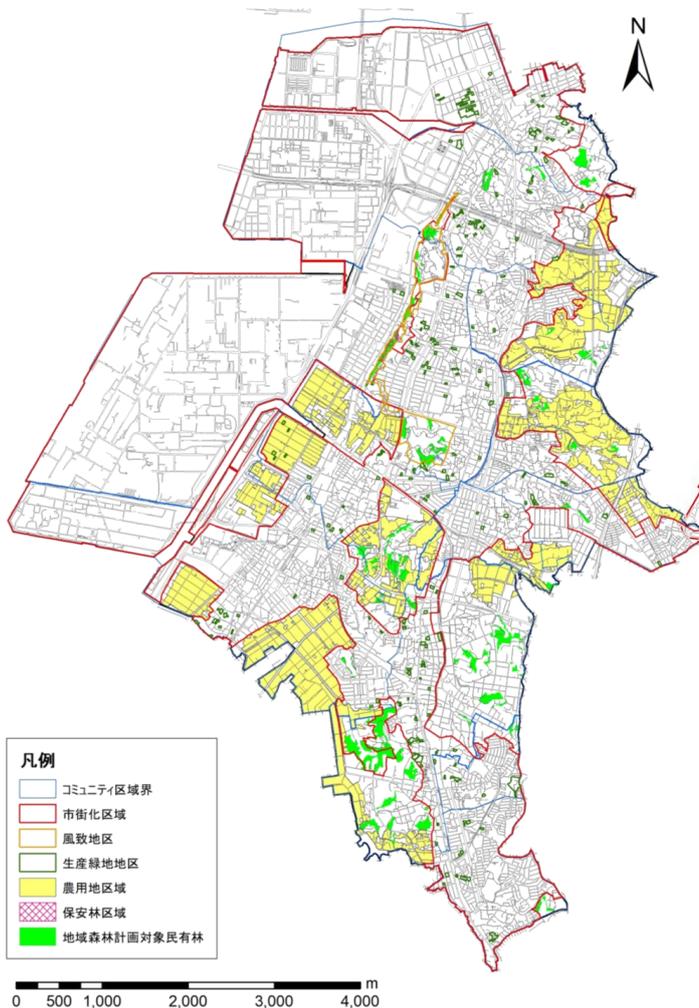


※空家数の推移は、平成27年度の実態調査で把握した空家数の推移であり、令和2年度は中間実態調査の結果新たに156件の空き家などを把握したものです。  
(出典：空き家実態調査)

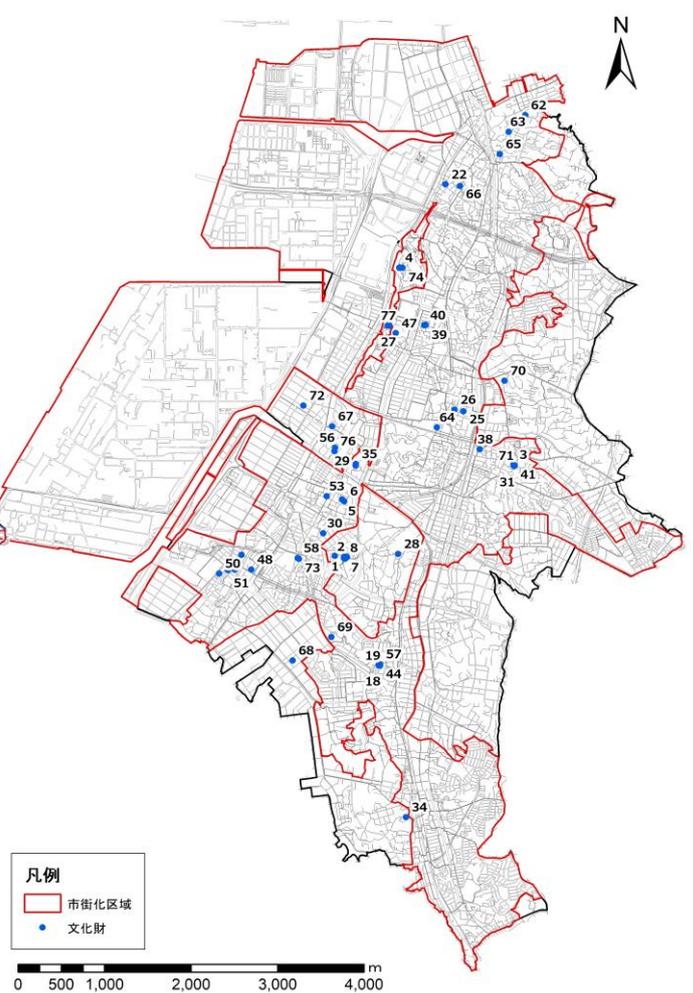
自然環境・地域資源

- ・ 東部に広がる自然豊かな森林や臨海部沿い南側のまとまりある農地は農用地区域に指定されています。
- ・ 特に市街化区域内に文化財が多く点在しています。

法規制（農振法、森林法など）状況



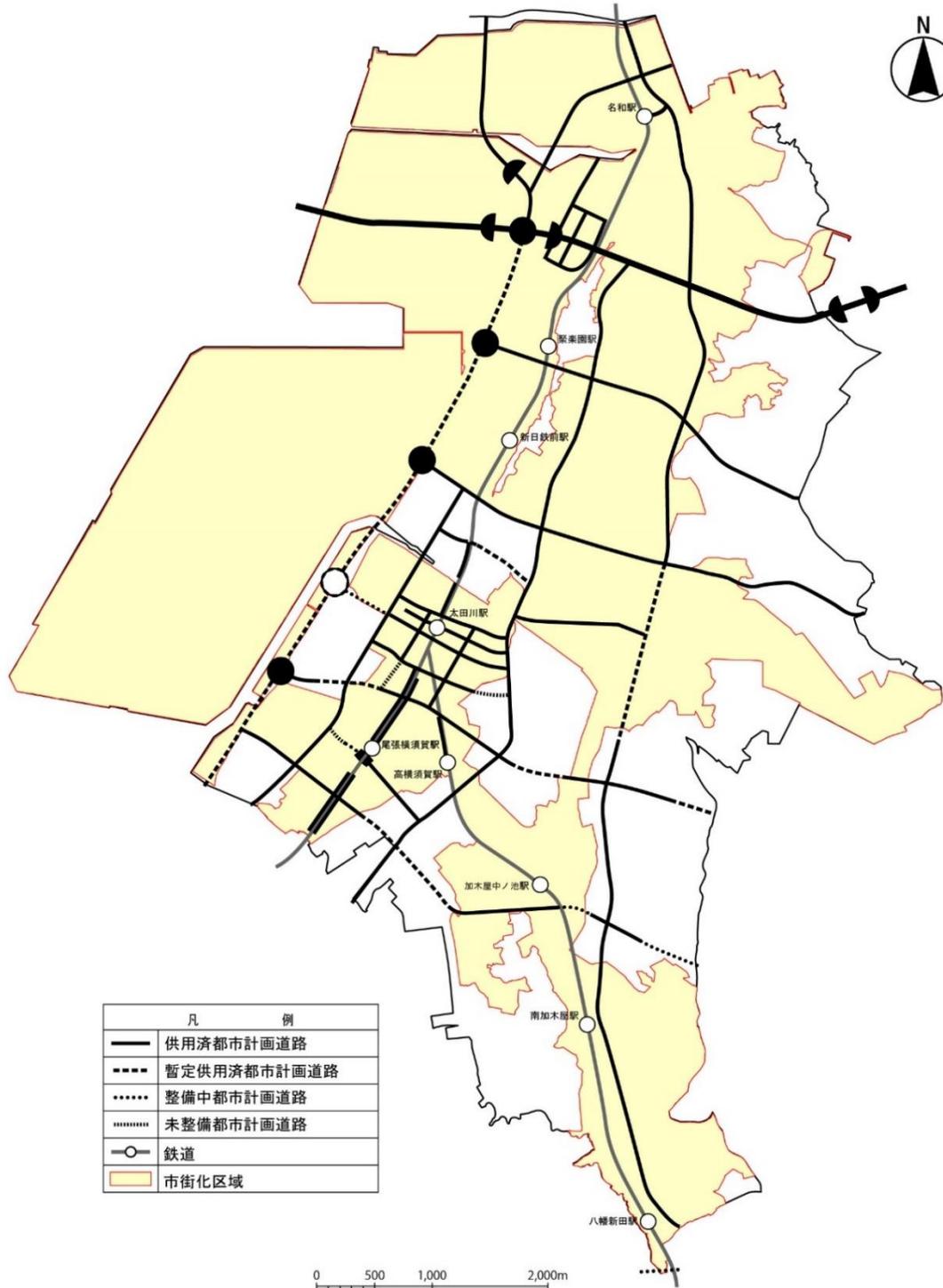
文化財分布



都市基盤

- ・ 都市計画道路の供用率は約95%、公園は市民一人当たり11.0㎡です。
- ・ 下水道人口普及率は約87%であり、市域北部及び南加木屋駅周辺などは未整備です。

都市計画道路の整備状況（令和4年（2022年）4月1日現在）

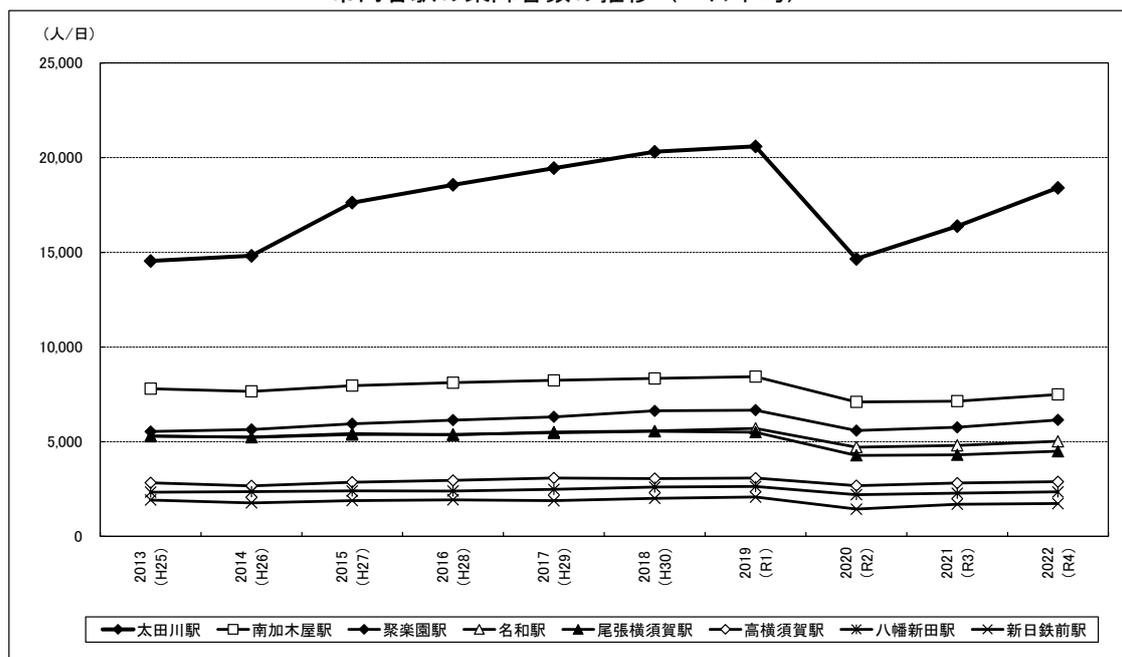




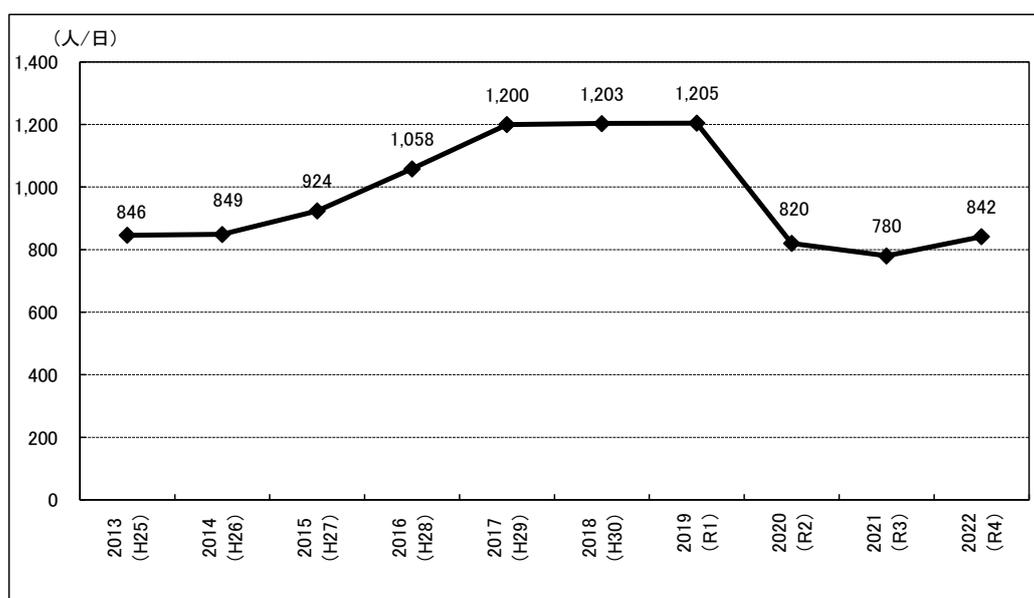
公共交通

- ・ 太田川駅の乗降者数が一番多く、各駅の推移は令和元年度（2019年度）までは概ね横ばいか増加でした。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症などの影響で大きく減少しましたが、令和3年度（2021年度）以降は再び増加傾向となっています。
- ・ 路線バスは、コミュニティバス「らんらんバス」が、平成28年度（2016年度）以降1,000人/日を超えていました。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症などの影響で大きく減少しましたが、その後は横ばいとなっています。

市内各駅の乗降客数の推移（一日平均）



コミュニティバスの乗降客数の推移（一日平均）



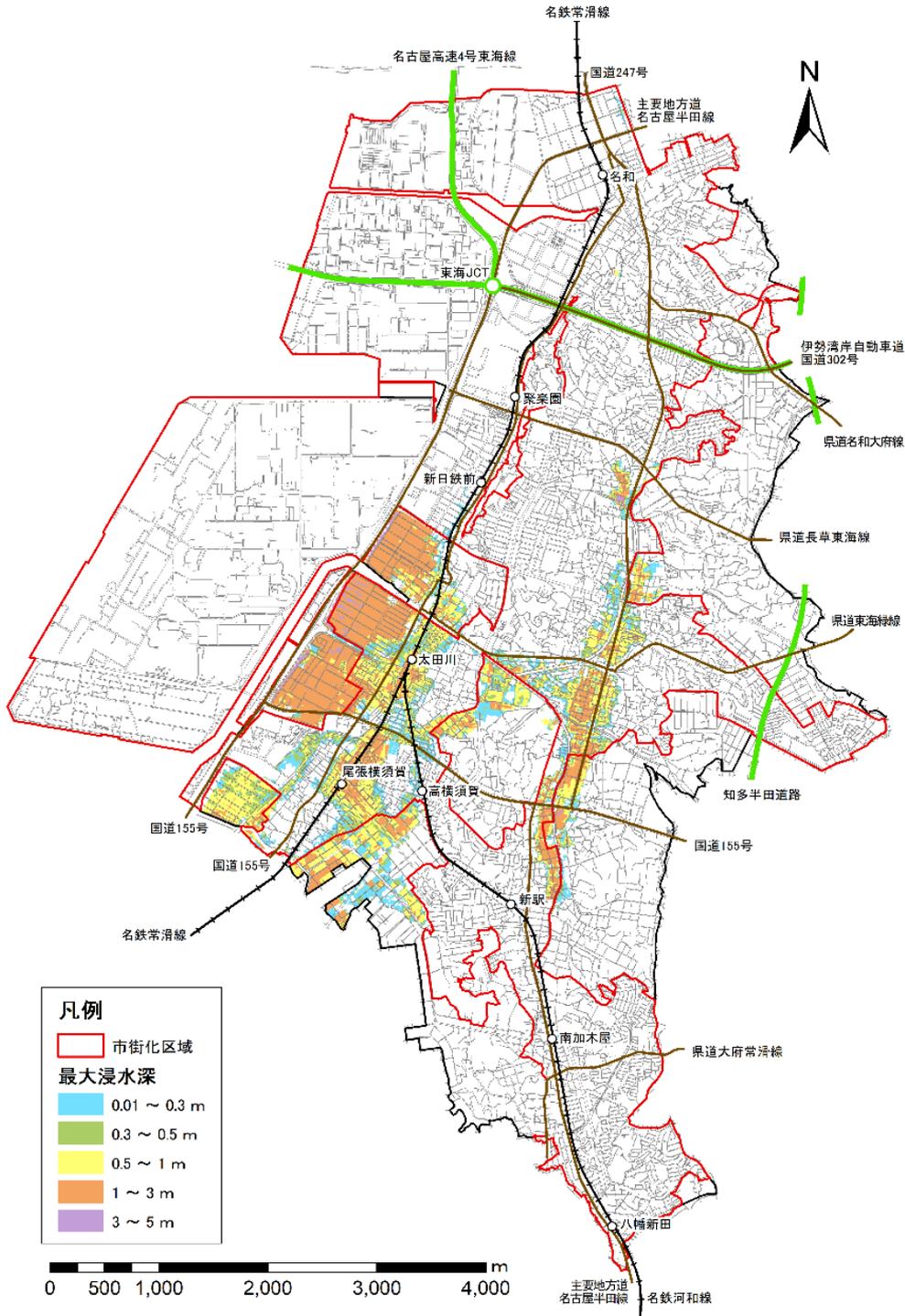
# 第1章 現況と課題

## 1-1 市の現況

### 災害リスク

- 市域の西部では、河川洪水による浸水や高潮浸水、津波の危険性があります。市内の丘陵地では土砂災害や急傾斜地崩壊の危険性がある地区が分布しています。

想定最大規模の降雨による洪水の浸水深（令和3年（2021年）3月26日時点）



※この図は、愛知県が公表している「二級河川天白川水系扇川の洪水浸水想定区域」、「二級河川大田川水系大田川流域の浸水予想区域」及び「二級河川信濃川水系信濃川流域の浸水予想区域」を重ね合わせた図面です。準用河川や普通河川、内水による氾濫などは考慮していません。

(出典：愛知県)

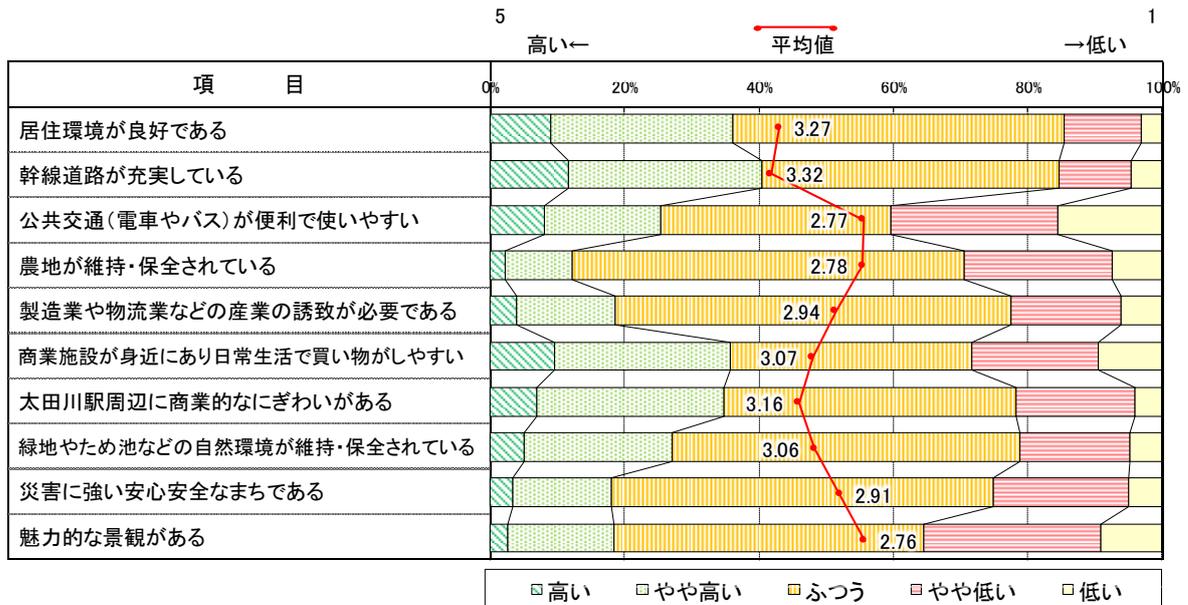
## 1-2 市民・事業者などの意向

本市のまちづくりに対する市民の意向、事業者の意向を整理します。

### 市民アンケート調査

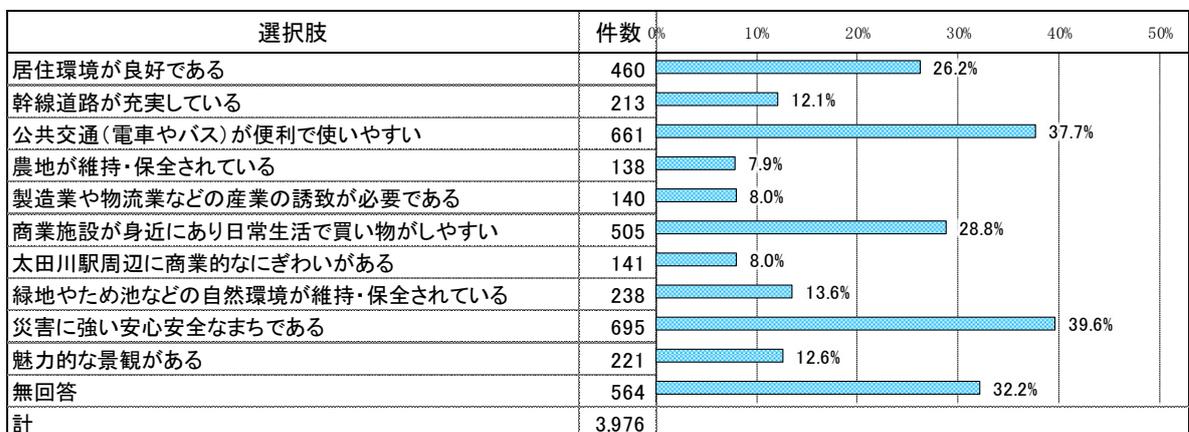
- ・まちづくり全体の満足度は、「幹線道路が充実している」「居住環境が良好である」「太田川駅周辺に商業的なにぎわいがある」などが高くなっています。

まちづくりにおける現状の満足度



- ・今後のまちづくりへの重要度は、「災害に強い安心安全なまちである」「公共交通(電車やバス)が便利で使いやすい」「商業施設が身近にあり日常生活で買い物がしやすい」などの割合が高くなっています。

今後のまちづくりへの重要度



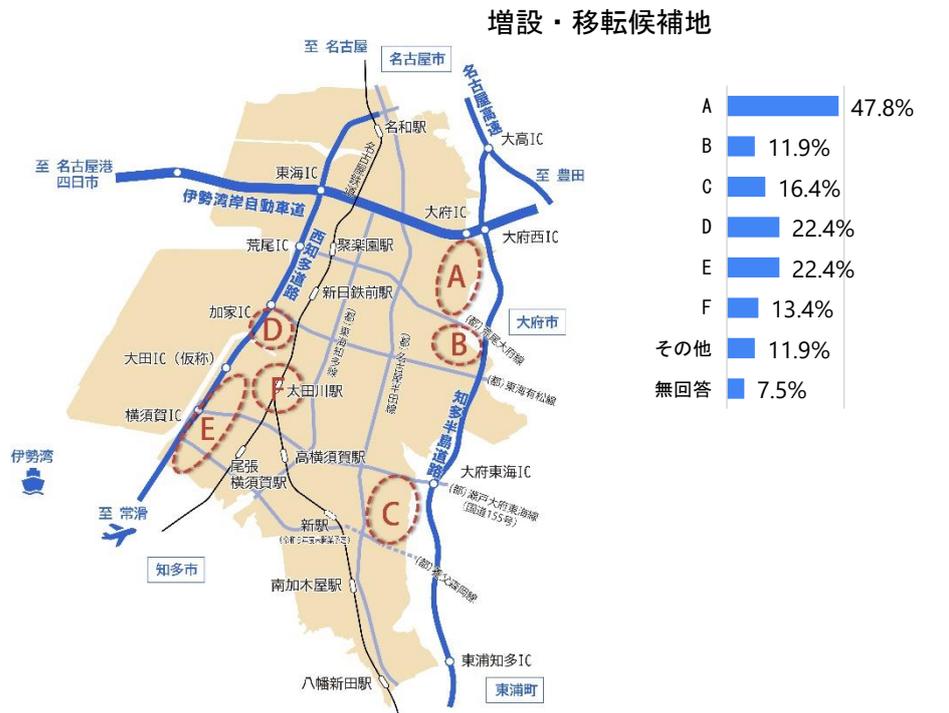
集計母数1,754名

# 第1章 現況と課題

## 1-2 市民・事業者などの意向

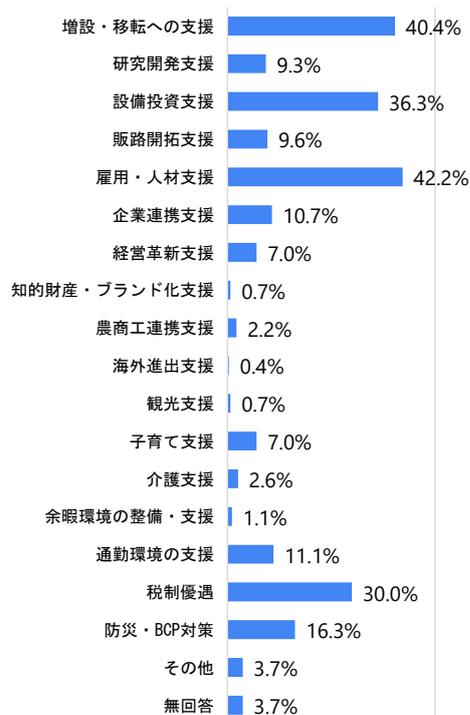
### 企業アンケート調査

- 「大府IC」近くのA地区や西知多道路沿いのD、Eの意向が多くなっています。それらの地域での産業用地の確保が求められています。



- 事業者からは、「雇用・人材支援」「増設・移転への支援」「設備投資支援」など、ハード面、ソフト面の両面の施策が求められています。

### 自治体に期待する施策



## 1-3 上位関連計画における都市づくりの方向性

### 第7次東海市総合計画[令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)]

#### ■東海市の将来像

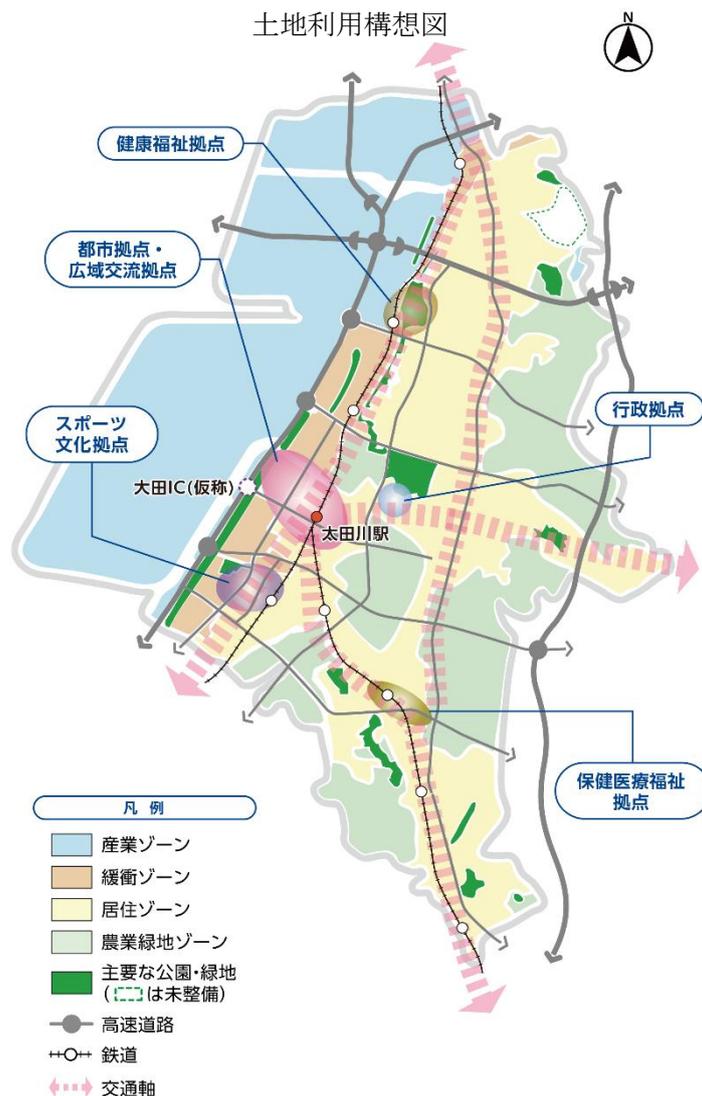
ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい

#### ■目指すまちの姿

1. 安心して子育てができ、子どもが健やかに育っている 【子ども・子育て分野】
2. 住みやすい環境を保全し、にぎわいと活力に満ちている 【環境・経済分野】
3. 人と人との絆を育み、だれもが役割を持ち支え合っている 【地域づくり分野】
4. 心身ともに健康で、いきいきと生活している 【健康・生涯学習分野】
5. 安心・安全で快適に暮らせる都市機能が充実している 【安心安全・都市基盤分野】

#### ■将来人口

令和15年(2033年): 116,000人



知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（知多都市計画区域マスタープラン）

[愛知県2019（H31）. 3]

■基本理念

広域交流拠点や地域特性を活かした特色ある産業が充実し、  
魅力ある暮らしを支える都市づくり

■都市づくりの目標

- ① 暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標
- ② リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた目標
- ③ 力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標
- ④ 大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標
- ⑤ 自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた目標

■区域区分の方針

□目標年次における市街化区域の規模

人口については、令和2年（2020年）頃にピークに達しますが、世帯数は今後も増加する見込みです。現在の市街化区域に収容できない世帯に対応するため、新たな住居系市街地が必要です。また、産業については、県内総生産は今後も増加する見込みであり、新たな産業系市街地が必要です。

市街化区域面積（ha）

	令和12年 (2030年) (目標年次)
尾張広域都市計画圏	74,508
知多都市計画区域	14,026

※令和12年（2030年）の市街化区域面積は、平成31年（2019年）の区域区分の総見直し時点における市街化区域面積であり、保留するフレームに対応する面積は含まれていません。

【参考】保留する人口フレーム

（平成31年（2019年）の区域区分の総見直し時点）

尾張広域都市計画圏（尾張・名古屋・知多）

人口フレーム
保留する人口（千人）
21.9

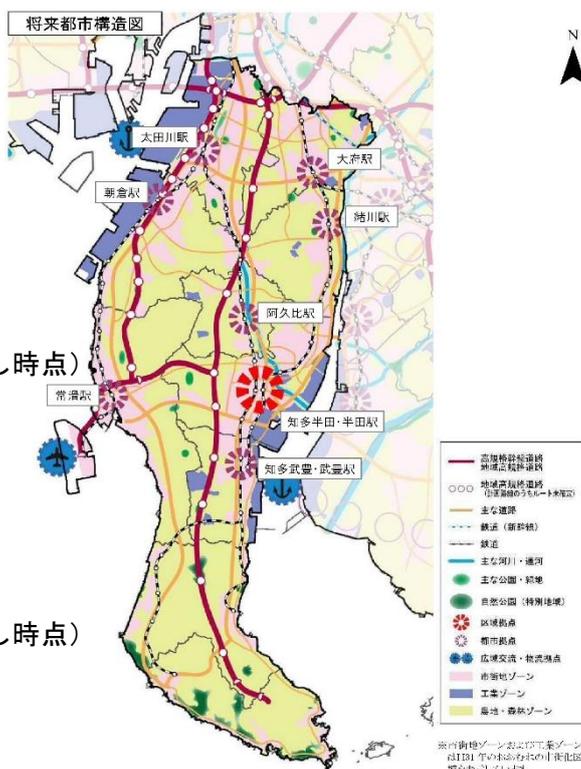
【参考】保留する産業フレーム

（平成31年（2019年）の区域区分の総見直し時点）

尾張広域都市計画圏（尾張・名古屋・知多）

産業フレーム
保留する面積（ha）
841

将来都市構造図



※市街化ゾーンおよび工業ゾーンはR191年の見直し時点の市街化区域に示されています。

東海市立地適正化計画 [令和4年(2022年)3月]

■目標年次

- ・令和23年度(2041年度)

■目指す都市の姿

**駅を中心とする拠点を公共交通がつなぎ、歩いて暮らせるまち**

■本市の目指す都市の姿実現のための考え方

- ・子育て世代が住み続けたいまち
- ・高齢者が便利でいきいきと暮らせるまち
- ・全ての世代が安心安全で快適に暮らせるまち
- ・コンパクト+ネットワークによるまちづくり

■都市の骨格構造

- ・鉄道沿線の拠点を公共交通軸で接続するとともに、(都)名古屋半田線等を関連付けた地域生活軸で接続

■居住誘導区域

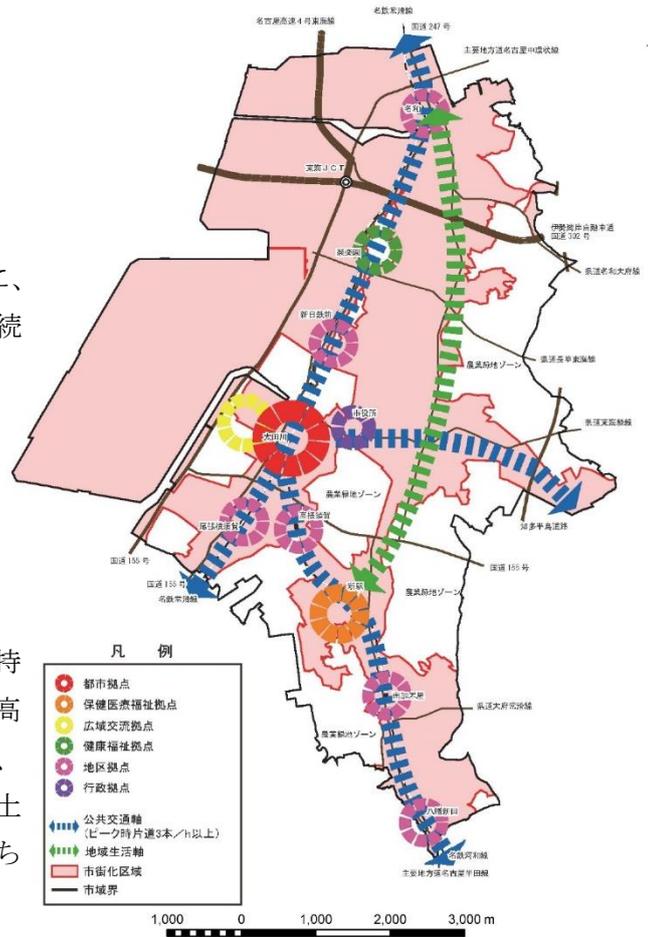
□誘導施策等

- 公共交通の利便性向上
- 住宅供給の促進
- 住みよいまちづくりの推進

□居住誘導区域外への対応

- ・既に市民が居住している生活サービス施設の維持
- ・駅から概ね1キロメートル以内の交通利便性が高い市街化調整区域については、人口、土地利用、交通等の動向を総合的に勘案しながら、適宜、土地利用の転換を図り、本市が目指す集約型のまちづくりを推進

都市の骨格構造



■都市機能誘導区域

□都市拠点都市機能誘導区域の誘導施策等

- ・市の玄関口、市民生活の中心にふさわしい、賑わいと魅力ある空間形成に取り組むことを踏まえ設定(ホテルや公共施設等を利用したコンベンション(会議、イベント等)の開催、オープンカフェ等の道路空間の有効活用)

□保健医療福祉拠点都市機能誘導区域の誘導施策等

- ・新駅の整備を契機としたまちづくりに取り組むことを踏まえ設定(新駅駅舎、駅前広場の整備、(都)養父森岡線等の幹線道路整備、シルバーハウジング整備(市営住宅の建て替えにあわせて)、福祉機能向上や住民交流等のための施設整備、商業施設の立地促進等)

□都市機能誘導区域外への対応

- ・都市計画マスタープラン等での整備方針等に基づく、拠点機能の維持・充実
- ・地域公共交通網基本構想・形成計画、総合戦略に基づく、公共交通機能の維持・充実

## 1-4 都市づくりの基本的課題

本市の現況整理や上位関連計画におけるまちづくりの方向性、市民の意向調査、社会経済情勢の変化・時代の潮流を踏まえ、課題を整理し、都市づくりの基本的課題を設定します。

### 課題の整理

#### ■住環境の充実

都市基盤整備された住宅地や郊外部の住宅団地などでは、これまで築いてきた社会資本ストックなどの維持・活用を図りつつ、緑化の促進など、住環境の充実を図ることで、ニューノーマル時代にも対応し、住み続けられる住宅地を確保することが必要です。

#### ■豊かな自然環境の保全と活用

カーボンニュートラルの実現、都市環境や景観の向上、防災性の維持・向上を図るためには、丘陵地の緑地帯、緩衝緑地やまとまりのある農地などの豊かな自然環境の保全と活用を図ることが必要です。さらに、やすらぎと潤いある生活環境の創出に向け、市街地内を流れる河川などの保全と活用を図ることが必要です。

#### ■安心・安全で快適な暮らしの確保

都市基盤の整備が進んでいない地区における生活インフラの充実や災害リスクに対する被害を軽減・防止する取り組み、エコプロムナードの整備など、安心で安全な暮らしや市民の健康な暮らしを支える整備を進めることや市街地内に残る都市的低未利用地の住宅地化、歴史・文化資源などの地区特性を生かした魅力あるまちづくりを進めることで、人口の増加や都市機能の集積を高めることが必要です。

#### ■自家用車に過度に頼らない暮らしの実現

超高齢社会への対応、カーボンニュートラルの実現のため、充実した都市基盤（鉄道駅など）を活用するとともに、公共交通の利便性の向上や新技術の導入などにより、自家用車に過度に頼らなくても移動しやすい暮らしの実現が必要です。

#### ■にぎわいのある拠点づくり

太田川駅周辺や加木屋中ノ池駅周辺などは、本市全体の都市の拠点として重要な役割を果たします。周辺住民の広域的な交流のため、都市機能を維持・充実させ、地域・事業者とともに、魅力のあるにぎわいの場を形成することが必要です。

#### ■持続的発展を支える都市活力の創出

都市としての活力を維持し、持続的な発展に向け、都市の成長を支えてきた既存産業の維持・高度化を図るとともに、広域交通体系整備のインパクトを生かした次世代産業などの新たな産業の誘導など、さらなる都市活力の創出に向けた取り組みが必要です。

### 新たな課題設定の項目

住環境の充実

自然環境の保全・活用

安心・安全の確保

にぎわいづくり

産業の活性化

市民アンケート結果  
満足度：平均値を4段階評価  
重要度を5段階評価

## 都市づくりの基本的課題

住環境の充実		
満足度	低●●●●高	① 都市基盤（道路網・駅前広場など）の整備が遅れているため、整備を進める必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	② 都市計画道路の歩道は整備されてきているが、エコプロムナード（*1）などの整備を進める必要があります。*1 花・水・緑の基幹軸
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	③ 既存の住宅地や新たな市街地において緑地の充実を図る必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	④ 加木屋中ノ池駅周辺において、引き続き商業施設や住宅地の整備を進める必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	⑤ 道路、橋りょうなどの都市施設の老朽化対策を進める必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	⑥ 既存の住宅地に狭あい道路が多いため空き家、空き地があり、対策を図る必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	⑦ 市街化区域内に田畑などの都市的低未利用地の活用を促す必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	⑧ 新たな時代に対応した公共交通への新技術活用を検討する必要があります。
重要度	低●●●●高	
自然環境の保全・活用		
満足度	低●●●●高	⑨ 地球温暖化に対応するため、カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	⑩ 日常生活において水辺空間に親しめる場所を検討する必要があります。
重要度	低●●●●高	
安心・安全の確保		
満足度	低●●●●高	⑪ 治水計画において河川の整備が遅れているため、整備を進める必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	⑫ 市街化区域内で災害対策（高潮、浸水など）の基盤整備を進める必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	⑬ 緊急車両の通れない道路の解消を図る必要があります。
重要度	低●●●●高	
にぎわいづくり		
満足度	低●●●●高	⑭ 太田川駅周辺において広域的な交流をする施設の立地を促す必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	⑮ 買い物など日常生活に不便な地区があり、交通機能の充実を図る必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低 - 高	⑯ 市内の拠点となる地区に公共施設（市民館、敬老の家、児童館など）の集約を検討する必要があります。
重要度	低 - 高	
産業の活性化		
満足度	低●●●●高	⑰ 渋滞による企業活動の影響が懸念されるため、対策を図る必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低 - 高	⑱ 既存産業の用地が不足しているため、対策を検討する必要があります。
重要度	低 - 高	
満足度	低●●●●高	⑲ 広域交通体系を生かした土地利用を検討する必要があります。
重要度	低●●●●高	
満足度	低●●●●高	⑳ 地域資源を活用した魅力あるまちづくりやシティプロモーションを図る必要があります。
重要度	低●●●●高	
【共通課題】		
SDGsへの貢献		協働・共創の取り組み

## 第1章 現況と課題

### 1-4 都市づくりの基本的課題

# 第 2 章

## 全体構想



## 2-1 都市づくりの理念と目標

本計画の上位計画である第7次東海市総合計画基本構想における本市の将来都市像、将来都市像を実現する五つの理念及び都市づくりの基本的課題を踏まえ、本計画における都市づくりの理念及び目標を以下のように定めます。

### (1) 都市づくりの理念

**ともしつながらり 笑顔と希望あふれるまち とうかい**

### (2) 都市づくりの目標

「住環境の充実」「自然環境の保全・活用」「安心・安全の確保」「にぎわいづくり」「産業の活性化」の5つの都市づくりの基本的課題に対応するように、都市づくりの目標を定めます。また、5つの都市づくりの目標に共通する基本的認識として「SDGsへの貢献」「協働・共創の取り組み」の考え方を整理します。

#### 都市づくりの目標



住みやすく、住み続けられる都市づくり



豊かな自然を身近に感じられる都市づくり



災害に強い安心・安全な都市づくり



多様な世代が交流しやすい、にぎわいある都市づくり



持続的な経済の発展を支える都市づくり

目標を支える共通認識



SDGsへの貢献



協働・共創の取り組み

### 住みやすく、住み続けられる都市づくり

- ・バスなどの公共交通において都市基盤（道路網・駅前広場など）を整備・活用することにより最適なルートと定時性を確保し、利便性が高い公共交通を目指します。
- ・自然を親しむエコプロムナードなどの歩行空間の整備や、街路樹や生垣など市街地の緑化の促進による魅力ある緑の創出によって、健康で快適な都市を目指します。
- ・加木屋中ノ池駅周辺の都市機能を充実させ、「医職住」の整った市街地の形成を目指します。
- ・道路、橋りょうなどのインフラ施設の機能を適切に維持し、安全な都市施設を目指します。
- ・空き家・空き地の原因となる狭あい道路の解消や、市街地内に残る空き地や資材置き場などの未利用地の宅地化による人口の定着により、住み続けられる都市を目指します。
- ・バスなどの公共交通における自動運転などの新技術活用の検討により、利便性の高い都市を目指します。



### 豊かな自然を身近に感じられる都市づくり

- ・カーボンニュートラルを実現するため、二酸化炭素の吸収源対策として緩衝緑地や公園・農地・ため池などの維持・保全を目指します。
- ・親水護岸の整備や水辺も含めた公園の整備など、河川や水辺空間を活用した自然を身近に感じられる都市を目指します。



### 災害に強い安心・安全な都市づくり

- ・頻発・激甚化する自然災害に対して、被害を軽減するため、河川の適正な管理や未整備区間の整備を進め、水害に強い都市を目指します。
- ・災害リスクに対する被害を軽減・防止するため、浸水対策事業や土地の嵩上げ、雨水排水施設の整備など基盤整備を推進し、水害に強い安心・安全な都市を目指します。
- ・緊急車両の通行や災害活動に対する支障を解消するため、狭あい道路の解消を進め、災害に強い都市を目指します。



### 多様な世代が交流しやすい、にぎわいある都市づくり

- ・太田川駅周辺の都市機能を充実させるため、太田川駅西地区ににぎわい施設を充実させ広域的な交流の場として魅力ある都市を目指します。
- ・生活拠点への交通機能を充実させることや、市民館や敬老の家、児童館などの公共施設を再配置することで、日常生活に困ることなく交流やにぎわいの生まれる都市を目指します。



### 持続的な経済の発展を支える都市づくり

- ・産業の活力の維持・発展に対し、産業用地を確保しやすくすることや、渋滞対策・道路網の充実により持続的な発展を支える都市を目指します。
- ・広域交通体系のインパクトを生かした新たな産業用地を創出できる都市を目指します。
- ・本市が有する歴史・文化資源を活用して、多くの人々が訪れる魅力ある都市を目指します。



#### 目標を支える共通認識

目標を支える共通認識	
SDGsへの貢献	協働・共創の取り組み
持続可能な開発目標の達成に向けた観点を取り入れながら都市づくりを推進します。	市民・事業者とともに、今後の都市づくりを考え、実践していく取り組みを推進します。

<SDGsとは>

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



- |                                     |   |                                     |  |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|--|
| <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>             | <p><b>1 貧困をなくそう</b><br/>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>  | <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>       | <p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b><br/>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>  |
| <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>              | <p><b>2 飢餓をゼロに</b><br/>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>                                      | <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>      | <p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b><br/>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする</p>  |
| <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>        | <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b><br/>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>                                     | <p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>        | <p><b>12 つくる責任 つかう責任</b><br/>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>  |
| <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>         | <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b><br/>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>                                | <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>       | <p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b><br/>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>  |
| <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>       | <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b><br/>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>                                  | <p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p>          | <p><b>14 海の豊かさを守ろう</b><br/>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>  |
| <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>       | <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b><br/>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>                                       | <p><b>15</b> 陸の豊かさを守ろう</p>          | <p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b><br/>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>        |
| <p><b>7</b> エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> | <p><b>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b><br/>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>                    | <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>       | <p><b>16 平和と公正をすべての人に</b><br/>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> |
| <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>          | <p><b>8 働きがいも経済成長も</b><br/>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p> | <p><b>17</b> パートナリーシップで目標を達成しよう</p> | <p><b>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</b><br/>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>                                 |
| <p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>     | <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b><br/>強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>                      |                                     |  |

出典：外務省HP

()内は対応する課題の番号を示す。

## 都市づくりの基本的課題

**住環境の充実**

- ① 都市基盤（道路網・駅前広場など）の整備が遅れているため、整備を進める必要があります。
- ② 都市計画道路の歩道は整備されてきているが、エコプロムナード<sup>(※1)</sup>などの整備を進める必要があります。※1 花・水・緑の基幹軸
- ③ 既存の住宅地や新たな市街地において緑地の充実を図る必要があります。
- ④ 加木屋中ノ池駅周辺において、引き続き商業施設や住宅地の整備を進める必要があります。
- ⑤ 道路、橋りょうなどの都市施設の老朽化対策を進める必要があります。
- ⑥ 既存の住宅地に狭あい道路が多いため空き家、空き地があり、対策を図る必要があります。
- ⑦ 市街化区域内に田畑などの都市的低未利用地の活用を促す必要があります。
- ⑧ 新たな時代に対応した公共交通への新技術活用を検討する必要があります。

**自然環境の保全・活用**

- ⑨ 地球温暖化に対応するため、カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。
- ⑩ 日常生活において水辺空間に親しめる場所を検討する必要があります。

**安心・安全の確保**

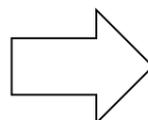
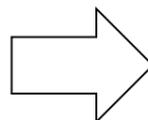
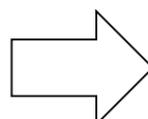
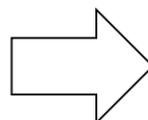
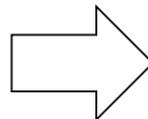
- ⑪ 治水計画において河川の整備が遅れているため、整備を進める必要があります。
- ⑫ 市街化区域内で災害対策（高潮、浸水など）の基盤整備を進める必要があります。
- ⑬ 緊急車両の通れない道路の解消を図る必要があります。

**にぎわいづくり**

- ⑭ 太田川駅周辺において広域的な交流をする施設の立地を促す必要があります。
- ⑮ 買い物など日常生活に不便な地区があり、交通機能の充実を図る必要があります。
- ⑯ 市内の拠点となる地区に公共施設（市民館、敬老の家、児童館など）の集約を検討する必要があります。

**産業の活性化**

- ⑰ 渋滞による企業活動の影響が懸念されるため、対策を図る必要があります。
- ⑱ 既存産業の用地が不足しているため、対策を検討する必要があります。
- ⑲ 広域交通体系を生かした土地利用を検討する必要があります。
- ⑳ 地域資源を活用した魅力あるまちづくりやシティプロモーションを図る必要があります。



## 都市づくりの目標

**住みやすく、住み続けられる都市づくり**

- ・バスなどの公共交通において都市基盤（道路網・駅前広場など）を整備・活用することにより最適なルートと定時性を確保し、利便性が高い公共交通を目指します。（課題①）
- ・自然を親しむエコプロムナードなどの歩行空間の整備や、街路樹や生垣など市街地の緑化の促進による魅力ある緑の創出によって、健康で快適な都市を目指します。（課題②③）
- ・加木屋中ノ池駅周辺の都市機能を充実させ、「医職住」の整った市街地の形成を目指します。（課題④）
- ・道路、橋りょうなどのインフラ施設の機能を適切に維持し、安全な都市施設を目指します。（課題⑤）
- ・空き家・空き地の原因となる狭あい道路の解消や、市街地内に残る空き地や資材置き場などの未利用地の宅地化による人口の定着により、住み続けられる都市を目指します。（課題⑥⑦）
- ・バスなどの公共交通における自動運転などの新技術活用の検討により、利便性の高い都市を目指します。（課題⑧）

**豊かな自然を身近に感じられる都市づくり**

- ・カーボンニュートラルを実現するため、二酸化炭素の吸収源対策として緩衝緑地や公園・農地・ため池などの維持・保全を目指します。（課題⑨）
- ・親水護岸の整備や水辺も含めた公園の整備など、河川や水辺空間を活用した自然を身近に感じられる都市を目指します。（課題⑩）

**災害に強い安心・安全な都市づくり**

- ・頻発・激甚化する自然災害に対して、被害を軽減するため、河川の適正な管理や未整備区間の整備を進め、水害に強い都市を目指します。（課題⑪）
- ・災害リスクに対する被害を軽減・防止するため、浸水対策事業や土地の嵩上げ、雨水排水施設の整備など基盤整備を推進し、水害に強い安心・安全な都市を目指します。（課題⑫）
- ・緊急車両の通行や災害活動に対する支障を解消するため、狭あい道路の解消を進め、災害に強い都市を目指します。（課題⑬）

**多様な世代が交流しやすい、にぎわいある都市づくり**

- ・太田川駅周辺の都市機能を充実させるため、太田川駅西地区ににぎわい施設を充実させ広域的な交流の場として魅力ある都市を目指します。（課題⑭）
- ・生活拠点への交通機能を充実させることや、市民館や敬老の家、児童館などの公共施設を再配置することで、日常生活に困ることなく交流やにぎわいの生まれる都市を目指します。（課題⑮⑯）

**持続的な経済の発展を支える都市づくり**

- ・産業の活力の維持・発展に対し、産業用地を確保しやすくすることや、渋滞対策・道路網の充実により持続的な発展を支える都市を目指します。（課題⑰⑱）
- ・広域交通体系のインパクトを生かした新たな産業用地を創出できる都市を目指します。（課題⑲）
- ・本市が有する歴史・文化資源を活用して、多くの人が訪れる魅力ある都市を目指します。（課題⑳）

## 2-2 将来都市構造

### (1) 将来人口

市の総人口は、令和5年（2023年）現在の113,572人から、本計画の計画年次である令和15年（2033年）における将来人口を上位計画である第7次東海市総合計画に合わせて、総人口116,000人と設定します。20年後の目標年次である令和25年（2043年）まで人口は増加し、約120,000人に達する見込みです。

市街化区域人口は、令和5年（2023年）現在の105,274人から民間の宅地開発などにより令和15年（2033年）には108,000人、土地区画整理事業（太田川駅西土地区画整理事業、加木屋中部土地区画整理事業）などにより令和25年（2043年）には113,000人となる見込みであり、将来の市街化区域の規模についてもこの人口を設定します。

将来人口の設定

	総人口	市街化区域人口
計画年次 令和15年（2033年）	116,000人	108,000人
目標年次 令和25年（2043年）	120,000人	113,000人

### (2) 将来土地利用フレーム

将来土地利用フレームの検討に当たっては、住居系と産業系（商業系・工業系）に分けて検討します。

#### ① 住居系市街地

住居系市街地は、計画年次である令和15年（2033年）と目標年次である令和25年（2043年）において、必要な市街地規模を設定します。

#### ア 市街化区域における増加人口

市街化区域の人口は、令和5年（2023年）現在の105,274人から、令和15年（2033年）に108,000人、令和25年（2043年）に113,000人となり、それぞれ約2,000人、約7,000人の増加となります。

#### イ 人口密度（グロス）の見込み

市街化区域内の人口密度は、現状は約59人/h aですが、近年の平均世帯人員数が減少傾向にあることから、将来の人口密度（グロス）の見込みは、令和15年（2033年）には約58人/h a、令和25年（2043年）には約57人/h aとします。

### ウ 市街化区域の未利用地の収容可能な人口

本市における市街化区域の未利用地は、1,000㎡を超える用地とします。

1,000㎡を超える市街化区域内の用地は、平成19年(2007年)から平成30年(2018年)の間、減少傾向にあります。この傾向が続くと仮定すると、市街化区域の未利用地に収容可能な人口は、それぞれの時点における未利用地と人口密度により、令和15年(2033年)に1,800人、令和25年(2043年)に2,800人となります。

### エ 拡大が必要な面積(グロス)

市街化区域における増加人口のうち、市街化区域の未利用地に収容可能な人口を差し引くと、令和15年(2033年)までに200人が収容不可能、令和25年(2043年)までに4,200人が収容不可能な人口となります。

収容不可能な人口を収容するため、将来の人口密度(グロス)の見込みから、令和15年(2033年)までに約4ha(約200人÷約58人/ha)、令和25年(2043年)までに約74ha(約4,200人÷約57人/ha)の拡大を想定します。

住居系市街地の拡大が必要な面積

	①市街化区域における増加人口	②人口密度(グロス)の見込み	③市街化区域の未利用地に収容可能な人口	④拡大が必要な面積
計算式	①	②	③	(①-③)/②
計画年次 令和15年 (2033年)	約2,000人	約58人/ha	約1,800人	約4ha
目標年次 令和25年 (2043年)	約7,000人	約57人/ha	約2,800人	約74ha

## ② 産業系（商業系・工業系）市街地

産業系（商業系・工業系）市街地は、本計画の計画年次である令和15年（2033年）、目標年次である令和25年（2043年）における産業生産規模を見通した上で、必要な市街地規模を設定します。

### ア 産業生産規模

本市の産業活動による生産額は、令和元年（2019年）現在で671,231百万円（商業系：259,196百万円、工業系：412,035百万円）であり、平成13年（2001年）から令和元年（2019年）の間、全体としてはゆるやかな成長傾向にあります。

この傾向が続くと仮定すると、令和15年（2033年）における生産額は約713,000百万円（商業系：約275,300百万円、工業系：約437,700百万円）、令和25年（2043年）における生産額は約744,400百万円（商業系：約287,500百万円、工業系：約456,900百万円）となる見込みです。

### イ 敷地生産性

本市の産業活動は、世界金融危機（リーマン・ショック）前後を除いて、概ね一定の傾向がうかがえることから、敷地生産性は、過去の傾向を基に今後も約414百万円/haで推移することとします。

### ウ 必要な産業系（商業系・工業系）市街地の面積（グロス）

本市において必要な産業系（商業系・工業系）市街地の面積は、産業生産規模と敷地生産性より、令和15年（2033年）に約1,730ha、令和25年（2043年）に約1,800haとなります。

### エ 拡大が必要な面積（グロス）

必要な産業系（商業系・工業系）市街地の面積のうち、令和3年（2021年）現在の産業系（商業系・工業系）市街地である約1,650haを差し引くと、産業系（商業系・工業系）市街地は、令和15年（2033年）までに約80ha、令和25年（2043年）までに約150haの拡大を想定します。

産業系（商業系・工業系）市街地の拡大が必要な面積

	①産業生産規模	②敷地生産性	③必要な産業系（商業系・工業系）市街地の面積	④拡大が必要な面積
計算式	①	②	①/②	③-(約1,650ha)
計画年次 令和15年 (2033年)	約713,000百万円	約414百万円/ha	約1,730ha	約 80 ha
目標年次 令和25年 (2043年)	約744,400百万円	約414百万円/ha	約1,800ha	約150 ha

### (3) 将来都市構造

将来都市構造は、本市の都市を構成する「拠点等」「土地利用の構成（ゾーニング）」「交通体系の骨格」を用いて、将来の都市の目指すべき姿を表現するものです。

#### ① 拠点等

<p>都市拠点・広域交流拠点</p> 	<p><b>位置づけ</b> 太田川駅周辺、(都)大田朝倉線の西側の後浜川南地区</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多世代が暮らすことのできるまちづくりを展開する。</li> <li>・ 産業、文化、教育、医療、福祉、オフィス、観光交流、ものづくり、宿泊などの多様な都市機能の集積・複合化により、本市の中心としてにぎわいと広域的な交流を促進する拠点の形成を図る。</li> <li>・ 交通機関相互の乗り継ぎ利便性を高め、公共交通結節点としての機能強化を図る。</li> <li>・ (都)西知多道路IC周辺という広域交通体系の利便性を生かす。</li> </ul> 
<p>健康福祉拠点</p> 	<p><b>位置づけ</b> 聚楽園駅及び聚楽園公園（しあわせ村）一帯</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通の利便性を生かした生活サービス施設の充実を図る。</li> <li>・ 文化、スポーツ、レクリエーション、福祉などの多様な機能を有する拠点として機能の維持・強化を図る。</li> </ul> 

<p>保健医療福祉拠点</p> 	<p><b>位置づけ</b> 公立西知多総合病院及び加木屋中ノ池駅周辺</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の医療・福祉機能に加えて、日常生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導、公共交通の機能強化などにより、「医職住」が整った市街地の整備に向けた拠点の形成を図る。</li> </ul>  <p>※画像はイメージ図です</p>
<p>行政拠点</p> 	<p><b>位置づけ</b> 市役所及び商工センター周辺</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政サービスや地域情報の発信地として、機能の維持・強化を図る。</li> </ul> 
<p>スポーツ文化拠点</p> 	<p><b>位置づけ</b> 市民体育館、元浜公園、創造の杜交流館及び尾張横須賀駅周辺</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ活動を支援する機能の充実により、交流・ふれあいを促進する。</li> <li>生涯学習活動や創造活動の発展と交流を促進する。</li> </ul> 

<p>地域生活拠点 (白抜きは構想)</p> 	<p><b>位置づけ</b> 聚楽園公園の南側、上野台バス停の周辺、南加木屋駅の北側、高横須賀町南部</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各生活圏の拠点を形成するエリアとして、バスなどの公共交通との連携の維持・強化を図る。</li> </ul>
<p>交通拠点</p> 	<p><b>位置づけ</b> 名和駅、南加木屋駅</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者をはじめ、だれもが快適に移動できる交通環境の整備を図る。</li> <li>公共交通の利便性を生かした居住の誘導や商業施設などの生活サービス施設の維持・充実を図る。</li> </ul>
<p>生活圏</p> 	<p><b>位置づけ</b> 商業施設を中心とした市民の行動の圏域</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各圏域の商業施設を維持するため、各地域の人口密度を維持する。</li> </ul>

② 土地利用の構成 (ゾーニング)

<p>居住ゾーン</p> 	<p><b>位置づけ</b> 産業ゾーン及び緩衝ゾーンを除く市街化区域</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既成市街地・周辺市街地（既成市街地周辺部）・郊外部住宅団地において、それぞれの地域特性を踏まえつつ、住居系土地利用を主体とした土地利用を展開し、市民の快適な暮らしを支える良好な居住環境を創出する。</li> <li>南海トラフ地震やそれに伴う津波などに対するハード面・ソフト面での対策により、安心・安全で心地よく暮らせる居住環境の形成を図る。</li> </ul>
<p>産業ゾーン</p> 	<p><b>位置づけ</b> 大規模工場が立地する臨海部及び（都）高針東海線、（都）西知多道路沿道の工場が集積している地区、（都）伊勢湾岸道路のIC周辺</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>名古屋港臨海部における物流・工業集積地の一翼を担うゾーンとして、また、本市の基幹産業である鉄鋼業の大企業が集積する地区として、現土地利用・現有機能を維持する。</li> <li>（都）伊勢湾岸道路のIC周辺は、本市の持続的発展に向けて新たな業種の産業の立地を誘導する地区として今後の土地利用を検討する。</li> </ul>
<p>緩衝ゾーン</p> 	<p><b>位置づけ</b> 産業ゾーンと内陸部の居住ゾーンを共生させる広域交流施設や研究開発施設、物流団地、都市計画緑地、農地など</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な操業環境と快適な居住環境の双方を確保する重要な機能を果たすゾーンとして、その保全及び整備を図る。</li> </ul>

<p>農業緑地ゾーン</p> 	<p><b>位置づけ</b> 市域東部に広がる丘陵地の山林や農地</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山林や農地は、自然環境や都市景観に加え防災上非常に重要な機能を担うことから、その保全・活用を図る。</li> <li>・農業緑地ゾーンに点在する既存集落地は、現在の土地利用を維持するとともに、自然環境と調和しつつ居住環境の向上を図る。</li> </ul>
<p>新市街地候補ゾーン</p> <p>&lt;住居系&gt;</p> 	<p><b>位置づけ</b> 市街化調整区域のうち都市拠点・広域交流拠点、保健医療福祉拠点周辺</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道駅の周辺という立地特性を踏まえ、土地利用や都市基盤の整備方針の熟度に応じて新たな居住や生活サービス施設、交流施設などの立地を誘導し、計画的に住居系の市街地を形成するために市街化区域への編入を図る。</li> <li>・ゾーンの範囲のほか、将来土地利用フレームで定めた住居系市街地の拡大が必要な面積の範囲内で鉄道駅周辺や市街化区域に隣接した区域も候補とする。</li> </ul>
<p>新市街地候補ゾーン</p> <p>&lt;産業系&gt;</p> 	<p><b>位置づけ</b> 市街化調整区域のうち（都）西知多道路 I C 周辺及び（都）伊勢湾岸道路大府 I C 周辺</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域交通体系の利便性を生かし、土地利用や都市基盤の整備方針の熟度に応じて新たな産業の立地を誘導し、計画的に産業系の市街地を形成するために市街化区域への編入を図る。</li> <li>・産業系の新市街地候補ゾーンの一部は、緩衝ゾーンとしての役割もあることから、（都）西知多道路 I C 周辺における市街地形成に当たっては一定水準の緑地を確保するなどにより緩衝機能の確保に努める。</li> <li>・ゾーンの範囲のほか、将来土地利用フレームで定めた産業系市街地の拡大が必要な面積の範囲内で I C 周辺や幹線道路の沿線も候補とする。</li> </ul>

③ 交通体系の骨格

<p>公共交通基幹軸</p> <p>鉄道・駅</p>  <p>バス路線</p> 	<p><b>位置づけ</b> 都市の骨格となる広域的な移動を支える鉄道（名古屋鉄道常滑線、河和線）及び路線バス（知多バス上野台線、横須賀線）</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用車に過度に頼らない都市の構築に向け、公共交通の利便性の向上及び利用促進を図るため、主要な鉄道駅における駅前広場の整備や乗り継ぎ利便性の向上などの公共交通結節機能の強化・充実を図るとともに、公共交通による各拠点間のネットワークの強化を図る。</li> <li>・ 保健医療福祉拠点周辺においては、公立西知多総合病院を核として広範囲からの多様な世代のアクセス性を強化するため、加木屋中ノ池駅の整備を推進する。</li> </ul>
<p>道路交通軸 &lt;広域道路軸&gt;</p> 	<p><b>位置づけ</b> 高速自動車国道や高規格道路などの自動車専用道路</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高規格道路である(都)西知多道路については、地域の交通渋滞の緩和、災害時の輸送路確保、空港アクセスの充実などの観点から、本市のみならず、広域的な交通需要への対応を図る。</li> </ul>
<p>&lt;幹線道路軸&gt;</p> 	<p><b>位置づけ</b> 主要幹線道路や都市幹線道路、地区幹線道路</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の骨格を形成し、人や物の円滑な移動を支えるとともに災害時における避難・輸送機能を確保する道路網としてネットワークの形成を図る。</li> <li>・ 広域的な幹線道路として緊急輸送道路となり得る路線、渋滞解消のために4車線化が必要な路線及び都市拠点・広域交流拠点へのアクセス性向上に資する東西方向の幹線道路軸の整備を図る。</li> </ul>

将来都市構造図（目標年次：令和25年度（2043年度））



## 2-3 都市整備の方針

都市づくりの目標を達成し、都市づくりの理念を実現するために、6つの分野（土地利用、都市施設、自然環境、都市環境及び都市景観、都市防災、住宅・宅地の供給）における基本的な方針を定め、これに基づき具体的な施策・事業を展開します。

また、各方針と都市づくりの目標の関係性を整理し、つながりを明確化します。

### 方針を定める6つの分野

- 1 土地利用
- 2 都市施設
- 3 自然環境
- 4 都市環境及び都市景観
- 5 都市防災
- 6 住宅・宅地の供給

### 都市づくりの目標

- ：住みやすく、住み続けられる都市づくり（住環境）
- ：豊かな自然を身近に感じられる都市づくり（自然）
- ：災害に強い安心・安全な都市づくり（防災）
- ：多様な世代が交流しやすい、にぎわいある都市づくり（にぎわい）
- ：持続的な経済の発展を支える都市づくり（産業）

次ページ以降、各方針が5つのどの都市づくりの目標と関係しているのかをアイコン表示します。

■住環境 ■自然 ■防災 ■にぎわい ■産業

## (1) 土地利用方針

今後の土地利用方針や規制・誘導の方向性などを以下に示します。なお、ここで示す市街化区域の土地利用方針に基づき、今後必要に応じて、用途地域の見直しに関する検討を行うものとします。また、市街化調整区域については、利便性の高い地区に限定した居住や産業立地のために市街化区域への編入を検討して土地利用を図るものとします。

### ① 市街化区域の土地利用方針

#### ア 専用住宅地区

■□□□□

土地区画整理事業などにより計画的に整備された地区、住宅団地として開発された地区などの低層住宅が主体となっている住宅地では、今後も戸建て住宅を中心とした低層専用住宅地として、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

■□□□□

専用住宅地として、居住環境との調和を図りつつ、生活に密着した商品を扱う店舗などの立地を促すことにより、自家用車に過度に頼らなくても不便なく日常生活を送ることができる身近な生活圏を形成します。

#### イ 一般住宅地区

■□□□□

古くからの既成市街地では、現在の住居系土地利用を維持するとともに、都市基盤が十分整備されていない地区では、狭あい道路の解消を進めながら居住環境の改善・向上を図ります。

■□□□□

土地区画整理事業などにより計画的に整備された地区では、都市基盤を生かして、居住環境との調和を図りつつ、生活に密着した商品を扱う店舗などの生活サービス施設、中高層住宅などの立地を促すことにより、自家用車などに過度に頼らなくても不便なく日常生活を送ることができる身近な生活圏を形成します。

■□□□□

古くからの既成市街地や幹線道路の沿道を中心に形成された住宅地では、戸建住宅や中高層住宅、商業施設などが立地する複合的な土地利用が図られており、現在の居住環境を維持しつつ、今後も日常的な商業施設などの生活サービス施設の立地を促すことにより、当該地区及びその周辺住民の暮らしやすい生活環境を確保します。

■□□■

太田川駅西地区では、都市全体の活力・にぎわいの向上に向けて、住居のほか、高次都市機能を誘導します。また、交流人口の拡大や産業の発展に向けた施設を誘導します。

■□□□□

保健医療福祉拠点に位置する加木屋中部土地区画整理事業を推進し、公立西知多総合病院や加木屋中ノ池駅の利便性を生かした良好な居住環境を形成します。

### ウ 住商複合地区

□□□□

周辺の住宅地の居住環境に配慮しつつ、中高層住宅や幹線道路沿道の利便性を生かした商業施設の立地を維持・誘導します。なお、幹線道路沿道への施設立地に際しては、当該道路の交通処理機能に支障をきたすことのないよう配慮します。

### エ 商業業務地区

□□□■

太田川駅西地区は、都市の魅力を高めるため、観光施設、宿泊施設とホールなどの複合施設、教育文化施設の立地誘導を図ります。

□□□■

太田川駅周辺などの利便性の高い地区では、テレワークなど働き方の多様化に対応するため、シェアオフィスやコワーキングスペースの整備の支援を検討します。

□□□□

鉄道駅周辺における交通拠点（鉄道）では、公共交通の利便性を生かし、高度利用も含めた世代に応じた居住の誘導や居住と一体となった店舗を含む商業をはじめとする生活サービス施設の充実により、都市拠点を補完する拠点として利便性を高めます。

□□□□

そのほかの商業業務地区については、歩いて暮らせる都市づくりに向けて、徒歩や自転車でも利用しやすい生活サービス施設の立地を維持・誘導します。

### オ 住工複合地区

□□□■

臨海部の工業地区と内陸部の専用住宅地区、一般住宅地区などに挟まれた国道247号沿道の市街地などは、都市構造上、緩衝ゾーンとしての役割を担っていることから、工場敷地内の緑化の促進、土地区画整理事業などに合わせた歩行空間の整備などを進めることで、操業環境と快適な居住環境の両立を図り、小規模な工場などと住宅が共存する土地利用を維持します。

□□□■

広域的に影響を及ぼすような大規模集客施設については、今後必要に応じてその立地の規制を検討します。

## カ 工業地区

□□□■

大規模工場が立地する臨海部や(都)西知多道路沿道の工場の集積地については、本市の経済・財政基盤を支える工場などが数多く集積している地区であることから、今後も工場などの操業環境の維持・保全を図り、良好な工業地区としての土地利用を維持します。

■□□□■

中新田地区については、地区計画の活用により住居系土地利用との混在を防止します。

□□□□■

名和駅西地区については、土地区画整理事業を実施し、民間活力を活用した産業機能の立地誘導による産業や物流の集積を図る市街地の形成を促進します。

□□□□■

名和共和地区については、地区計画の指定に基づき、計画的な産業系市街地を形成します。

## ② 市街化調整区域の土地利用方針

### ア 農地・集落地

□□□□■

土地改良事業を行った地区をはじめとした面的にまとまった一団の農地については、グリーンインフラとして環境対策や防災対策などの多面的な機能を持つことから、維持・保全を図ります。そのほかの農地についても、無秩序な開発の抑制に努めます。

■□□□■

農地のなかに介在する集落地については、居住環境の維持を図ることで地域での暮らしやすさと集落地としての土地利用を維持します。

### イ 新市街地候補地区（将来的な市街化区域への編入候補地区）

#### a 住居系

■□□■□

(都)大田朝倉線の東側の天宝地区（太田川駅南西部）は、太田川駅への近接性を生かした都市活力、にぎわい向上に向けた住居系市街地の形成を検討します。

■□□□□

養父高地区（高横須賀町南部・高横須賀駅、尾張横須賀駅及び加木屋中ノ池駅の徒歩圏）、(都)大田朝倉線の東側の養父新田地区（養父町西部・尾張横須賀駅の徒歩圏）及び養父町竹ヶ谷（南加木屋駅の徒歩圏）などにおいては、鉄道駅の利便性を生かし、子育て世代の定住を目指すとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて、周辺の自然環境や営農環境に配慮するなどし、計画的な都市基盤の整備を前提とした住居系市街地の形成を検討します。

■□□□□

新市街地の整備については、低層住宅による良好な住環境が図られるように努めます。

## b 産業系

### 住環境 自然 産業

(都)大田朝倉線の西側の川北地区(太田川駅北西部)、天宝地区(太田川駅南西部)及び養父新田地区(養父町西部)は、(都)西知多道路による広域アクセス性を生かし、工業や物流、研究開発施設などの立地を主体とした計画的な産業系市街地の形成を検討します。この際、臨海部の工業地区と内陸部の専用住宅地区、一般住宅地区などに挟まれる緩衝ゾーンとしての役割も踏まえた緑を確保します。

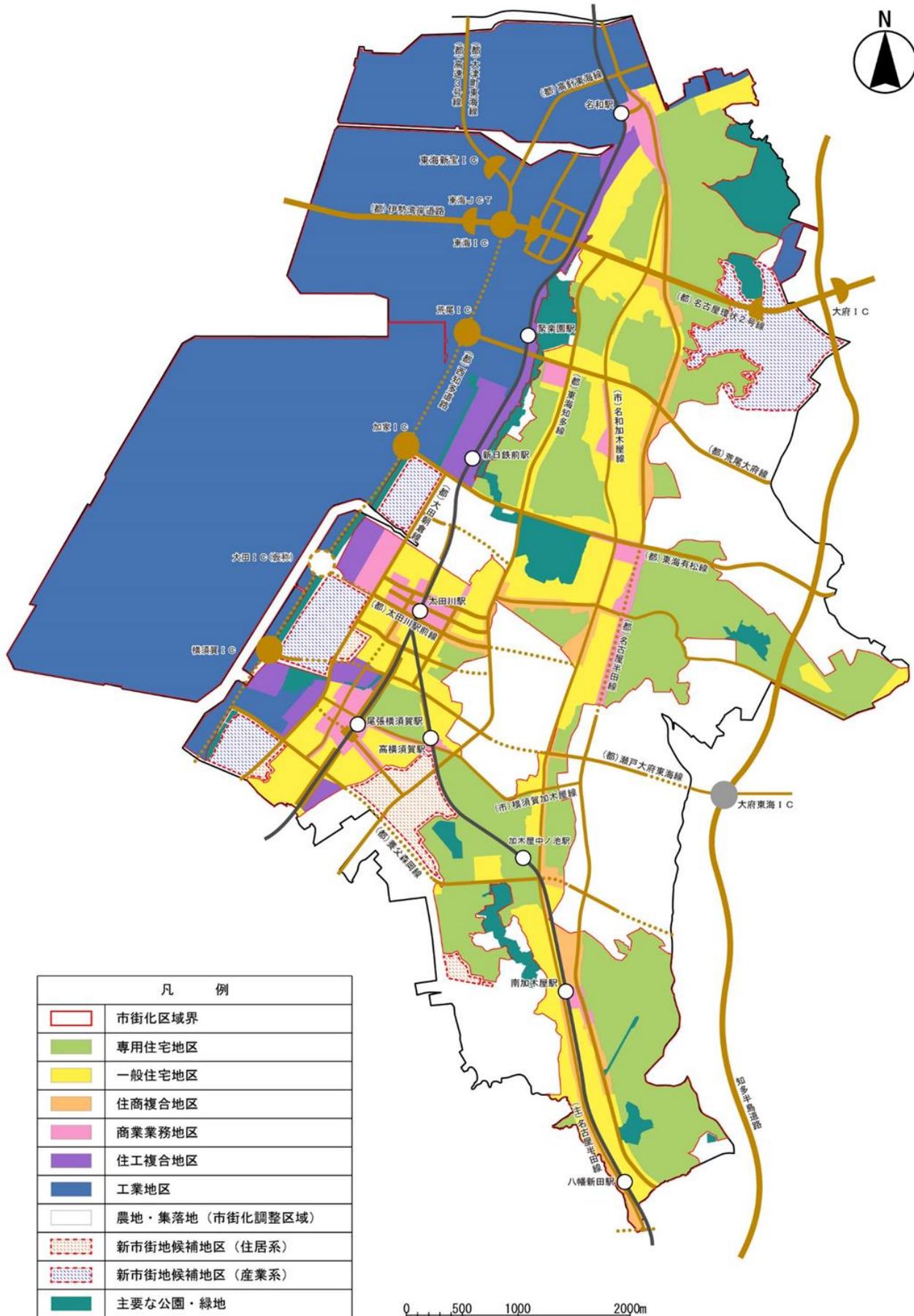
### 防災 産業

(都)伊勢湾岸道路大府IC周辺では、広域交通体系の利便性を生かし、次世代産業などの新たな産業の立地促進に向けた土地利用を推進します。

### 住環境 自然 産業

住居系の市街化区域と隣接して産業系の開発行為をする場合は、緑地の充実を図るなど、騒音や振動及び日影に対して一層の配慮を求めます。

土地利用方針図



## (2) 都市施設の整備方針

本市の交通施設（公共交通、道路など）、公園・緑地及び河川などの都市施設の整備方針を以下に示します。

### ① 交通施設等の整備方針

#### ア 鉄道及び交通結節点

■□□□

自家用車に過度に頼らないで暮らせる都市づくりに向けて、公共交通を中心とした交通体系を形成し、各交通手段の連携強化や交通結節点の機能強化を図ります。

■□□□

円滑な交通の確保や交通機関相互の乗り継ぎ利便性の向上を図るため、尾張横須賀駅西側や南加木屋駅などにおける駅前広場の整備を進め、利便性の向上を図ります。

■□□□

加木屋中ノ池駅については、駅前広場の整備に合わせ、サイクルアンドライドへの対応やバス停の設置を図ります。

■□□■

鉄道駅周辺においては、多様な世代の利用や観光客の移動を支える公共交通の充実を図るため、グリーンスローモビリティの導入、自動運転などの新技術やデマンド交通などの新たな取り組みを検討します。

#### イ バス網

■□□□

路線バス（知多バス上野台線、横須賀線）については、本市と大府市とを結ぶ東西方向の公共交通基幹軸として路線の維持を図ります。また、交通結節点における鉄道やコミュニティバス「らんらんバス（東海市循環バス）」との連携強化を図ります。

■□□□

公共交通基幹軸である鉄道や路線バスなどにアクセスするコミュニティバス「らんらんバス（東海市循環バス）」の利用者のニーズに対応し、必要に応じて道路整備などの見直しを行います。

■□□□

バス停の待合環境改善を進め、バス利用者の利便性向上を図ります。

#### ウ タクシー

■□□□

時間帯、ドアツードアなど、利用者ニーズに対応したきめ細やかで多様なサービスを提供することが可能な、タクシーの利用促進を図ります。

■□□□□

A I オンデマンド交通などの新しい取り組みにより、移動交通手段が少ない地域や、高齢者、運転免許証を持たない方などの移動手段の選択肢を広げます。

## 工 幹線街路・道路

■□□■

本市の交通現況、将来広域交通体系との整合、将来都市像の実現、将来交通需要への対応及び都市拠点・広域交流拠点などへアクセスする自動車交通への対応などの観点から、都市計画道路の整備を促進します。また、市内の交通混雑を解消するために、(都) 養父森岡線や(都) 西知多道路の整備、大田 I C (仮称) の設置や(都) 太田川駅前線の東側への延伸区間((都) 東海知多線～(市) 名和加木屋線)の整備を進めるとともに、県と連携して(都) 瀬戸大府東海線などの4車線化整備を進めます。

なお、社会経済情勢などの変化を踏まえ、道路の機能を明確にしたうえで、必要に応じた見直しも検討します。

■□□□□

そのほかの幹線道路については、自動車のほか、歩行者・自転車の安全で円滑な移動を支えるための整備を進めます。

■□□■

道路や橋りょうなどの既存の都市施設は、計画的な維持管理を進めます。

## オ 生活道路

■□□□□

古くからの既成市街地にみられる狭あい道路や行き止まり道路は、地域の防災性向上に配慮しながら、沿道建物の機能更新にあわせた拡幅整備など、地域住民と協働して交通安全性及び防災性の向上に向けた整備について、地域の同意や気運の高まりを踏まえて進めます。

## カ 駐車施設

■□□■□

主な鉄道駅や公共施設周辺においては、施設利用者による駐車需要に対処するため、公共と民間の適切な役割分担を図りつつ、公共の駐車場及び自転車等駐車場の適切な管理・運営に努めます。また、カーボンニュートラルの実現に向けて、電気自動車(EV)などの充電スタンドの設置を促進します。

## キ 歩行者・自転車ネットワーク

■□□■□

都市拠点・広域交流拠点である太田川駅周辺地区や太田川駅西地区とスポーツ文化拠点である尾張横須賀駅周辺のそれぞれの地域特性を生かした都市空間を整備するとともに、これらを結ぶ魅力的な歩行空間や自転車通行空間を整備することで、歩行者の利便性とまちの回遊性の向上を図ります。



■ ■ ■ ■ ■

子育て世代にも安全で快適な居住環境の創出や自然環境との共生を実現する都市を目指し、大田川、渡内川、中川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）を河川沿いの歩行者・自転車道などとして整備を進めます。

■ ■ ■ ■ ■

エコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）と連携して、都市拠点・広域交流拠点や自転車の利用拠点となる主要な施設などを結ぶ歩行者・自転車ネットワークの整備を進めます。安全性、快適性の向上の観点から、それぞれの空間を通行しやすく、また自然に通行位置が守られるよう、連続的にネットワーク化された歩行者・自転車通行空間の形成を図ります。

■ ■ ■ ■ ■

歩行者・自転車ネットワークの路線整備とあわせて、歩行者・自転車ネットワーク以外の路線についても、交通量や幅員などの地域特性に応じた連続性のある歩行者・自転車通行空間の形成を図ります。

■ ■ ■ ■ ■

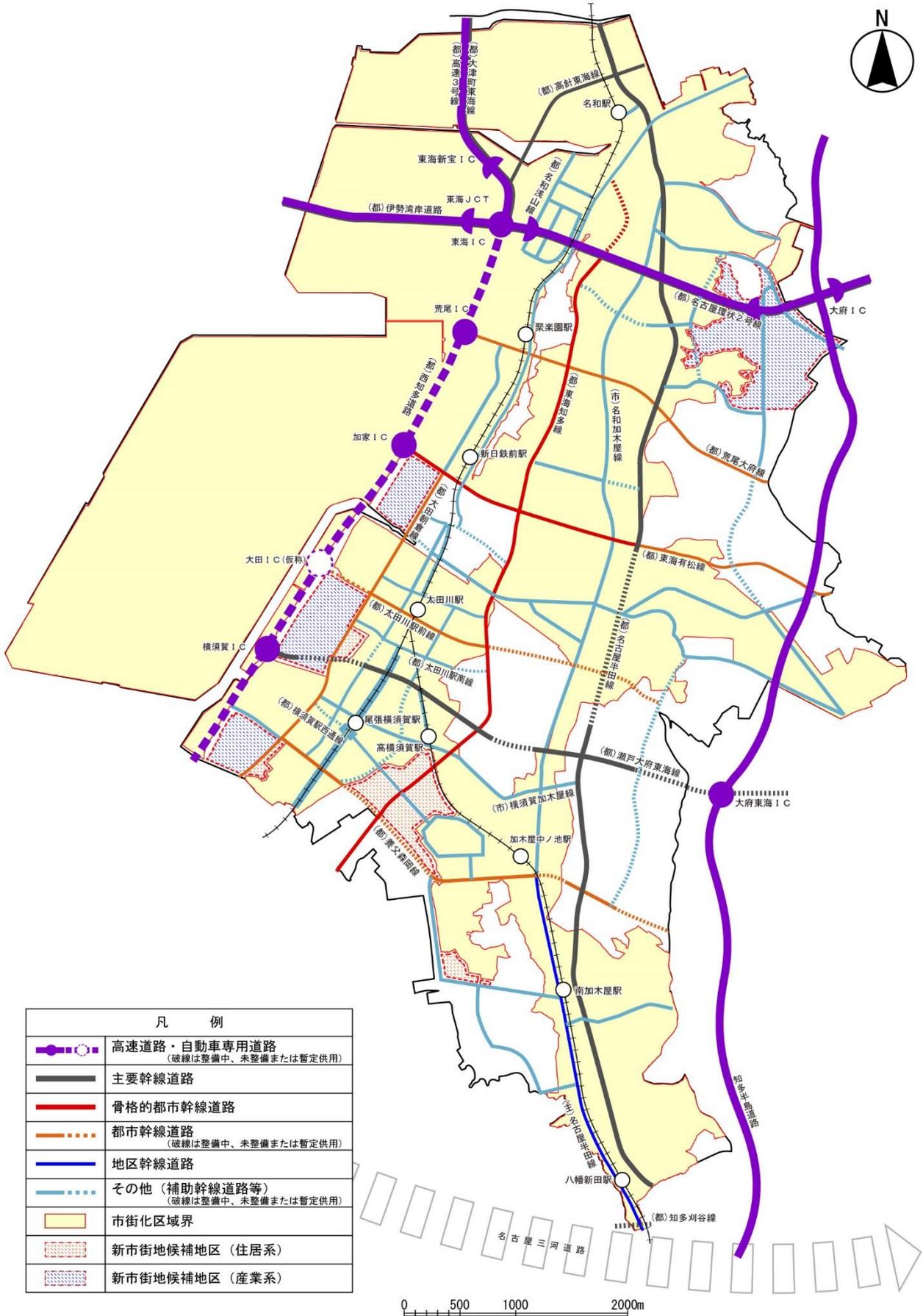
通学路の合同点検を継続するとともに、危険箇所などにおける歩行者の安全対策を実施し、安全な歩行空間の形成を図ります。また、これらの取り組みを繰り返し実施することで、通学路の安全性の向上を図ります。

### ク 多様な交通手段の活用

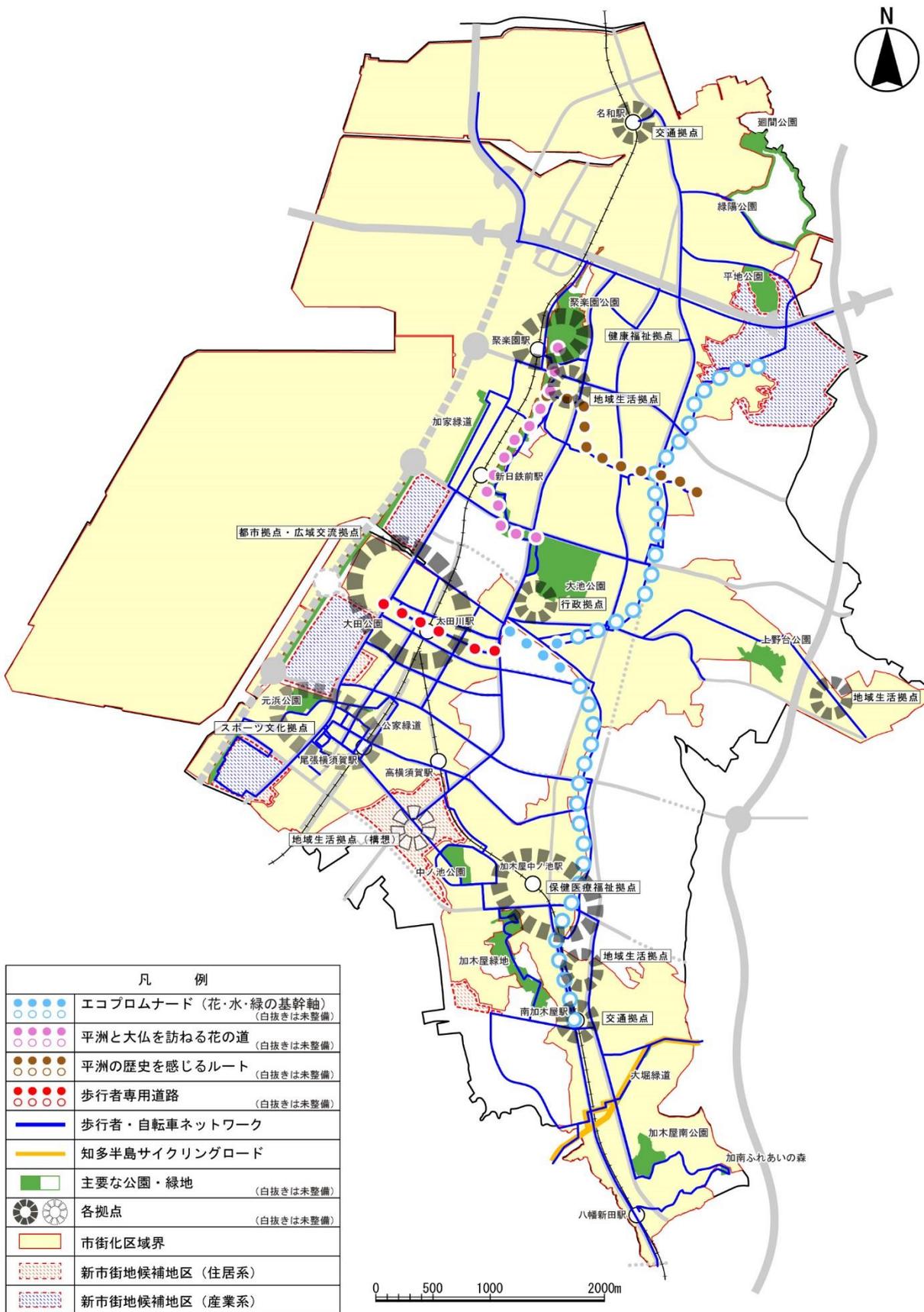
■ ■ ■ ■ ■

環境や健康を配慮して多様な交通手段を適切に選択する意識の向上を図るため、モビリティ・マネジメントの実施について検討します。また、公共交通の利用促進や高齢者の移動を支援するため自動運転やデマンド交通の導入など新たな取り組みを検討します。

幹線街路等の整備方針図



歩行者・自転車ネットワーク図





## ② 公園・緑地の整備方針

### ア 確保目標

都市公園等として整備すべき緑地の目標水準については、「東海市緑の基本計画（2017年（平成29年）3月改定）」に基づき、下表に示す目標量の確保に努めます。ただし、東海市緑の基本計画の改定により、整備目標に変更がある場合には適宜見直します。

表 公園や緑地の整備目標

	現状 (平成28年度(2016年度))	目標 (令和8年度(2026年度))
市民1人当たりの都市公園面積	10.6m <sup>2</sup> /人	10.6m <sup>2</sup> /人以上
都市公園及び公共施設緑地	297.8ha	319.0ha以上

### イ 都市公園等

#### ■ ■ ■ ■

都市公園等については、近隣・街区公園をはじめ、都市計画決定された未整備公園などの整備を進めます。また、老朽化した既存公園のリニューアルなどを進めます。

#### ■ ■ ■ ■

市民ニーズや地域の状況変化などに柔軟に対応するため、今後新たに整備する場合や既存の公園をリニューアルする際には、できるだけ市民参画の手法を用いながら、多様な子どもが楽しめるインクルーシブ遊具の導入などにより、ユニバーサルデザインの考え方のもとだれもが利用しやすい施設整備に努めます。

#### ■ ■ ■ ■

公園毎に特色を持たせた魅力あふれる施設整備や、公園を活用したソフト事業の展開などによって質の充実を図り、年間を通じてたくさんの市民や市外の人たちが訪れる都市公園づくりを推進します。

#### ■ ■ ■ ■

大池公園、緑陽公園においては、自然とふれあうことができる大規模な都市公園として、緑豊かな里山を保全し、多くの人たちが里山の豊かな自然を体感し、自然とふれあうようなレクリエーション活動が行える場の提供を進めるとともに、災害時のオープンスペースの確保のため、広域的な救援活動や復旧活動などの防災機能を有する整備の推進に努めます。

#### ■ ■ ■ ■

公園・緑地や街路樹などの緑を適正に維持管理し、安全性の確保に努めます。

#### ■ ■ ■ ■

(都)西知多道路沿道は、臨海部の産業ゾーンと内陸部の居住ゾーンとの緩衝機能を担う空間を確保するため、(都)西知多道路の整備状況や周辺の土地利用状況を見据えながら、整備済みの東海緑地から養父新田緑地へとつながる連続性のある緩衝緑地の整備を推進します。

■ ■ ■ ■ ■

カーボンニュートラルを実現するため、樹木の高齢化による二酸化炭素吸収量減少傾向にある既存の緩衝緑地や都市緑地については、成長（吸収）が旺盛な若い森林への更新を推進し、適正な樹林地管理や間伐、再造林などを実施します。

## ウ 民有緑地

■ ■ ■ ■ ■

市内に残された良好な自然環境を次世代に引き継ぐとともに、民有地の緑化を促進するため、「保全地区・保存樹木の指定」、「生垣・壁面・駐車場・空地の緑化の促進」のほか、工場等の事業地における「工場等緑化協定」などの取り組みにより、一層の緑地の充実を図ります。また、カーボンニュートラルの実現に向けて、市民や事業所などの積極的な参画による緑の保全・創出に向けた仕組みづくりを検討します。

## エ 緑のネットワークづくり

■ ■ ■ ■ ■

本市の土地利用構想における、緩衝緑地ゾーン、居住ゾーン、農業緑地ゾーンそれぞれを南北の緑の軸とし、この3本の軸をつなぐ東西の軸として、大田川、渡内川、中川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）や幹線道路などを活用した緑のネットワークを形成し、既存の緑の保全や新たな緑の創出を図ります。

■ ■ ■ ■ ■

公園やポケットパーク、多自然川づくりによる護岸の整備や既設の港湾緑地や水面などを一体的な公園・緑地空間として活用し、川や海を身近に感じることでできる憩いとにぎわいの場の整備などを検討し、市民が水と親しめる空間の創出を図ります。

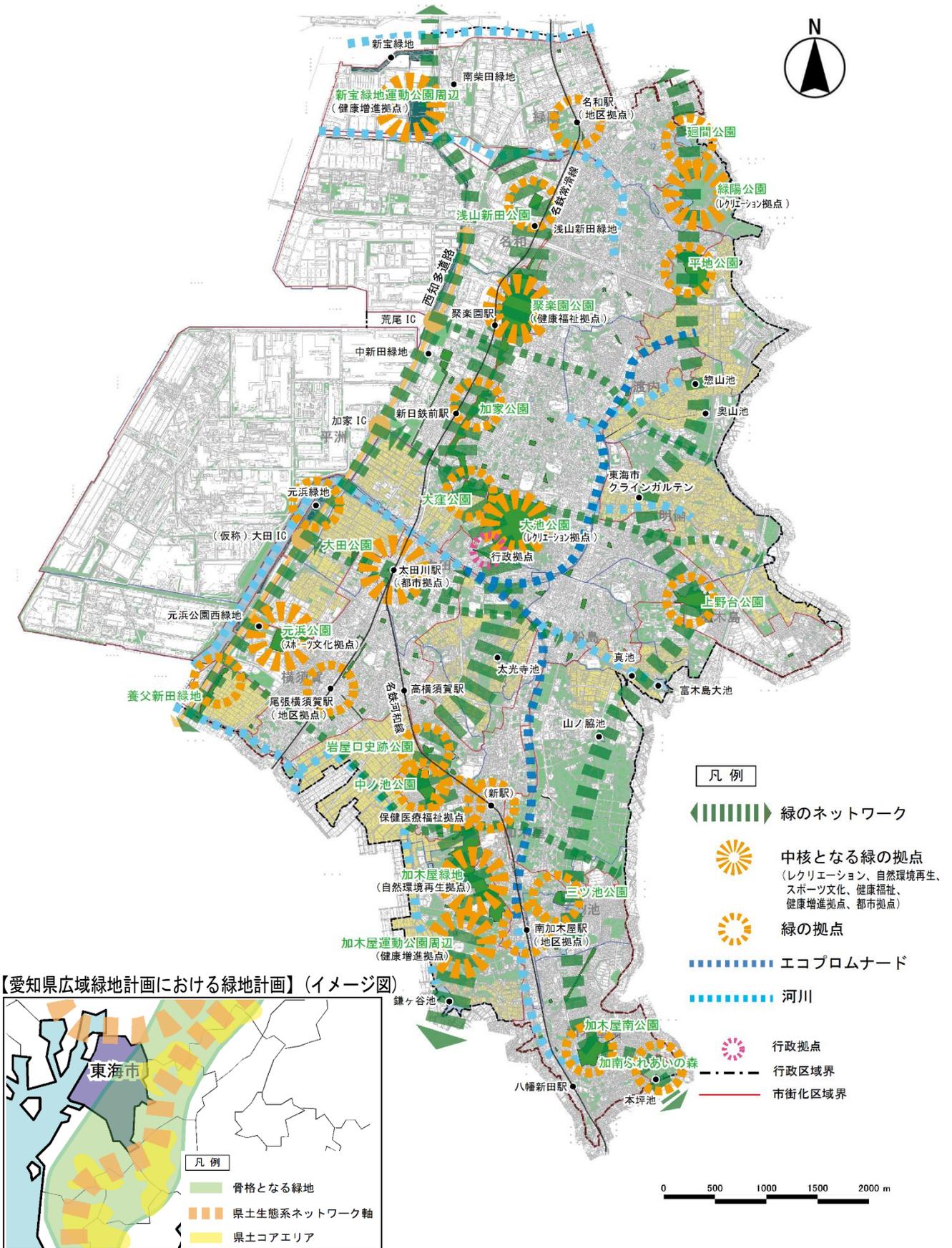
■ ■ ■ ■ ■

公園・緑地や街路樹などの緑を適正に維持管理し、安全性の確保に努めるとともに、「アダプトプログラム」の充実など、市民やNPO法人、企業などの多様な主体と連携することによって、市民一人ひとりが緑を身近に感じられ、日常的に関わることでできる仕組みづくりにより、緑のネットワークの形成を図ります。

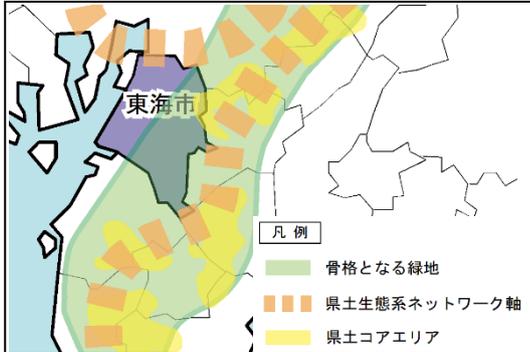
■ ■ ■ ■ ■

利用者が訪れやすく、親しみやすい環境づくりのため、コミュニティを始めとした団体による、にぎわいの創出や地域の活性化を図るなど、公園緑地などの魅力が向上する取り組みを支援します。

公園・緑地の整備方針図



【愛知県広域緑地計画における緑地計画】(イメージ図)



(出典：東海市緑の基本計画)

### ③ 上下水道・河川の整備方針

#### ア 上水道

住環境 防災

大規模地震が発生した場合に備えて、避難拠点となる重要給水施設（医療施設・避難所等）への配水を確保するため、配水池から重要給水施設に至る最も効率的に配水できる経路を優先して耐震化整備を進めます。

また、水道事故の発生を防ぐために、計画的に老朽管路の更新なども進めます。

#### イ 下水道

住環境 防災

防災上の観点から、市民が安心して暮せるよう雨水処理施設の整備を進めるとともに、市民の快適な暮らしを支える下水道施設（污水管、浄化センター、共同汚泥処理施設）の整備と水洗化を進めます。また、既に整備が完了している管渠や処理場などの下水道施設については、適切な維持管理を図ります。

#### ウ 河川

防災

大田川や信濃川を始めとする二級河川や準用河川などは、浸水被害を防止するなど、防災上の観点から、県と連携を取りながら必要な箇所について改修や整備が推進されるように努めます。また、100mm/h安心プランとして国の登録を受けた「東海市大田川流域における浸水対策推進プラン」に基づき、河川改修や河川監視カメラ・サイレンの設置などの浸水対策を進めます。

### ④ その他の都市施設等の整備方針

住環境

超高齢社会の到来に対し、社会福祉施設などの公益施設については、土地利用計画や交通施設計画との整合性を確保しつつ、必要に応じて新たな施設の設置・整備などを検討します。

住環境 にぎわい

にぎわいの創出や効率的なサービス提供に向け、市民館や敬老の家、児童館などの公共施設の再配置を検討します。

### (3) 自然環境の保全・活用の方針

#### ① 山林と丘陵部の緑地の保全・活用



市域東部の丘陵部に広がる農地は、本市の土地利用構成を形成する上で重要な役割を担うとともに、都市景観及び防災上も重要な機能を果たしていることから、農業振興地域の整備に関する法律などにに基づき、その保全に努めます。



市域南部の加木屋緑地は、市民参加による里山機能の再生活動などを通して、多様な世代の人たち、特に次代を担う子どもたちが自然とのふれあいや多様な生物が生息できる場として保全・活用を図ります。



市内に残された山林や樹木については、住環境、都市景観及び土砂流出の防止機能など、防災などの重要な役割を担うとともに、市民生活における身近な緑地空間としての機能を果たしていることから、東海市緑化及び花いっぱい推進条例などにに基づき、その保全に努めるとともに、住民による里山機能の再生や都市住民と自然環境との交流の場や子どもの教育の場としての活用を図ります。



都市拠点・広域交流拠点東側の太光寺池周辺に広がる農地や山林については、市街化区域に囲まれたまとまりある貴重な緑地であることから、その保全に努めます。



市内の農地については、クライנגルテンにおける取り組みを活かし、農業に触れ、親しむ場として、また、レクリエーションの場としてニーズが高まっている市民農園による活用も進め、保全・活用を努めます。

#### ② ため池の保全・活用



ため池については、市民が水・緑と親しむことのできる憩いとやすらぎの場となるとともに、防災上の観点からも重要な役割を担うことから、周辺整備を含めた保全・活用方策やため池を活用した浸水対策の強化について検討を進めます。

## (4) 都市環境及び都市景観形成の方針

### ① 都市環境形成

■ ■ ■ ■ ■

2050年を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指し、東海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和5年（2023年）9月策定）に基づき、地球温暖化対策を推進し、良好な都市環境の形成を推進します。また、市民、事業者、行政が一体となって様々な取り組みを推進します。

■ ■ ■ ■ ■

環境に配慮したまちづくりと持続可能な循環型社会の実現を目指し、第2次東海市環境基本計画（平成29年（2017年）3月策定）に基づき、良好な都市環境の形成を推進します。

### ② 都市景観形成

■ ■ ■ ■ ■

まちなかの快適な通行空間と利用空間を確保するため、新たに整備する都市計画道路や無電柱化推進計画に位置付けられた道路の無電柱化を実施し、景観の質的向上に努めるとともに、横須賀地区などの市内に残る歴史文化資源を活用し、本市ならではの美しさや魅力を感じるような景観づくりを図ります。

□ □ □ □ ■

伝統的な祭りや歴史的なまちなみ、臨海部の工業地帯などの特徴ある景観を生かし、観光資源として活用を図ります。

■ □ □ □ □

公共施設の清掃や樹木へのかん水などの美化活動を行うボランティアを育成して、市民の景観意識の向上を図ります。

■ □ □ □ □

良好な都市景観形成に向けた施策や建築物などに対する周辺景観と調和したデザインのルールなどを定めた計画の策定を検討します。なお、本市の景観形成の基本的な考え方である東海市都市景観基本計画（平成5年（1993年）3月策定）の景観像及び景観方針を踏まえた計画とします。

## (5) 都市防災対策の方針

東海市地域防災計画（令和4年（2022年）12月修正）、東海市水防計画（令和4年（2022年）12月修正）及び東海市立地適正化計画（令和4年（2022年）3月改定）に定める防災指針を踏まえ、本市の都市防災対策に関する方針を以下に示します。

### ① 風水害等災害対策

#### ア 水害予防対策

##### a 総合的治山対策

□□□□

山地災害危険地区（台風や集中豪雨に伴う山腹の崩壊や、土砂の流出によって直接、人命、財産が大きな被害を受けることが予想される箇所）における被害を防止するため、県と連携を取りながら、山地治山事業及び保安林整備事業を進めます。

##### b 砂防対策

□□□□

人命保護の立場から土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒区域などの指定、土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転などへの補助、警戒避難体制の確立、防災意識の普及などの総合的な土砂災害対策を県と連携を取りながら進めます。

##### c 河川防災対策

□□□□

平常から河川を巡視するとともに、監視カメラや水位計を活用し、河川状況の把握や市民が速やかに避難できる対策を行い、被害を未然に防止します。また、草刈や浚渫などの定期的な維持管理と護岸施設の点検を実施し、防災・減災対策を進めます。

洪水、高潮などによる災害を防止するため、県と連携を取りながら水系一貫した改修や維持修繕が推進されるように努めます。

##### d 海岸防災対策

□□□□

護岸の改良及び補強並びに水門などの改築及び補修について、愛知県及び名古屋港管理組合と連携し、激甚な大規模災害にも備えた対策が推進されるよう努めます。

### e 農地防災対策

□□□□

流域の開発などの立地条件の変化に対処するため、排水ポンプ、排水路などの農業用施設などの新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止します。

防災重点農業用ため池の決壊などを防止するため、堤体補強及び洪水吐その他附帯施設の改修を行い、予想される被害を未然に防止します。

### f 新たな市街地の形成に係る防災対策

□□□□

新たな市街地（太田川駅西地区、加木屋中部地区、名和駅西地区）の整備を行うに当たっては、地形特性や想定浸水深などを考慮し、土地の嵩上げや海岸堤防の改良、適正な公園・緑地の配置などにより、災害に強い土地利用・施設整備を図ります。

## イ 都市防災対策

### a 都市計画

□□□□

土地区画整理事業の実施にあわせて、道路、公園、上下水道そのほかの公共施設を整備することにより、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図ります。街路については、災害時における防火帯及び消火救護活動並びに緊急輸送の動脈として重要な施設であるため、幅員、構造などは防災の目的に配慮して計画します。公園、緑地、広場などは、街路とともに重要な防災施設です。災害時の避難場所として、また、火災発生時には防火帯及び応急救護活動の拠点として活用できるため、都市防災の観点から適正な公園・緑地の規模及び配置に注意し、拡充整備を図ります。

### b 防災街区等整備計画

□□□□

市街地における火災を防止するため、都市の中心的な場所の地域を防火地域に、また、防火地域周辺の地域などは、準防火地域として必要な規制を行います。また、市街地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用により都市機能の更新を図ります。

### c 建築物の不燃化の促進

□□□□

防火地域及び準防火地域を指定することにより、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。建築物の不燃対策により延焼防止対策の促進に努めます。大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の高い建築物は、防火及び避難上の各種の措置の徹底を図ります。

#### d 防災空間の整備拡大

□□□□

防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路などの都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努めます。

□□□□

狭あい道路や行き止まり道路は、沿道建物の建替えにあわせた拡幅整備や地域から拡幅要望のある路線の拡幅整備など、地域住民と協働して防災性の向上に向けた整備を緊急性や優先性を踏まえて進めます。

□□□□

災害発生時や被災時における避難・輸送ルートを確保するため、無電柱化などの防災面に配慮した道路構造を検討します。

#### e 都市排水対策

□□□□

市街地の浸水解消を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業などの排水施設整備事業を推進します。

□□□□

雨水ポンプ場、雨水幹線・支線、雨水貯留施設などの雨水施設の整備や長寿命化計画に基づく適切な改修を行います。

### ② 地震津波災害対策

#### ア 建築物等の安全化

##### a 建築物の耐震推進

□□□□

地震発生により避難所となる施設をはじめ建築物の耐震改修の促進に関する法律の対象となる特定既存耐震不適格建築物などについて、耐震性の向上に努めます。なお、一般建築物の耐震性を促進するため、耐震相談の充実に努めます。

##### b 交通・ライフライン関係施設等の整備

□□□□

日常から施設の危険箇所の調査と、これに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努めるとともに、今後、国の調査会などの結果を基に、新たな補強計画を策定し、その実施に努めます。

□□□□

災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員などの緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を指定し、その整備に努めます。また、応急復旧作業を迅速に実施するため、応急復旧資機材などの調査を行い、民間常時保有量の把握に努めるとともに、新たに道路、橋りょうなどを建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に進めて、道路機能の確保を図ります。



## イ 津波予防対策

### a 津波防災知識の普及

□□□□

地域の実情に応じて市外からの観光客などを含めた津波避難対象地域・津波災害警戒区域の周知や防災訓練として津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努めます。

### b 津波防災事業の推進

□□□□

浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

□□□□

できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波一時避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的な整備や民間施設の活用による確保などにより、津波に強いまちの形成を図ります。

□□□□

津波に対する減勢効果を持つ環境保全林の整備を実施します。

## ウ 都市防災対策

### a 都市計画

□□□□

土地区画整理事業の実施にあわせて、道路、公園、上下水道そのほかの公共施設を整備することにより、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図ります。街路については、災害時における防火帯及び消火救護活動並びに緊急輸送の動脈として重要な施設であるため、幅員、構造などは防災の目的に配慮して計画します。公園、緑地、広場などは、街路とともに重要な防災施設であり、本市においては、特に大規模災害発生時の仮設住宅、災害廃棄物仮置場などとして活用できるオープンスペースの確保が喫緊の課題です。そのため、防災機能向上に向けて、適正な公園・緑地の規模及び配置に注意し、拡充整備を図ります。また、被災前の日ごろから市街地復興のための事前準備（事前復興計画）や地籍調査を進めます。

### b 防災街区等整備計画

□□□□

市街地における火災を防止するため、都市の中心的な場所の地域を防火地域に、また、防火地域周辺の地域などは、準防火地域として必要な規制を行います。

■□□□□

市街地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用により都市機能の更新を図ります。

c 建築物の不燃化の促進

■□□□□

防火地域及び準防火地域を指定することにより、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。建築物の不燃対策により延焼防止対策の促進に努めます。大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の高い建築物は、防火及び避難上の各種の措置の徹底を図ります。

d 防災空間の整備拡大

□□□□□

防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路などの都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努めます。

□□□□□

狭あい道路や行き止まり道路は、沿道建物の建替えにあわせた拡幅整備や地域からの拡幅要望のある路線の拡幅整備など、地域住民と協働して防災性の向上に向けた整備を緊急性や優先性を踏まえて進めます。

□□□□□

発生時や被災時における避難・輸送ルートを確保するため、無電柱化などの防災面に配慮した道路構造を検討します。

e 市街地開発事業による都市整備

■□□□□

市街化区域内においては、土地区画整理事業を進めることにより、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図ります。

f 新たな市街地の形成に係る防災対策

□□□□□

新たな市街地（太田川駅西地区、加木屋中部地区、名和駅西地区）の整備を行うに当たっては、地形特性や想定浸水深などを考慮し、土地の嵩上げや海岸堤防の改良、適正な公園・緑地の配置などにより、災害に強い土地利用・施設整備を図ります。

## (6) 住宅・宅地の供給に関する方針

本市の住宅・宅地の供給に関する方針を以下に示します。

### ① 住宅・宅地の供給

子育て世代の満足度向上と定住化促進、高齢者の住み替え促進などにより、全ての世代が安心安全で快適に暮らせるよう、各分野との連携や支援策などを活用しながら、住宅・宅地の供給促進のための施策を実施していきます。

#### ア 持家を取得しやすい環境整備

■□□□□

市街化区域の土地の有効活用により、良質な宅地供給と公共空間の整備を推進し、若年層でも持家が早期に取得しやすい環境をつくります。

#### イ 居住誘導区域への居住の推進

■□□□□

東海市立地適正化計画（令和4年（2022年）3月改定）に基づき、大都市圏の近接性という好条件を生かし、鉄道駅を中心とした市街地整備と公共施設整備を進めることで、良好な都市景観の形成と居住誘導区域への居住を推進します。

#### ウ 環境配慮型住宅の整備促進

■■□□□

再生可能エネルギーを活用した住宅や環境配慮に関する各種制度の普及・啓発により、民間における環境性能の高い住宅（ZEH）の供給を促進します。

#### エ 市営住宅の適切なストックマネジメントの推進

■□□□□

住宅セーフティネットとしての公営住宅の観点から、市営住宅を適切に維持管理、更新します。特に耐用年数を迎えた市営住宅については、若い子育て世帯や高齢者世帯などの多様な年齢層が居住するコミュニティミックスの形成に努め、安全で快適な住環境を提供できるよう一定の利便性のある敷地への移設による計画的な建替えを進めます。また、適切な入居者管理により、住宅確保要配慮者のニーズに対応します。

#### オ 高齢者・障がい者・ひとり親世帯等向け住宅の環境整備

■□□□□

高齢者、障がい者、ひとり親世帯などの住宅確保要配慮者に配慮した住宅が、民間事業者によって適切に供給されるよう、情報提供などの支援を行います。また、要介護高齢者などに住宅改造費などの支援を行います。

## カ 住まいとまちの安全性の向上

### ■□□□□

東海市建築物耐震改修促進計画（令和3年（2021年）3月改定）に基づき住宅などの建築物の耐震化・減災化を積極的に支援するとともに、近年多発している集中豪雨などの風水害に対して、河川、道路なども含めた浸水対策事業や災害に関する情報提供を進め、風水害に強い住宅・住環境の形成に努めます。また、安心して住めるまちとして、住まいの防犯対策の情報提供、意識啓発を進めます。

## キ 長く住み続けられる住まいづくりの提案

### ■□□□□

良質な住宅ストックを形成するため、長期優良住宅認定制度など、付加価値のある住宅の形成に係る情報などを積極的に提供することで、市内の住宅関係事業者の育成に努めます。住宅所有者の適正な維持管理とリフォームを促進することを目的として、民間事業者だけでなくエンドユーザーである居住者に対しても、関係制度情報を積極的に提供します。

## ② 空家等対策

「東海市空家等対策計画（平成29年（2017年）3月策定）」に基づき、安心安全な住まい・まちづくりの実現に向け、今後も増加が予想される空家等に適切に対応します。

### ア 空家化の予防対策

#### ■□□□□

高齢化の進展に伴い、空家等の増加が予想されるなか、新たな空家等を発生させない取り組みを行い、空家化を予防します。

### イ 維持管理を促進する対策

#### ■□□□□

空家等となった建物が周辺の住環境に悪影響を与えないよう、所有者などによる適切な維持管理を促します。

### ウ 利活用を促進する対策

#### ■□□□□

空家等の利活用として、空家バンクの開設などによる空家等の活用促進、流通促進について検討し、住宅ストック全体の質の向上と良好な住環境の形成を図ります。

### エ 除却・跡地利用を促進する対策

#### ■□□□□

空家等の除却を促すことで、空家問題の解消を図ります。また、除却後の跡地が放置されることがないように、跡地の利用を併せて促します。

### オ 管理不全な空家等を解消する対策

■□□□□

所有者などへ適正に管理するよう指導を行います。また、周辺への悪影響が著しい場合は、早急な解消を目的に必要な措置を実施します。

# 第 3 章

## 地域別構想



### 3-1 地域別構想の目的

地域別構想は、全体構想の都市づくりの理念や目標、将来都市構造、都市整備の方針を受け、各地域の課題を踏まえたうえで、各地域の将来目標、それを実現するためのまちづくりの方針を定めるものです。

地域別構想を策定するにあたっては、地域別説明会の実施やホームページで意見を聴取し、地域の皆さんの意見を踏まえ、各地域のまちづくりの方針を定めました。

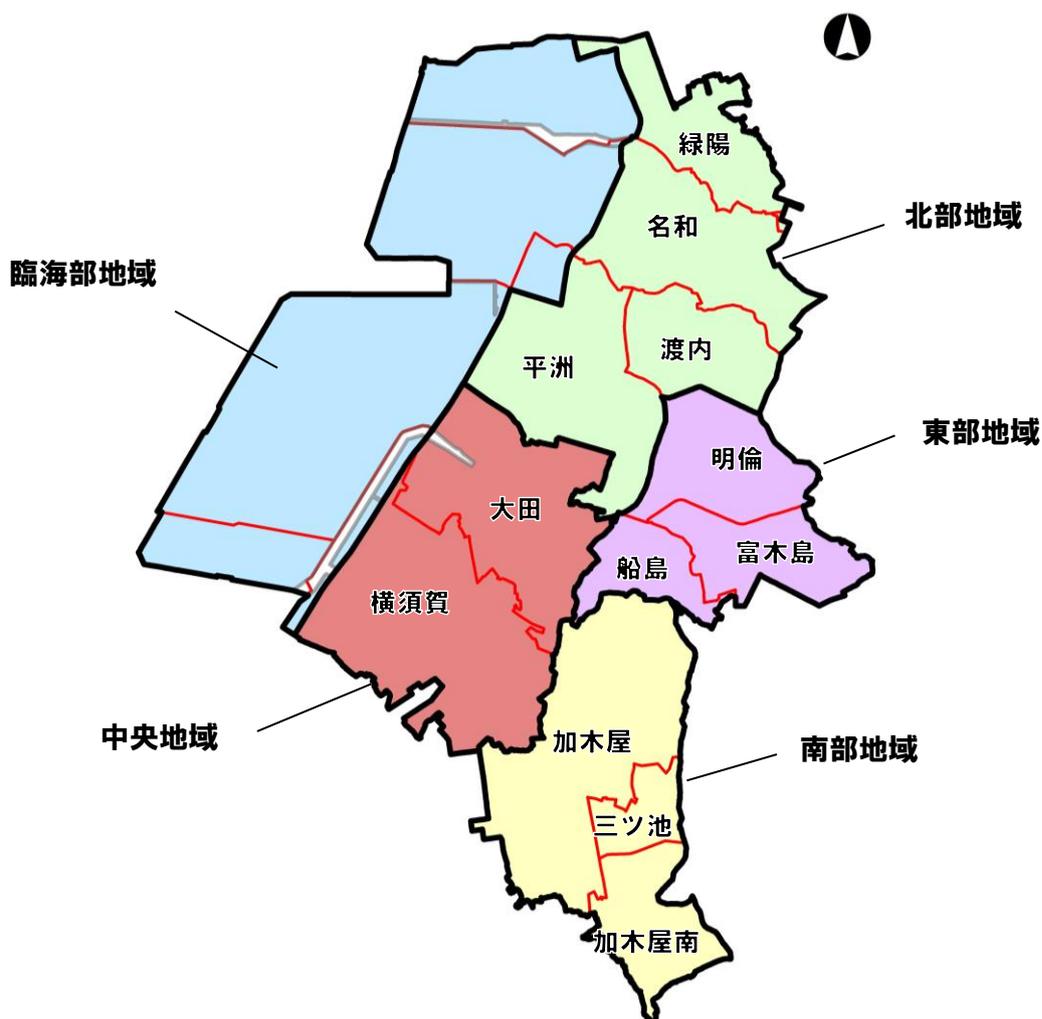
### 3-2 地域区分

#### (1) 地域区分の考え方

地域別構想の地域区分については、コミュニティ単位を基本としつつ、臨海部の産業の集積という本市の特徴や内陸部の生活圏を考慮して設定します。

#### (2) 地域区分の設定

地域別構想の地域区分を以下の5地域に設定します。

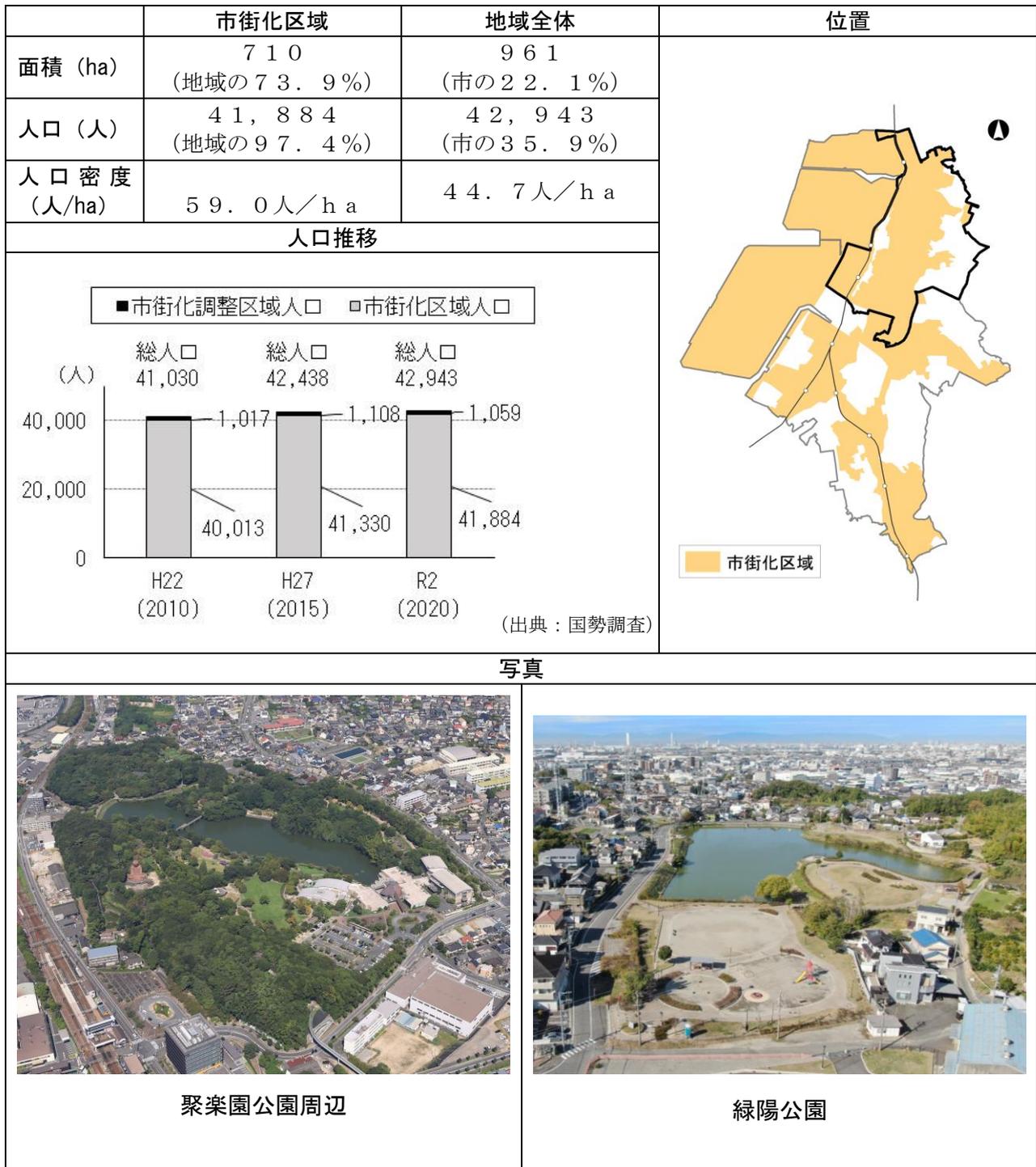




### 3-3 地域別の都市づくり

#### 北部地域（緑陽/名和/渡内/平洲）

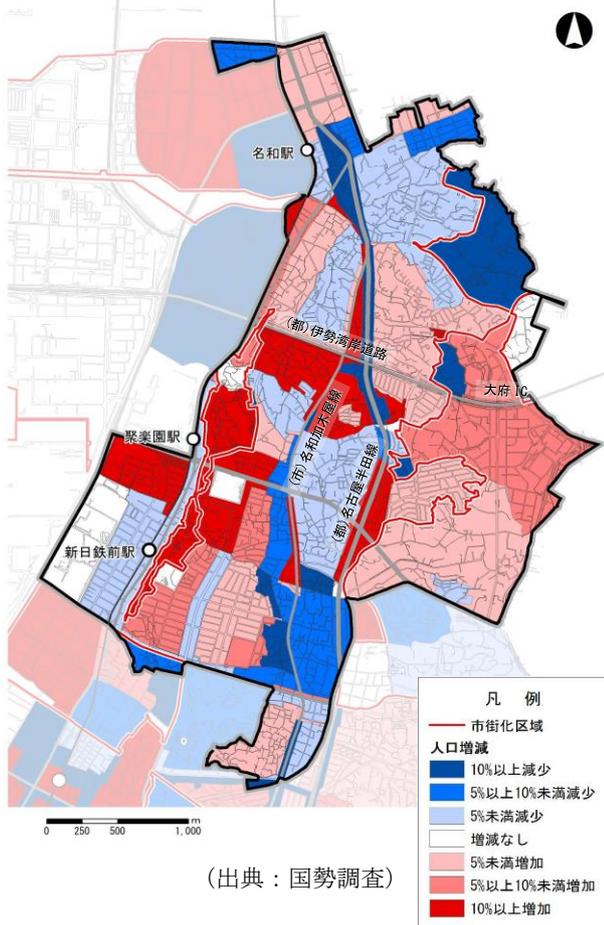
##### (1) 地域の現況



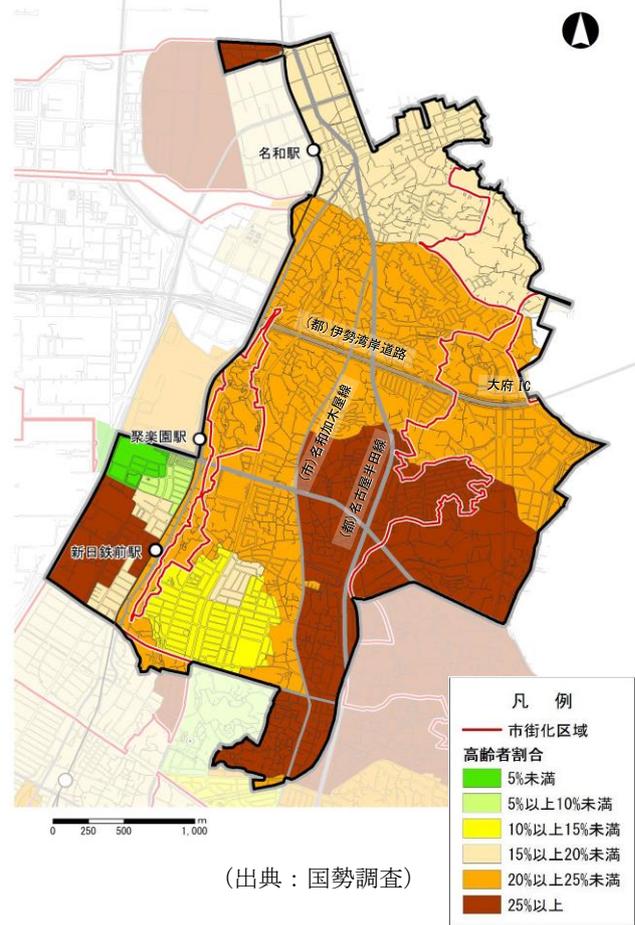
① 人口特性

- ・これまで名和駅周辺地区や荒尾地区の土地区画整理事業などにより、市街地が形成され、平成22年（2010年）以降、人口は着実に増加し、市の人口の約36%が居住しています。
- ・市街化区域の人口密度は約59人/haと本市の市街化区域の人口密度（約59人/ha）と同程度で、市街地での人口の集積が図られています。
- ・平成27年（2015年）から令和2年（2020年）の地区別の人口増減は、土地区画整理事業における住宅供給の増加や東側の市街化調整区域での増加がみられる一方、（市）名和加木屋線の東西にある古くからの既成市街地において減少がみられます。
- ・地区別の高齢者割合は、中新田地区で一部低くなっていますが、大半の地区で15%以上となっており、渡内地区の全てと平洲地区の東側などでは、25%を超えています。

地区別人口増減  
(H27(2015)~R2(2020))



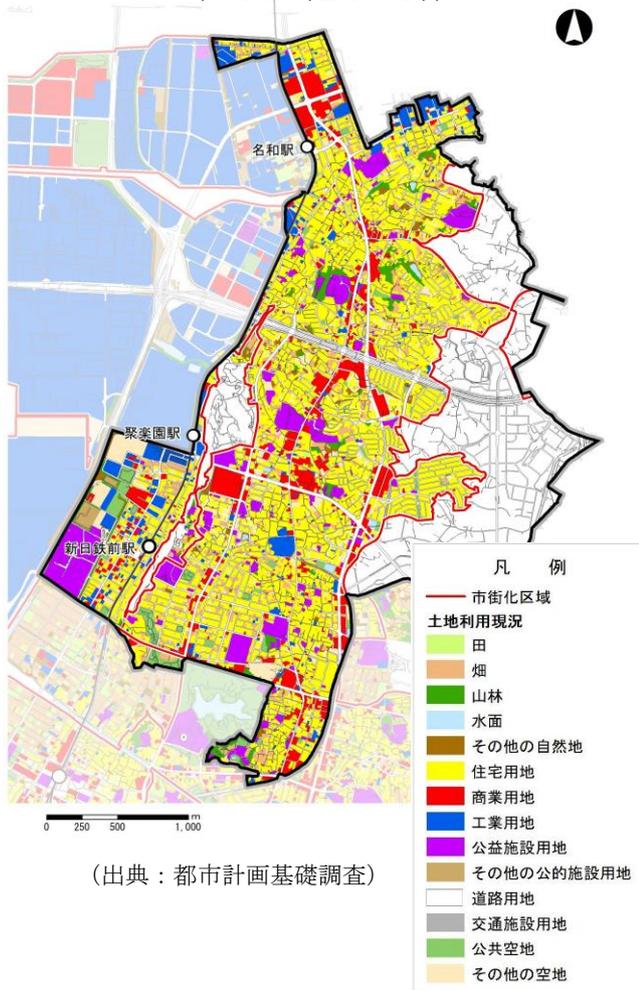
地区別高齢者割合  
(R2(2020))



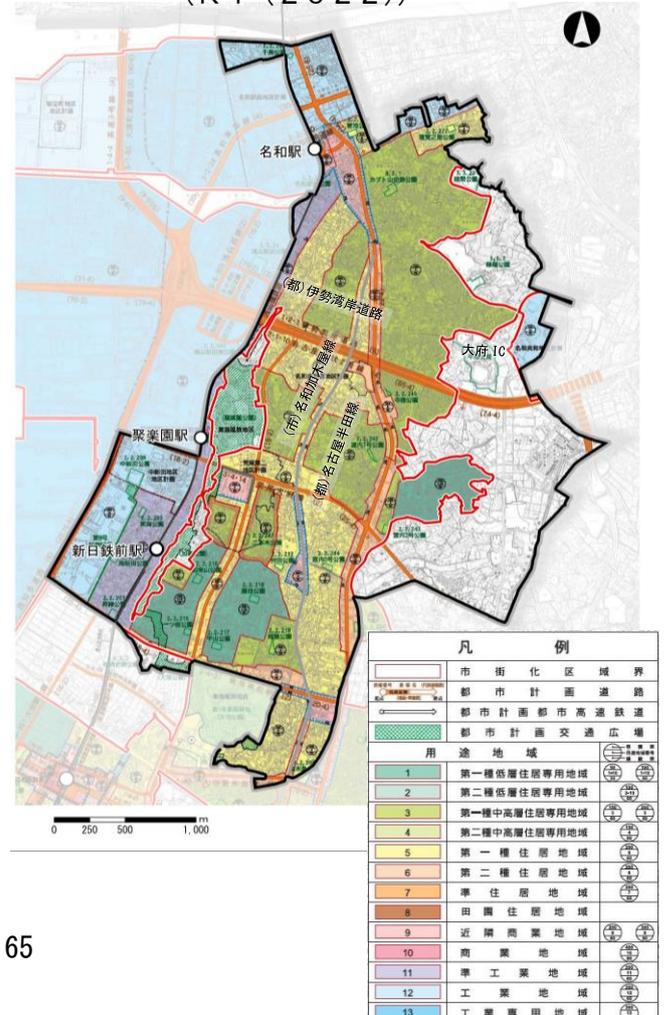
② 土地利用特性及び都市基盤整備状況

- ・主として住宅用地としての土地利用がなされています。地域北部の臨海部沿いや名古屋市緑区との行政界では一部工業用地としての土地利用がなされています。また、(都)名古屋半田線及び(市)名和加木屋線沿道では、商業用地としての土地利用が図られていますが、スーパーなどの生活サービス施設が不足しています。
- ・富貴ノ台などでは、土地区画整理事業に伴い、道路や公園を整備し、良好な住宅用地としての土地活用が図られています。
- ・市街化調整区域の(都)伊勢湾岸道路の大府IC周辺において工業用地(物流系)としての土地利用が図られています。
- ・名和駅東側の近隣商業地域では、駅前広場や道路などの都市基盤は整っているものの、商業機能を始めとする都市機能の集積が少ない状況となっています。
- ・聚楽園公園南側では、拠点となる生活サービス施設が立地しています。
- ・都市計画道路は整備が完了しています。
- ・歩行者や自転車の通行に危険性のある道路があります。
- ・一団の民間開発や土地区画整理事業を除く、古くからの既成市街地では、狭あい道路があります。
- ・地域北東部の緑陽公園は整備中となっており、アクセス道路が整備されていません。また、地域北部では公園・緑地が不足している場所があります。
- ・地域北部では、公共下水道が整備されていない区域があります。
- ・地域北部では、循環バスの運行ルートがなく、公共交通の選択肢が少ない地区があります。

土地利用現況図  
(H30(2018))



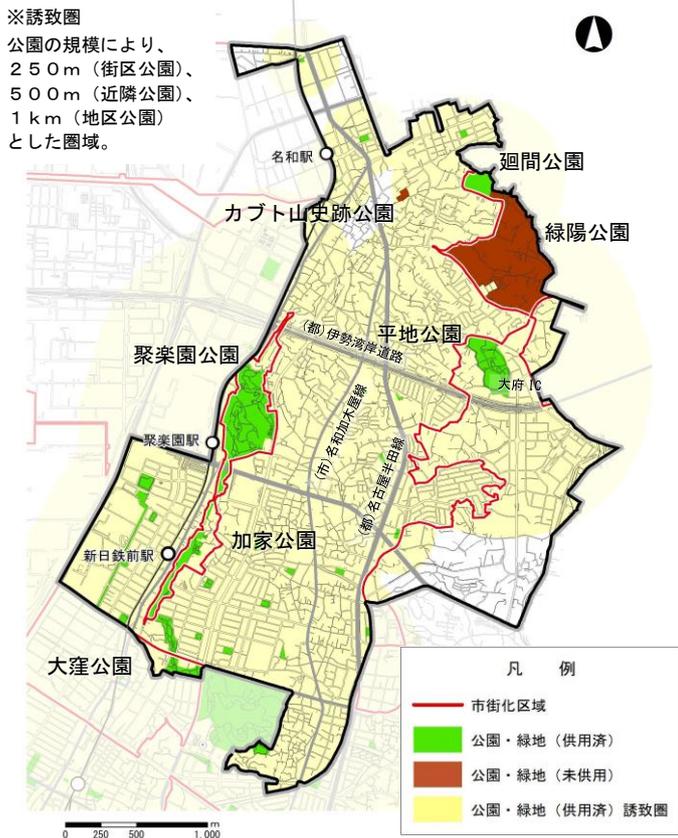
都市計画図  
(R4(2022))



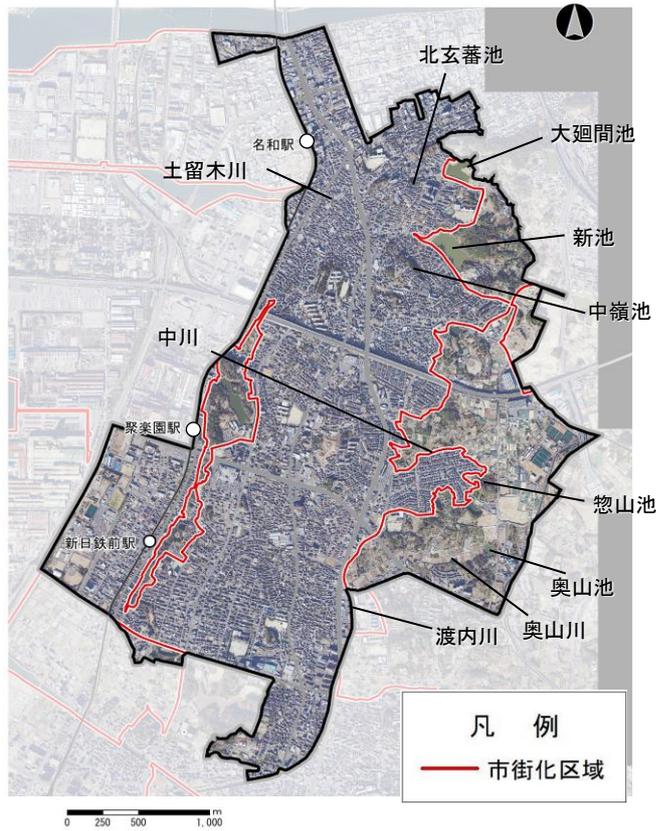
### 第3章 地域別構想

#### 北部地域

都市公園・緑地の整備状況図  
(R3(2021))



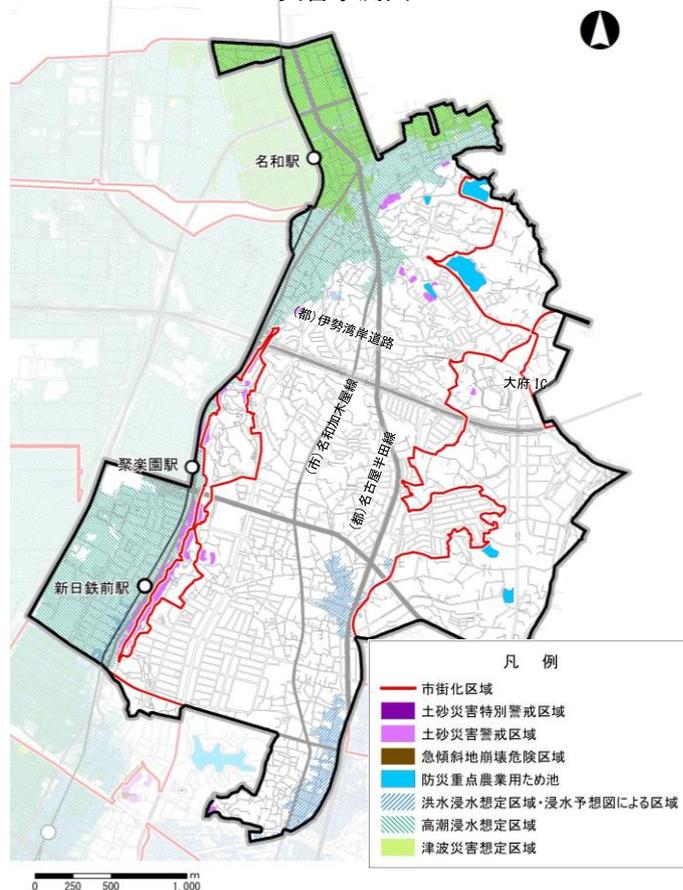
航空写真  
(R5(2023))



### ③ 自然環境特性等

- ・ 加楽園公園から大池公園にかけての帯状の緑地を風致地区として指定しており、臨海部と市街地の緩衝機能を担うとともに温室効果ガスの吸収源としての機能を果たしています。
- ・ 地域東部には山林や農地など、良好な自然環境が残っています。
- ・ 地域北部には土留木川が、中央から南部には、渡内川、中川が流れています。
- ・ 渡内川沿いでは、想定最大規模の降雨による浸水が想定されています。
- ・ 土留木川沿いでは、想定最大規模の高潮による浸水が想定されています。
- ・ 名和駅周辺では、想定最大規模の高潮による浸水が想定されています。また、津波災害想定区域に指定されています。
- ・ 防災重点農業用ため池である大廻間池、北玄藩池、新池、中嶺池、惣山池、奥山池の下流は、ため池決壊等危険区域になっています。
- ・ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が丘陵部などに指定があります。

災害予測図



洪水浸水想定区域及び、浸水予測図による区域、高潮浸水想定区域は想定最大規模による区域。

(出典：愛知県)

④ 市民・事業者の意向

- ・緑陽地区では、「商業施設が身近にあり日常生活で買い物がしやすい」の満足度が特に低くなっています。
- ・公共交通の満足度が低くなっています。
- ・公共交通と災害に対する重要度が高くなっています。
- ・企業の進出候補地としては、大府 I C 南側の A 地区と考える事業者の意向が多くなっています。

現状の満足度（市民アンケート調査結果）

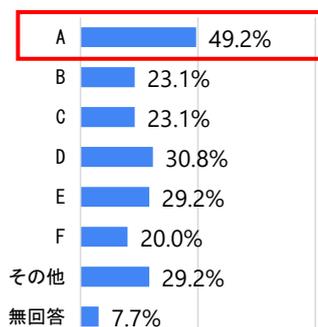
（5点満点）

項目	全体	北部	東部	中央	南部	北部内訳			
						緑陽	名和	渡内	平洲
	n =	680	304	361	384	141	201	116	222
居住環境が良好である	3.29	3.28	3.28	3.20	3.34	2.99	3.28	3.42	3.40
幹線道路が充実している	3.30	3.38	3.07	3.49	3.26	3.23	3.38	3.43	3.46
公共交通（電車やバス）が便利で使いやすい	2.76	2.52	2.55	3.34	2.87	2.43	2.42	2.19	2.85
農地が維持・保全されている	2.78	2.69	2.77	2.85	2.88	2.54	2.61	2.71	2.84
製造業や物流業などの産業の誘致が必要である	2.93	2.99	2.87	2.95	2.91	2.87	2.96	2.92	3.12
商業施設が身近にあり日常生活で買い物がしやすい	3.08	3.03	3.11	3.26	2.96	2.20	2.99	3.35	3.44
太田川駅周辺に商業的にぎわいがある	3.16	3.11	3.15	3.30	3.11	3.08	3.01	3.10	3.22
緑地やため池などの自然環境が維持・保全されている	3.06	2.96	3.04	3.15	3.21	2.76	2.93	2.87	3.15
災害に強い安心安全なまちである	2.91	2.86	2.91	2.90	3.03	2.67	2.79	2.97	2.98
魅力的な景観がある	2.76	2.79	2.72	2.72	2.82	2.59	2.68	2.80	3.00

今後のまちづくりへの重要度（市民アンケート調査結果）

項目	全体	北部	東部	中央	南部	北部内訳			
						緑陽	名和	渡内	平洲
	n =	680	304	361	384	141	201	116	222
居住環境が良好である	25.6%	25.1%	22.4%	28.5%	29.2%	29.1%	22.4%	19.0%	28.4%
幹線道路が充実している	12.7%	11.9%	12.5%	10.8%	14.3%	12.1%	12.4%	11.2%	11.7%
公共交通（電車やバス）が便利で使いやすい	38.9%	40.6%	42.8%	27.7%	39.3%	45.4%	41.3%	47.4%	33.3%
農地が維持・保全されている	7.6%	9.3%	9.5%	6.9%	5.5%	5.7%	12.4%	6.0%	10.4%
製造業や物流業などの産業の誘致が必要である	7.9%	8.1%	6.9%	10.0%	6.8%	6.4%	10.0%	4.3%	9.5%
商業施設が身近にあり日常生活で買い物がしやすい	28.4%	27.6%	23.4%	28.8%	35.4%	44.0%	24.9%	20.7%	23.4%
太田川駅周辺に商業的にぎわいがある	8.4%	6.8%	8.6%	11.1%	7.6%	3.5%	5.0%	9.5%	9.0%
緑地やため池などの自然環境が維持・保全されている	13.7%	14.4%	12.2%	11.9%	15.1%	9.9%	17.9%	16.4%	13.1%
災害に強い安心安全なまちである	39.7%	41.3%	37.2%	37.7%	41.7%	39.0%	38.8%	33.6%	49.1%
魅力的な景観がある	12.3%	13.7%	11.8%	13.6%	9.9%	13.5%	12.9%	12.1%	15.3%

企業の進出候補地（企業アンケート調査結果）



n=65

## (2) まちづくりの課題

全体構想における位置づけや都市整備の方針などを踏まえ、地域におけるまちづくりの課題を以下のように整理します。

### 住環境の充実

- ・市民の日常生活において、鉄道駅や商業施設を始めとした生活サービス施設までの交通手段の充実を図る必要があります。
- ・渡内川・中川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）の整備を進める必要があります。
- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ・緑陽地区の小中学校への通学路を始め、通行に危険性がある歩行空間の整備を図る必要があります。
- ・公共下水道の整備を進める必要があります。

### 自然環境の保全・活用

- ・地域東部に広がる山林や農地は、良好な自然環境を有するだけでなく温室効果ガスの吸収源・都市景観・防災上重要な機能を果たしていることから、ため池と合わせ、その保全を図る必要があります。
- ・未整備の公園の整備を進める必要があります。
- ・整備中の緑陽公園へのアクセス道路を検討する必要があります。
- ・地区内における風致地区の保全を図る必要があります。

### 安心・安全の確保

- ・名和町龍ノ脇地区、富木島町の木庭交差点北付近を始めとする地区で、降雨による浸水の危険性が高くなっており、対策を図る必要があります。
- ・大廻間池、北玄藩池、新池、中嶺池、惣山池、奥山池の下流は、ため池決壊等危険区域になっており、対策を図る必要があります。
- ・土砂災害及び津波や高潮による浸水の総合的な対策を図る必要があります。

### にぎわいづくり

- ・名和駅周辺は、近隣商業地域ではありますが、商業施設を始めとした生活サービス施設の充実を促す必要があります。
- ・聚楽園公園南側は、公共交通の利便性を生かし、地域生活拠点を含めた生活サービス施設の維持・充実を促す必要があります。
- ・（都）名古屋半田線沿道は、交通利便性に優れていますが、商業施設を始めとした生活サービス施設の充実を促す必要があります。

### 産業の活性化

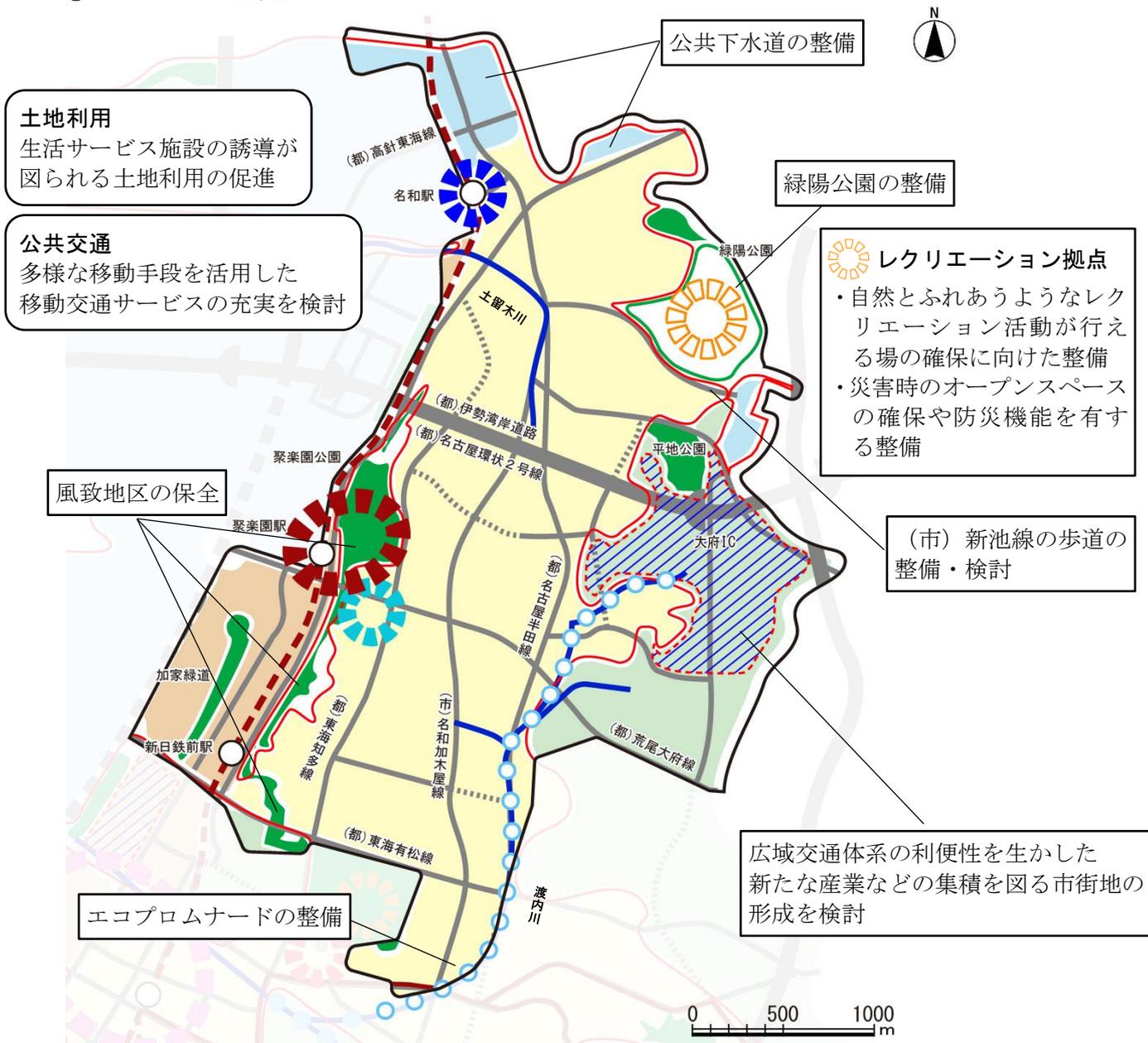
- ・（都）伊勢湾岸道路や（都）西知多道路、知多半島道路などの広域交通体系の利便性を生かした土地利用を検討する必要があります。

### (3) まちづくりの方針

#### ① 将来目標

安心安全で暮らしやすい生活圏の形成と緑陽公園や聚楽園公園などの豊かな自然や産業活力に満ちたまち

#### ② まちづくり方針図



凡 例

	市街化区域界		鉄道・駅		都市拠点・広域交流拠点
	居住ゾーン		バス路線		健康福祉拠点
	産業ゾーン		高速道路・自動車専用道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		保健医療福祉拠点
	新市街地候補ゾーン(住居系)		幹線道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		行政拠点
	新市街地候補ゾーン(産業系)		エコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)(白抜きは未整備)		スポーツ文化拠点
	緩衝ゾーン		河川		地域生活拠点(白抜きは構想)
	農業緑地ゾーン				交通拠点
	主要な公園・緑地(白抜きは未整備)				レクリエーション拠点(白抜きは構想)
					自然環境再生拠点
					健康増進拠点

### ③ 土地利用

#### ア 市街化区域

##### a 専用住宅地区

- ・荒尾住宅、富貴ノ台は低層住宅、荒尾第二地区計画区域の住居地区は高度地区による低層住宅、地域の東側や名和小学校・上野中学校周辺、市営勝山住宅周辺、平洲小学校・平洲中学校周辺は低層住宅のなかに中高層住宅の立地する専用住宅としての土地利用により、良好な居住環境を維持します。

##### b 一般住宅地区

- ・専用住宅地区、住商複合地区及び商業業務地区を除く居住ゾーンは、住宅を主体としながら、店舗などの生活サービス施設や事務所なども立地する現在の土地利用を維持します。

##### c 商業業務地区

- ・名和駅周辺（東側）、(都)荒尾大府線と(都)東海知多線の交差点、(都)名古屋半田線と(都)東海有松線の交差点、(市)名和加木屋線の(都)荒尾大府線の南側は、交通体系の特徴を生かして、主に商業施設などが立地する現在の土地利用を維持し、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導が図られる土地利用を促進します。

##### d 住商複合地区

- ・(都)名古屋半田線沿道、(都)名古屋半田線沿道と(都)荒尾大府線との交差点周辺は、周辺の居住環境に配慮し、商業施設と住宅の共存を図りながら、交通体系の特徴を生かして、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設や沿道サービス施設などの誘導が図られる土地利用を促進します。

##### e 住工複合地区

- ・名和町背戸田付近、国道247号沿道は、主に小規模な工場や住宅などが立地する現在の土地利用を維持します。
- ・新日鉄前駅周辺は、工場敷地内の緑化の促進や歩行空間の整備などにより、快適な居住環境と良好な操業環境を両立させ、小規模な工場などと住宅の共存を図ります。

##### f 工業地区

- ・名和共和地区は、広域交通体系を生かし、産業・物流施設の立地誘導を図り、地区計画により緑化の促進や歩行空間の整備を図ります。
- ・中新田地区は、主に工場などが立地する現在の土地利用を維持しつつ、地区計画の活用により住宅との混在を防止して秩序ある市街地の形成を図ります。

#### イ 市街化調整区域

- ・地域北東部は、都市計画公園（緑陽公園）区域であることから、都市計画公園としての土地利用を維持します。
- ・無秩序な開発を抑制することで、山林や農地をはじめとする現在の自然的土地利用の保全を図ります。
- ・既存住宅地（集落地）は、居住環境を保全することで地域での暮らしやすさを維持し、集落地としての現在の土地利用を維持します。
- ・(都)伊勢湾岸道路大府IC周辺は、広域交通体系の利便性を生かした新たな産業や物流、研究開発施設などの集積を図る市街地の形成に向けて、地権者意向、周辺の自然環境や隣接す

る住居専用地域の居住環境への配慮などを踏まえながら、今後の土地利用の方向性を検討します。

#### ④ 都市施設

##### ア 交通施設等

###### a 道路

- ・通学路の歩行空間の確保のため、（市）新池線は緑陽公園の整備とあわせ、歩道の整備・検討を進めます。
- ・緑陽公園へのアクセス道路の整備を検討します。
- ・渡内川・中川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）については、桜並木や親水空間などの整備を図るとともに、花と緑豊かで市民の健康づくりに寄与する歩行者・自転車道の整備を進めます。
- ・通学路や生活道路は、歩行者・自転車が安全に通行できるよう交通安全施設の整備を図るとともに、既存道路の改修などを順次進めます。
- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

###### b 公共交通

- ・買い物などの生活に必要な移動の充実を図るため、多様な移動手段を活用した移動交通サービスの充実を検討します。

##### イ 公園・緑地

- ・レクリエーション拠点として位置付けられる緑陽公園については、緑豊かな里山を保全し、自然とふれあうようなレクリエーション活動が行える場の確保に向けた整備や、災害時のオープンスペースの確保及び防災機能を有する整備を進めます。
- ・カブト山史跡公園の整備を検討します。
- ・平地公園及び聚楽園公園の未供用となっている区域の整備を進めます。
- ・聚楽園公園から加家公園にかけての緩衝緑地については、大きくなりすぎた樹木の伐採や間伐を行うことによって、新たな樹木の成長を促し、緑を充実させます。また、管理用通路の整備など、適正な緑地の維持管理に努めます。

##### ウ 上下水道・河川

###### a 上水道

- ・重要給水施設に至る水道管の耐震化整備を進めます。

###### b 下水道

- ・公共下水道（汚水・雨水）の未整備区域では、下水道施設の整備を進めます。

###### c 河川

- ・浸水軽減を図るため、天白川の河川改修を県と連携して進めます。
- ・富木島町の木庭交差点北付近を始めとする地区で浸水軽減を図るため、大田川の河川改修を県と連携して進めます。

⑤ 地域環境・景観

- ・ 聚楽園公園北側の緑地及び聚楽園公園から大窪公園にかけての緑地（第1号東海緑地）は、風致地区としてその保全を図ります。
- ・ 地域東部の山林や農地などは、今後、計画的な市街地の形成を図る地区との調整を図りながら、東海市緑化及び花いっぱい推進条例や農業振興地域の整備に関する法律などにに基づき、その保全を図ります。

⑥ 都市防災

- ・ 名和町龍ノ脇地区を始めとする地区の浸水軽減を図るため、ため池を活用した、浸水対策を検討します。
- ・ 防災重点農業用ため池に指定された奥山池の豪雨対策を国が定める防災工事等基本指針に基づき、県と連携して進めます。
- ・ 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区は、県と連携をとりながら、治山事業や急傾斜地崩壊防止事業などの推進により被害防止に努めます。
- ・ 無電柱化により、（都）東海有松線（（都）西知多道路加家IC～（都）東海知多線）の防災・減災対策を進めます。

⑦ その他

- ・ 市営勝山住宅は、住宅セーフティネットとしての公営住宅の観点から、的確な維持管理に努め、施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕を進めます。



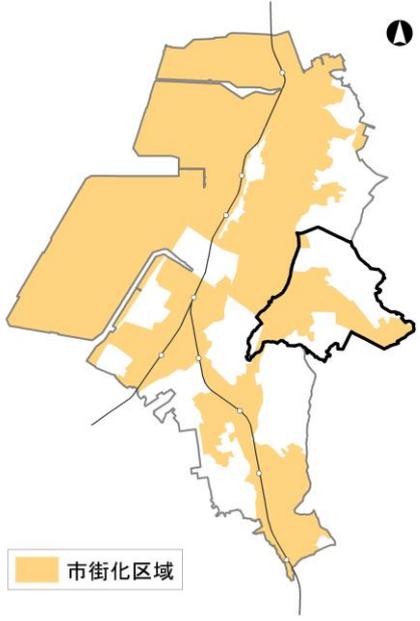
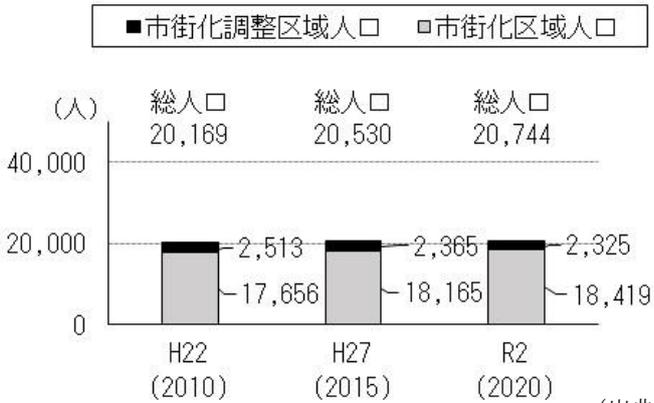
加家緑道（カワツザクラ）



緑陽コミュニティセンター

## 東部地域（明倫/富木島/船島）

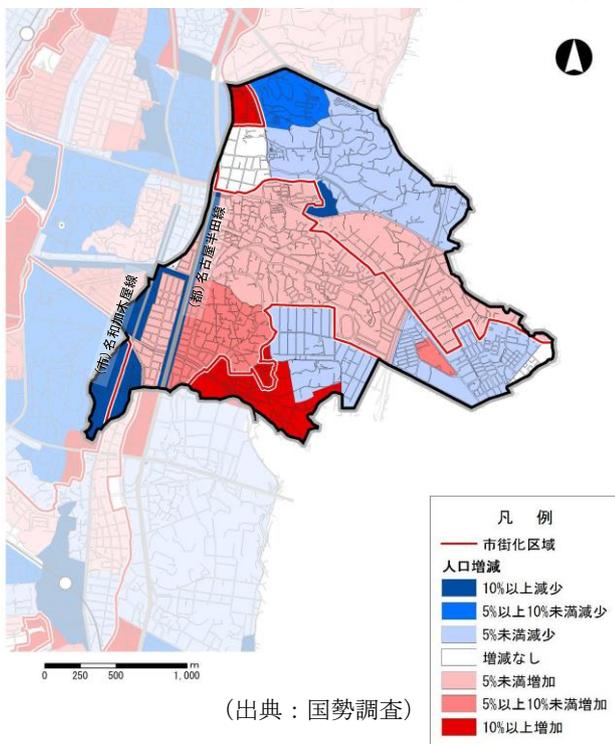
### (1) 地域の現況

	市街化区域	地域全体	位置
面積 (ha)	226 (地域の49.0%)	462 (市の10.6%)	
人口 (人)	18,419 (地域の88.8%)	20,744 (市の18.2%)	
人口密度 (人/ha)	81.5人/ha	44.9人/ha	
人口推移			
 <p>(出典：国勢調査)</p>			
写真			
 <p style="text-align: center;">上野台公園</p>		 <p style="text-align: center;">(都) 名古屋半田線</p>	

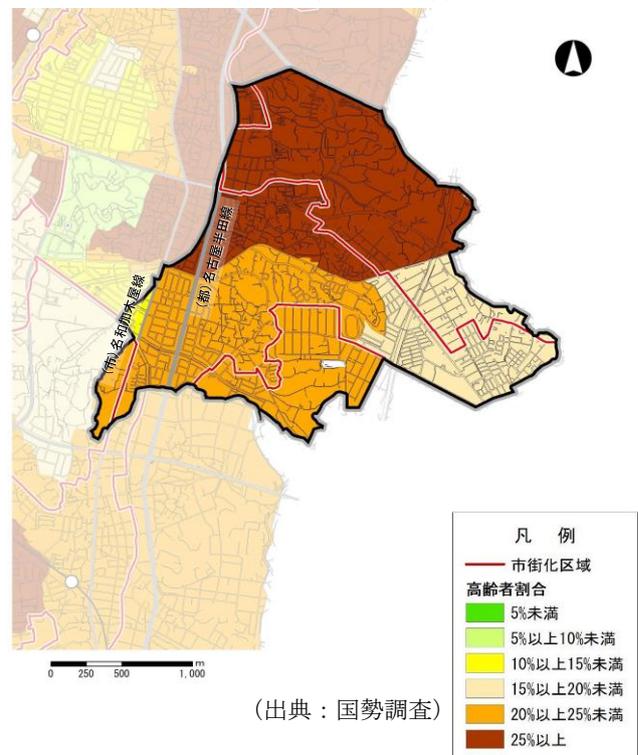
① 人口特性

- ・これまで富木島地区の土地区画整理事業や民間の一団の開発などにより市街地が形成され、平成22年（2010年）以降、人口はわずかに増加し、市の人口の約18%が居住しています。
- ・市街化区域の人口密度は約82人/haと本市の市街化区域の人口密度（約59人/ha）を大幅に上回っており、人口集積の高い市街地が形成されています。
- ・平成27年（2015年）から令和2年（2020年）の地区別の人口増減は、（都）名古屋半田線の東側、特に船島地区で5%以上の人口が増加しています。一方で、（都）名古屋半田線や（市）名和加木屋線沿道では、人口が10%以上減少している地区があります。
- ・地区別の高齢者割合は、大半の地区で15%以上となっており、明倫地区では25%を超えています。

地区別人口増減  
(H27(2015)~R2(2020))



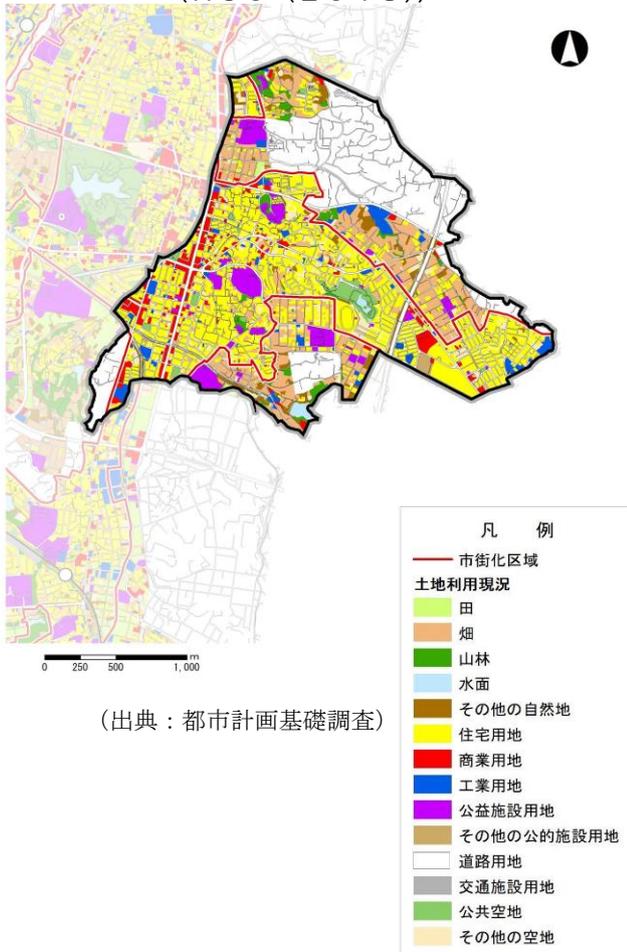
地区別高齢者割合  
(R2(2020))



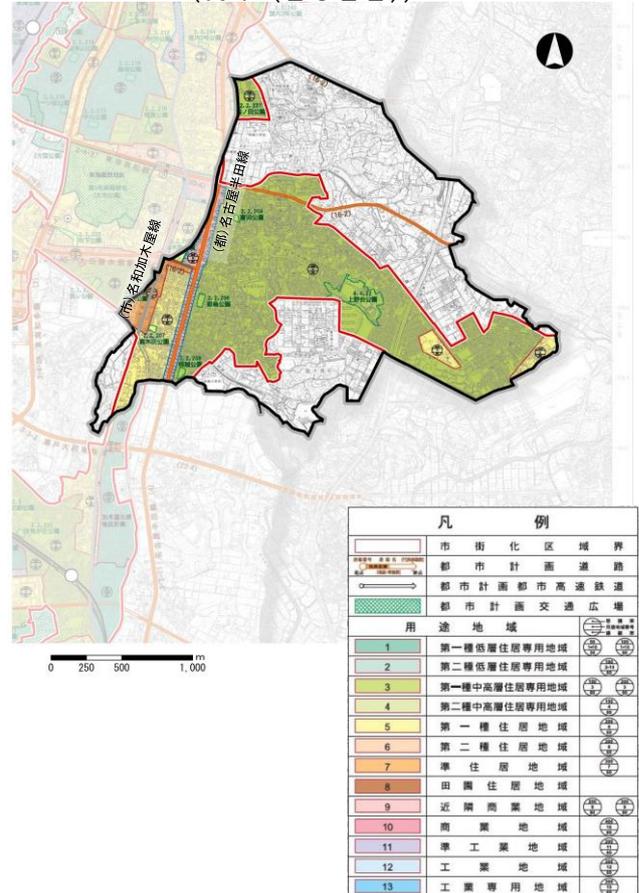
② 土地利用特性及び都市基盤整備状況

- ・市街化区域を中心に、住宅用地としての土地利用がなされています。地域北部の市街化調整区域内や地域東部の大府市との行政界では一部工業用地としての土地利用がなされています。また、（都）名古屋半田線沿道や上野台のバス停周辺では、商業用地としての土地利用が図られていますが、スーパーなどの生活サービス施設が不足しています。
- ・（都）名古屋半田線の4車線化が進んでいません。
- ・歩行者や自転車の通行に危険性のある道路があります。
- ・一団の民間開発や土地区画整理事業を除く、古くからの既成市街地では、狭あい道路があります。
- ・上野台公園が地域の核となる公園として整備されており、市街化区域内はほぼ全域で公園が充足しています。
- ・公共下水道は、市街化区域で整備済となっています。
- ・公共交通については、鉄道駅の徒歩圏ではないため、バスが担っています。

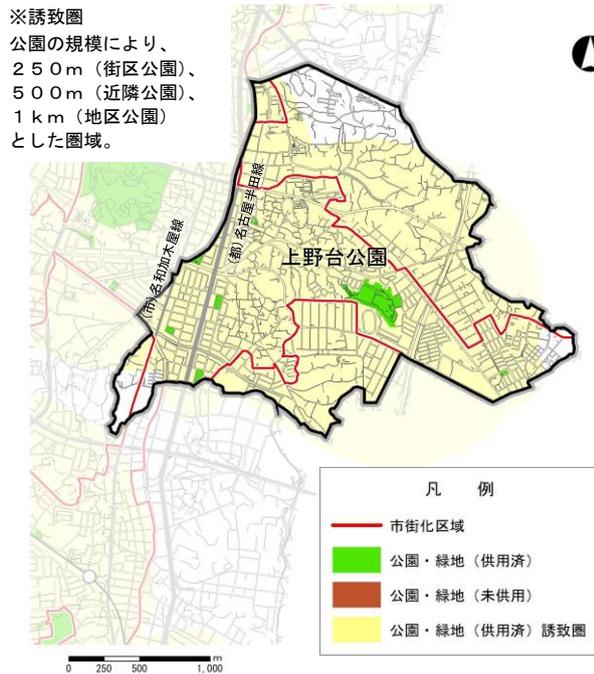
土地利用現況図  
(H30(2018))



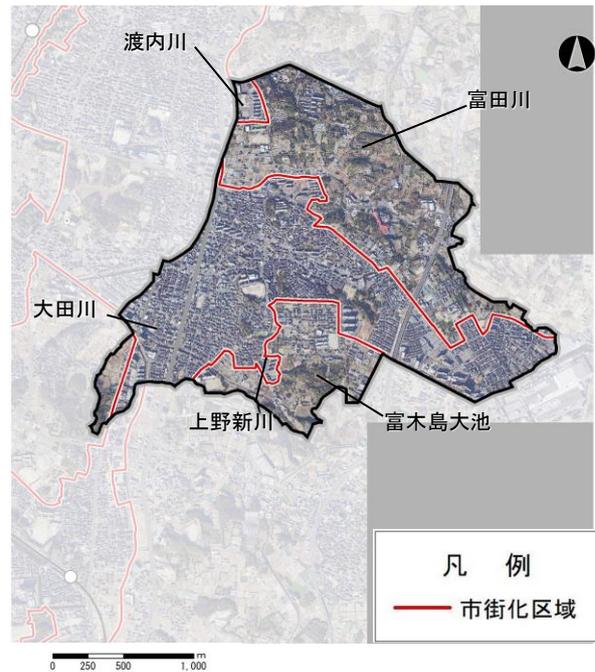
都市計画図  
(R4(2022))



都市公園・緑地の整備状況図  
(R3(2021))



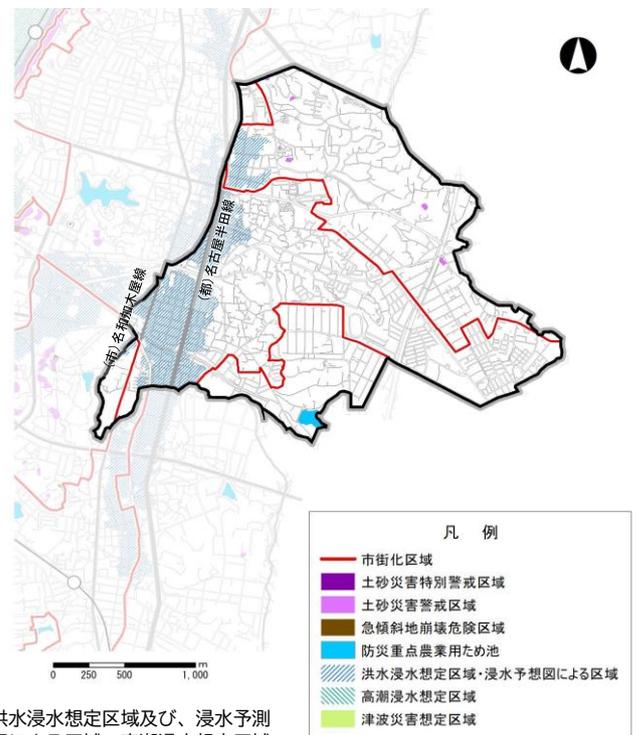
航空写真  
(R5(2023))



③ 自然環境特性等

- ・地域東部の山林や農地、南部の農地など、良好な自然環境を有するだけでなく、温室効果ガスの吸収源としての機能を果たしています。
- ・河川は、大田川や渡内川、上野新川、富田川が流れており、富木島町伏見地区を始めとする一部の地区では、想定最大規模の降雨による浸水が想定されています。
- ・防災重点農業用ため池である富木島大池の下流は、ため池決壊等危険区域になっています。
- ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が地域内に指定があります。
- ・大田川の改修は未整備区間があります。

災害予測図



洪水浸水想定区域及び、浸水予測図による区域、高潮浸水想定区域は想定最大規模による区域。

(出典：愛知県)

④ 市民・事業者の意向

- ・公共交通の利便性は満足度が低くなっています。
- ・農地の保全、景観の項目の満足度が低くなっています。
- ・公共交通と災害に対する重要度が高くなっています。
- ・企業の進出候補地としては、(都) 荒尾大府線と(都) 東海有松線の間をB地区を候補地と考える事業者の意向があります。

現状の満足度（市民アンケート調査結果）

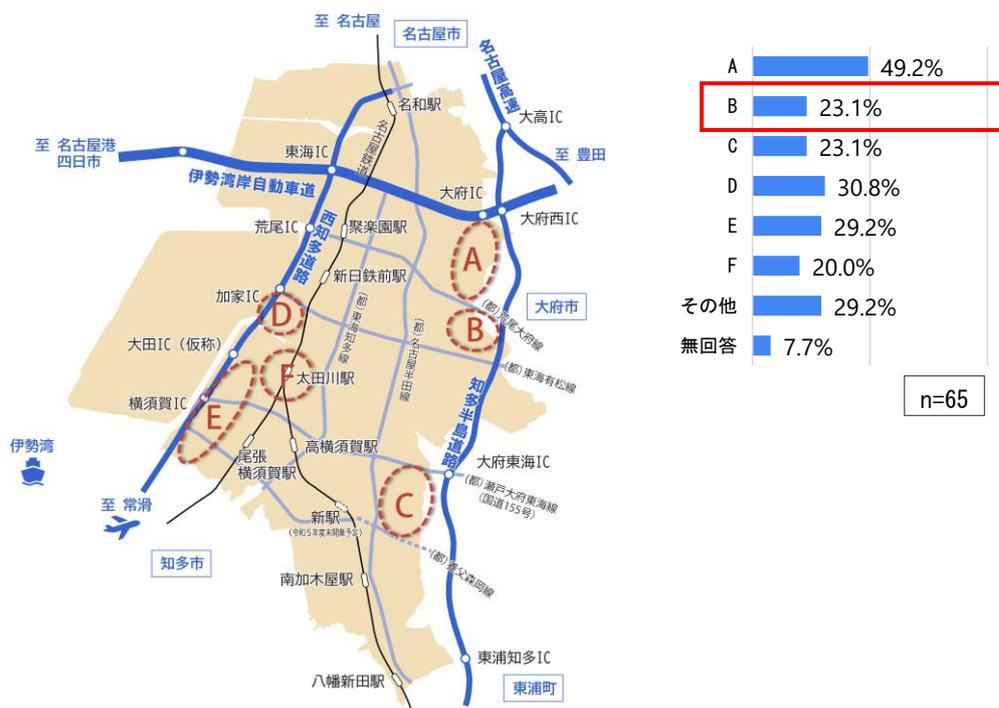
(5点満点)

項目	全体	北部	東部	中央	南部	東部内訳		
						明倫	富木島	船島
	n =	680	304	361	384	64	172	68
居住環境が良好である	3.29	3.28	3.28	3.20	3.34	3.20	3.31	3.28
幹線道路が充実している	3.30	3.38	3.07	3.49	3.26	3.07	3.03	3.16
公共交通（電車やバス）が便利で使いやすい	2.76	2.52	2.55	3.34	2.87	2.82	2.48	2.40
農地が維持・保全されている	2.78	2.69	2.77	2.85	2.88	2.66	2.78	2.85
製造業や物流業などの産業の誘致が必要である	2.93	2.99	2.87	2.95	2.91	2.97	2.79	2.93
商業施設が身近にあり日常生活で買い物がしやすい	3.08	3.03	3.11	3.26	2.96	3.11	3.08	3.18
太田川駅周辺に商業的なにぎわいがある	3.16	3.11	3.15	3.30	3.11	3.29	3.08	3.16
緑地やため池などの自然環境が維持・保全されている	3.06	2.96	3.04	3.15	3.21	2.90	3.05	3.11
災害に強い安心安全なまちである	2.91	2.86	2.91	2.90	3.03	2.86	3.01	2.70
魅力的な景観がある	2.76	2.79	2.72	2.72	2.82	2.83	2.72	2.59

今後のまちづくりへの重要度（市民アンケート調査結果）

項目	全体	北部	東部	中央	南部	東部内訳		
						明倫	富木島	船島
	n =	680	304	361	384	64	172	68
居住環境が良好である	25.6%	25.1%	22.4%	28.5%	29.2%	17.2%	23.3%	25.0%
幹線道路が充実している	12.7%	11.9%	12.5%	10.8%	14.3%	15.6%	11.6%	11.8%
公共交通（電車やバス）が便利で使いやすい	38.9%	40.6%	42.8%	27.7%	39.3%	48.4%	41.3%	41.2%
農地が維持・保全されている	7.6%	9.3%	9.5%	6.9%	5.5%	7.8%	10.5%	8.8%
製造業や物流業などの産業の誘致が必要である	7.9%	8.1%	6.9%	10.0%	6.8%	9.4%	5.2%	8.8%
商業施設が身近にあり日常生活で買い物がしやすい	28.4%	27.6%	23.4%	28.8%	35.4%	14.1%	25.6%	26.5%
太田川駅周辺に商業的なにぎわいがある	8.4%	6.8%	8.6%	11.1%	7.6%	9.4%	8.1%	8.8%
緑地やため池などの自然環境が維持・保全されている	13.7%	14.4%	12.2%	11.9%	15.1%	15.6%	12.2%	8.8%
災害に強い安心安全なまちである	39.7%	41.3%	37.2%	37.7%	41.7%	46.9%	31.4%	42.6%
魅力的な景観がある	12.3%	13.7%	11.8%	13.6%	9.9%	10.9%	11.0%	14.7%

企業の進出候補地（企業アンケート調査結果）



## (2) まちづくりの課題

全体構想における位置づけや都市整備の方針などを踏まえ、地域におけるまちづくりの課題を以下のように整理します。

### 住環境の充実

- ・市民の日常生活において、商業施設を始めとした生活サービス施設までの交通手段の充実を図る必要があります。
- ・大田川・渡内川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）の整備を進める必要があります。
- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ・富木島地区の小中学校への通学路を始め、通行に危険性がある歩行空間の整備を図る必要があります。
- ・地域と都市拠点・広域交流拠点である太田川駅周辺をつなぐ東西方向の公共交通の充実を図る必要があります。

### 自然環境の保全・活用

- ・地域東部・南部に広がる山林や農地は、良好な自然環境を有するだけでなく温室効果ガスの吸収源・都市景観・防災上重要な機能を果たしていることから、ため池と合わせ、その保全を図る必要があります。

### 安心・安全の確保

- ・大田川の河川改修が進んでいないことから、富木島町伏見地区を始めとする地区で降雨による浸水の危険性が高くなっており、対策を進める必要があります。
- ・富木島大池の下流は、ため池決壊等危険区域になっており、対策を図る必要があります。
- ・土砂災害の総合的な対策を図る必要があります。

### にぎわいづくり

- ・（都）名古屋半田線沿道は、交通利便性に優れていますが、商業施設を始めとした生活サービスの充実を促す必要があります。

### 産業の活性化

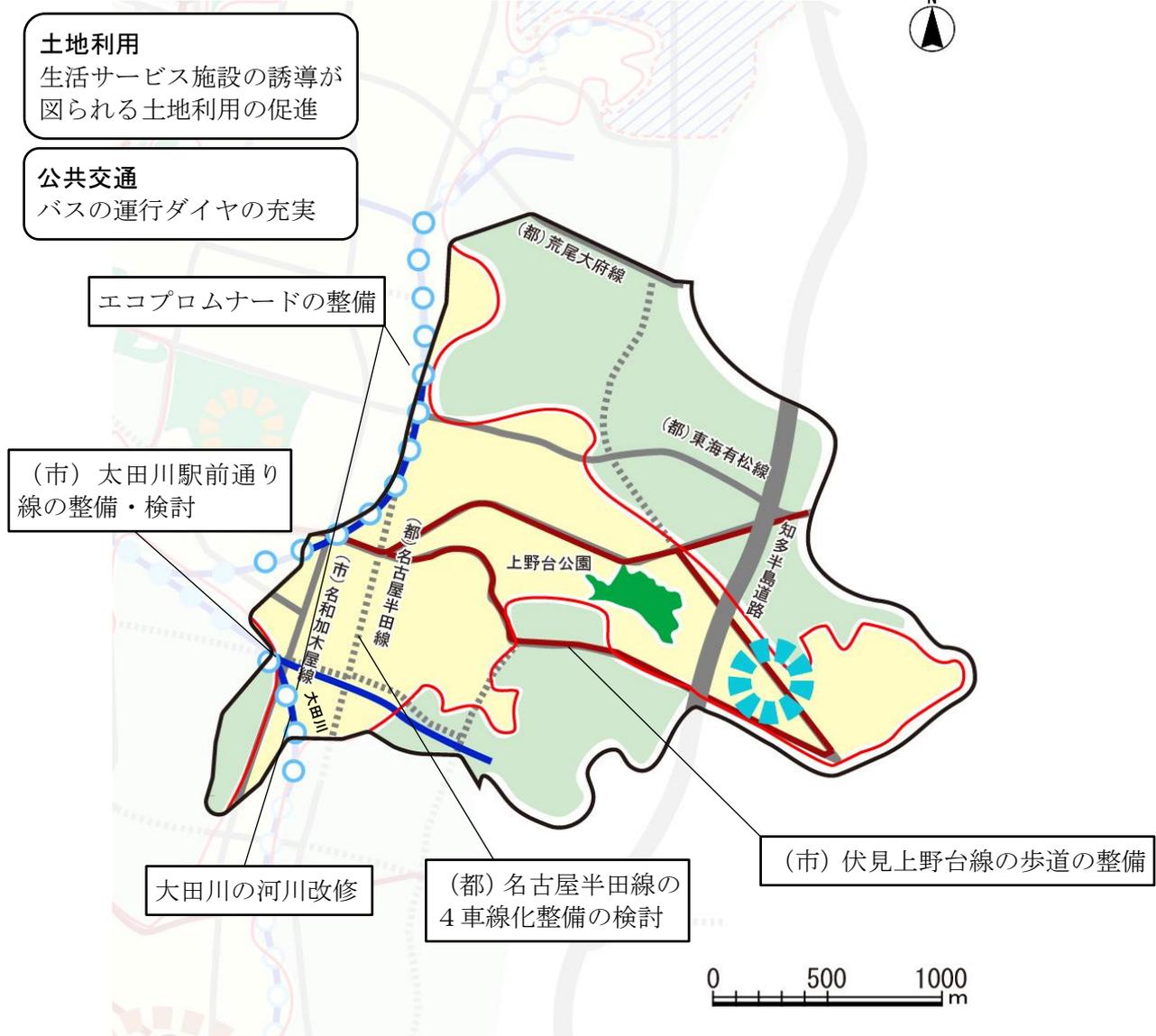
- ・（都）名古屋半田線の渋滞による企業活動への影響が懸念されるため、対策を検討する必要があります。

### (3) まちづくりの方針

#### ① 将来目標

バスなどの移動しやすい交通環境の充実による便利で快適に暮らせる生活圏の形成と上野台公園などの豊かな自然に親しむ安心安全なまち

#### ② まちづくり方針図



#### 凡 例

	市街化区域界		鉄道・駅		都市拠点・広域交流拠点
	居住ゾーン		バス路線		健康福祉拠点
	産業ゾーン		高速道路・自動車専用道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		保健医療福祉拠点
	新市街地候補ゾーン(住居系)		幹線道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		行政拠点
	新市街地候補ゾーン(産業系)		エコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)(白抜きは未整備)		スポーツ文化拠点
	緩衝ゾーン		河川		地域生活拠点(白抜きは構想)
	農業緑地ゾーン				交通拠点
	主要な公園・緑地(白抜きは未整備)				レクリエーション拠点(白抜きは構想)
					自然環境再生拠点
					健康増進拠点

### ③ 土地利用

#### ア 市街化区域

##### a 専用住宅地区

- ・(都)名古屋半田線より東側では主に低層住宅のなかに中高層住宅の立地する専用住宅としての土地利用により、良好な居住環境を維持します。

##### b 一般住宅地区

- ・専用住宅地区、住商複合地区及び商業業務地区を除く居住ゾーンは、住宅を主体としながら、店舗などの生活サービス施設や事務所なども立地する現在の土地利用を維持します。

##### c 商業業務地区

- ・(都)名古屋半田線沿道は、交通体系の特徴を生かして、主に商業施設などが立地する現在の土地利用を維持し、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導が図られる土地利用を促進します。

##### d 住商複合地区

- ・(市)名和加木屋線沿道は、周辺の居住環境に配慮し、商業施設と住宅の共存を図りながら、交通体系の特徴を生かして、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設や沿道サービス施設などの誘導が図られる土地利用を促進します。

#### イ 市街化調整区域

- ・企業団地(社宅)は、企業や民間事業者側の土地活用の意向や建替え動向などを見据えながら調整を図り、周辺の低層住宅との調和に配慮した土地利用ができるよう適切な誘導に努めます。
- ・無秩序な開発を抑制することで、山林や農地をはじめとする現在の自然的土地利用の保全を図ります。
- ・既存住宅地(集落地)は、居住環境を保全することで地域での暮らしやすさを維持し、集落地としての現在の土地利用を維持します。

### ④ 都市施設

#### ア 交通施設等

##### a 道路

- ・(都)名古屋半田線の4車線化の整備に向けた検討を県と連携して進めます。
- ・通学路の歩行空間の確保のため、(市)伏見上野台線(南太子交差点～東海橋)は、歩道の整備を進めます。
- ・(市)太田川駅前通り線の東側への延伸区間((都)東海知多線～(市)名和加木屋線)の整備を進めます。
- ・(市)太田川駅前通り線の東側への延伸区間((市)名和加木屋線～(都)名古屋半田線)の整備に向けた検討を進めます。
- ・大田川・渡内川を軸としたエコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)については、桜並木や親水空間などの整備を図るとともに、花と緑豊かで市民の健康づくりに寄与する歩行者・自転車道の整備を進めます。
- ・通学路や生活道路は、歩行者・自転車が安全に通行できるよう交通安全施設の整備を図ると

もに、既存道路の改修などを順次進めます。

- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

#### b 公共交通

- ・バスが地域間の移動を担っているため、需要が多い時間帯の運行ダイヤ充実を促します。

#### イ 公園・緑地

- ・上野台公園は、住居地域の中で自然とふれあいながら活動が行える公園であることから、魅力あふれる公園としてリニューアルを進めます。

#### ウ 上下水道・河川

##### a 上水道

- ・重要給水施設に至る水道管の耐震化整備を進めます。

##### b 下水道

- ・伏見ポンプ場（雨水）の再構築及び耐震化工事を進めます。

##### c 河川

- ・富木島町伏見地区を始めとする地区の浸水軽減を図るため、大田川の河川改修を県と連携して進めます。

### ⑤ 地域環境・景観

- ・地域東部の山林や農地、南部の農地などは、東海市緑化及び花いっぱい推進条例や農業振興地域の整備に関する法律などに基づき、その保全を図ります。

### ⑥ 都市防災

- ・防災重点農業用ため池に指定された富木島大池は、国が定める防災工事等基本指針に基づき、県と連携して定期的に点検を行い、被害を未然に防止します。
- ・ため池を活用した、浸水対策を検討します。
- ・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域は、県と連携をとりながら、治山事業や急傾斜地崩壊防止事業などの推進により被害防止に努めます。

### ⑦ その他

- ・市営明倫住宅及び市営小池住宅は、耐用年数を迎えているため、住宅セーフティネットとしての公営住宅の観点から、一定の利便性が確保された敷地への移設による建替えを進めます。



姫島公園（地下貯留施設）

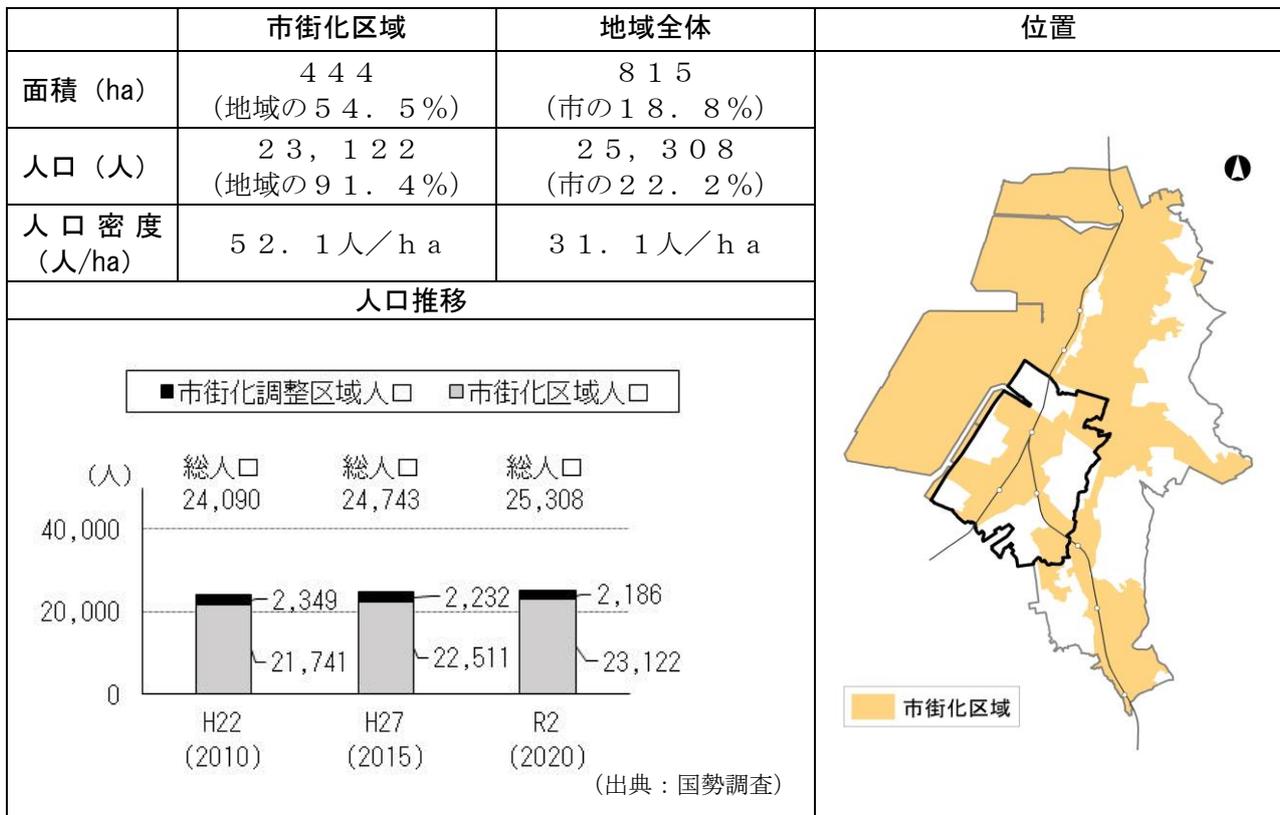


エコプロムナード  
（整備済：中央町）



## 中央地域（大田/横須賀）

### (1) 地域の現況



### 写真



(都) 太田川駅東歩道

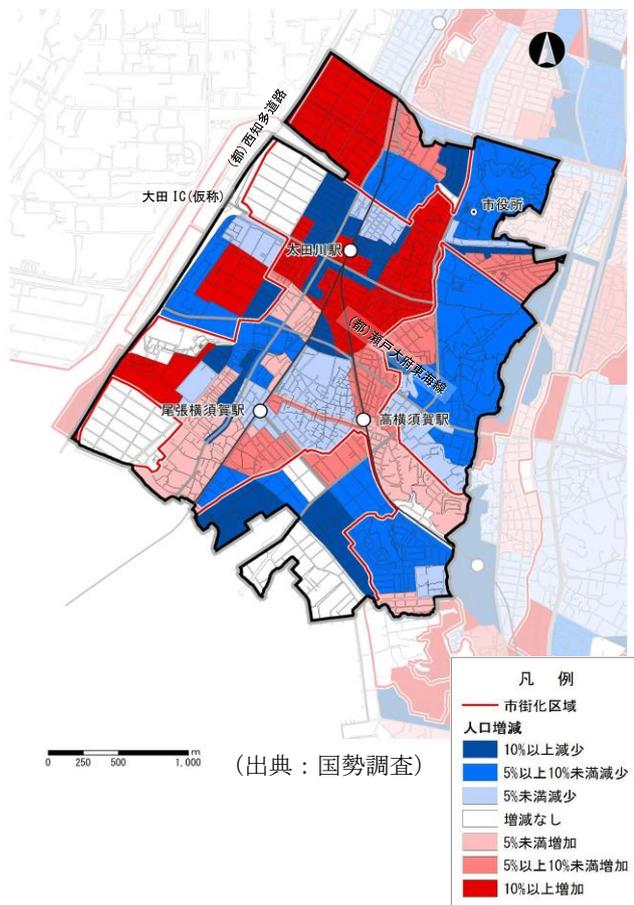


横須賀地区無電柱化

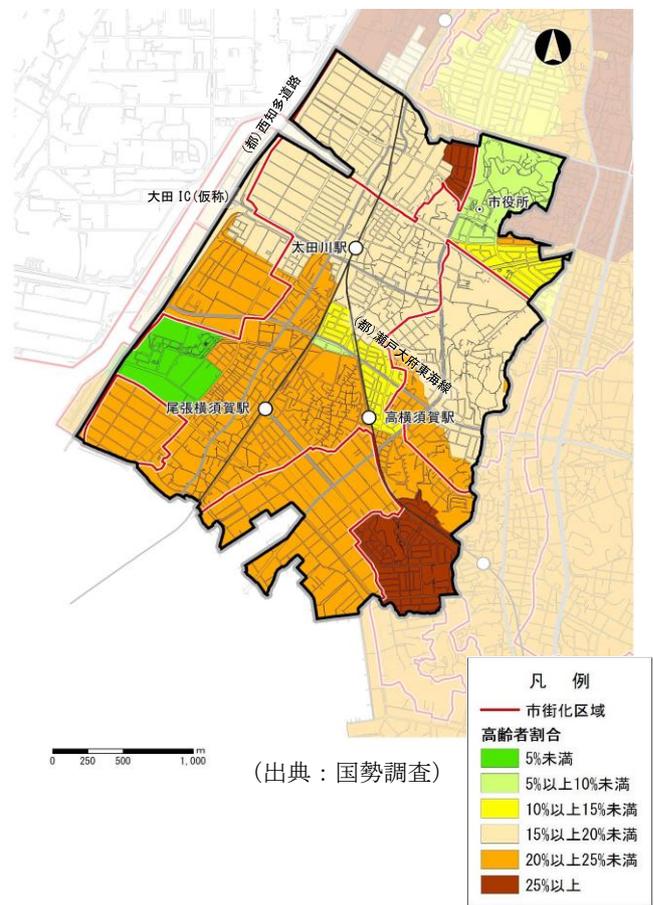
① 人口特性

- ・これまで太田川駅周辺地区や横須賀駅東地区、中ノ池地区の土地区画整理事業などにより市街地が形成されてきており、平成22年（2010年）以降、人口は着実に増加し、市の人口の約22%が居住しています。
- ・市街化区域の人口密度は約52人/haと本市の市街化区域の人口密度（約59人/ha）を下回っていますが、土地区画整理事業の施工中であるため、現在は人口が定着していません。
- ・平成27年（2015年）から令和2年（2020年）の地区別の人口増減は、土地区画整理事業を実施した地区については5%以上の増加傾向にあります。古くからの既成市街地については、減少している地区が多くなっています。
- ・地区別の高齢者割合は、太田川駅周辺や市役所周辺では低い地区がありますが、南部では20%以上となっています。

地区別人口増減  
(H27(2015)~R2(2020))



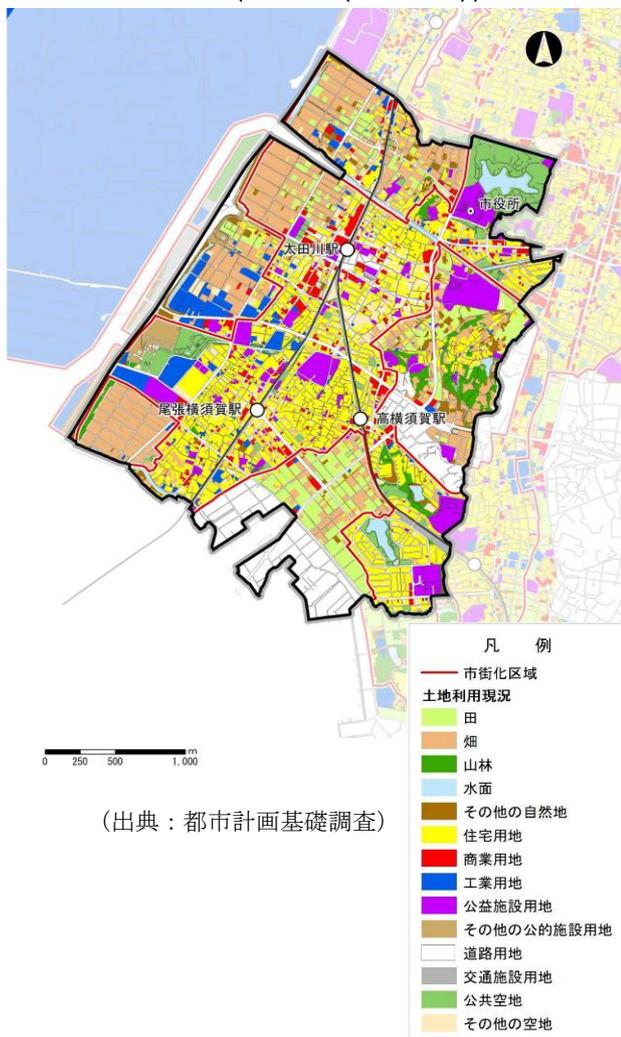
地区別高齢者割合  
(R2(2020))



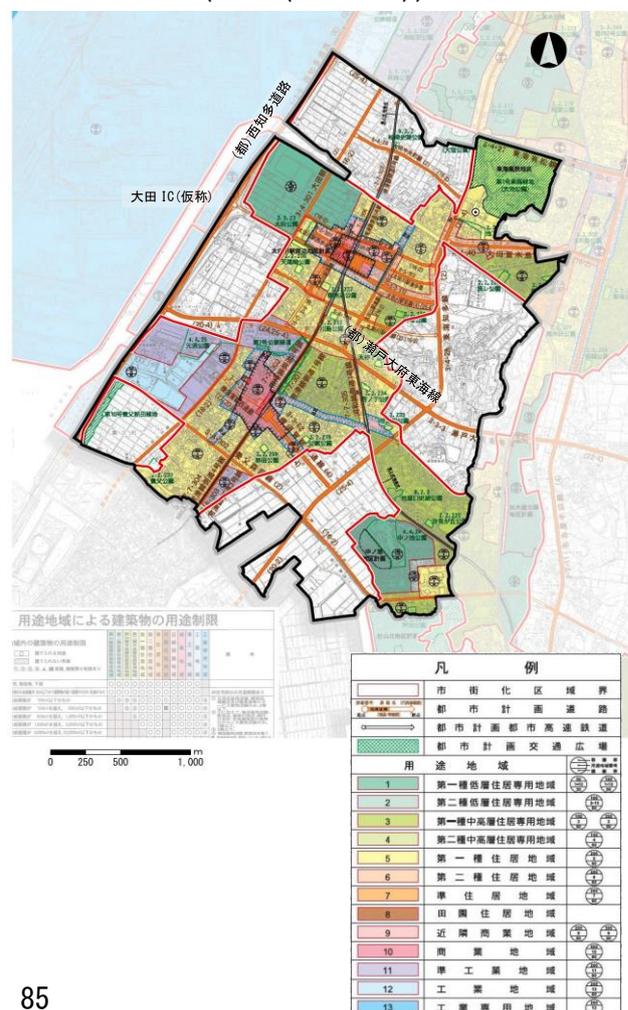
② 土地利用特性及び都市基盤整備状況

- ・太田川駅周辺では、商業機能を始めとする都市機能が集積しています。尾張横須賀駅や高横須賀駅周辺では、商業機能を始めとする都市機能の集積が少ない状況となっています。
- ・(都) 瀬戸大府東海線沿道では、商業施設を始めとした生活サービス施設が立地しています。
- ・養父高地区(高横須賀町南部)は、鉄道の利便性を生かした土地利用が図られていません。
- ・西側の市街化調整区域では、天竺地区(太田川駅南西部)で工業用地としての土地利用がなされています。
- ・太田川駅の西側で土地区画整理事業が施工中となっています。
- ・太田小学校の南側では土地改良事業が施工中となっています。
- ・(都) 西知多道路大田 I C (仮称) が整備中となっています。
- ・(都) 瀬戸大府東海線の4車線化が整備中となっています。
- ・都市計画道路の未整備区間があります。
- ・歩行者や自転車の通行に危険性のある道路があります。
- ・一団の民間開発や土地区画整理事業を除く、古くからの既成市街地では、狭あい道路があります。
- ・太田川駅周辺において、未整備の公園・緑地があります。
- ・公共下水道は、太田川駅西地区の土地区画整理事業区域内を除いて、市街化区域で整備済となっています。
- ・創造の杜交流館が整備中となっています。

土地利用現況図  
(H30(2018))



都市計画図  
(R4(2022))



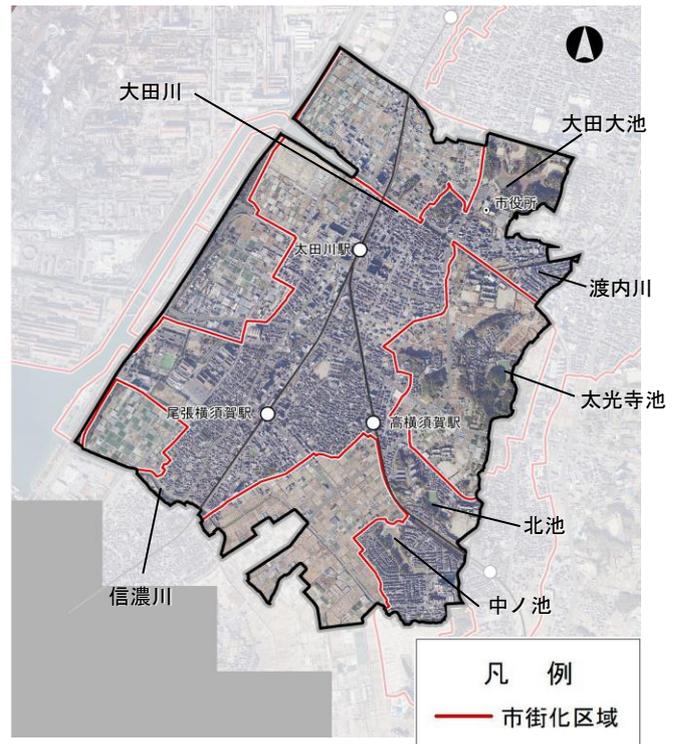
都市公園・緑地の整備状況図  
(R3(2021))

※誘致圏

公園の規模により、  
250m(街区公園)、  
500m(近隣公園)、  
1km(地区公園)  
とした圏域。



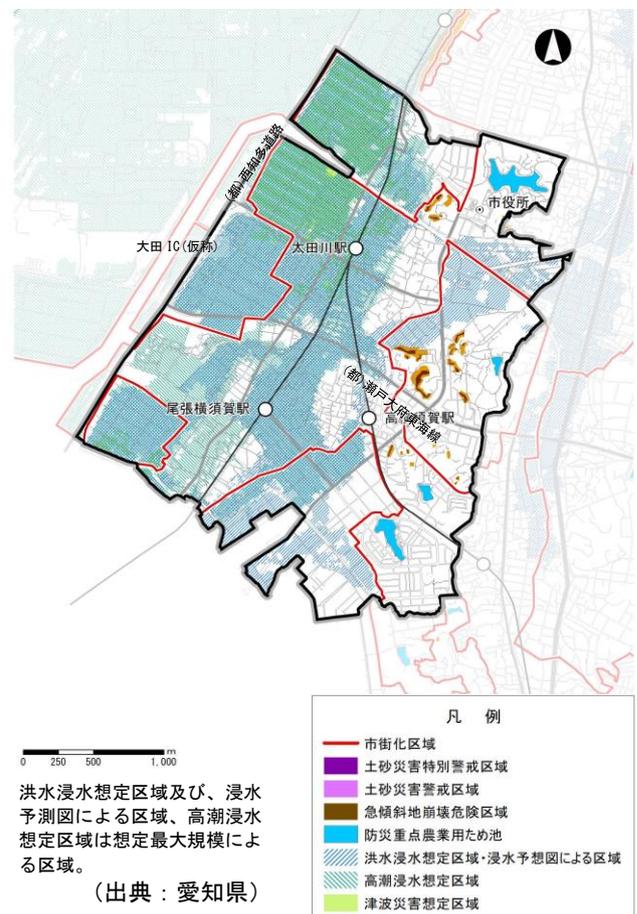
航空写真  
(R5(2023))



### ③ 自然環境特性等

- ・地域西部の農地は、臨海部地域と内陸部の緩衝機能を担うとともに温室効果ガスの吸収源としての機能を果たしています。
- ・地域東部や南部には、山林や農地など良好な自然環境が残っています。
- ・地域内には地域固有の歴史的資源が多く残っています。
- ・地域内の大部分で想定最大規模の降雨及び高潮による浸水が想定されています。
- ・防災重点農業用ため池である大田大池、太光寺池、中ノ池、北池の下流は、ため池決壊等危険区域になっています。
- ・地域東部や市役所の西側で土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定があります。
- ・大田川の改修は一部未整備区間があります。

災害予測図



洪水浸水想定区域及び、浸水予測図による区域、高潮浸水想定区域は想定最大規模による区域。

(出典：愛知県)

④ 市民・事業者の意向

- ・農地の保全や景観の項目の満足度が低くなっています。
- ・両地区とも居住環境や身近な商業施設、災害に対する重要度が高くなっています。
- ・企業の進出候補地としては、加家 I C 周辺の D 地区、横須賀 I C 周辺の E 地区を候補地と考える事業者の意向が多くなっています。

現状の満足度（市民アンケート調査結果）

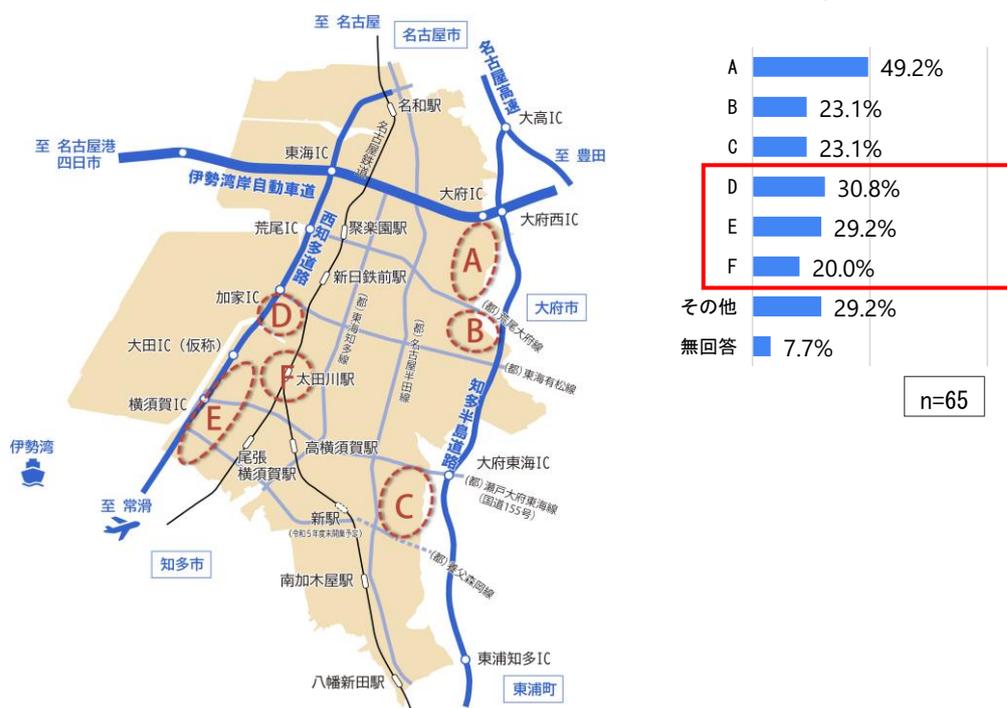
（5点満点）

項目	全体	北部	東部	中央	南部	中央内訳	
						大田	横須賀
	n =	680	304	361	384	133	228
居住環境が良好である	3.29	3.28	3.28	3.20	3.34	3.28	3.16
幹線道路が充実している	3.30	3.38	3.07	3.49	3.26	3.53	3.47
公共交通（電車やバス）が便利で使いやすい	2.76	2.52	2.55	3.34	2.87	3.62	3.18
農地が維持・保全されている	2.78	2.69	2.77	2.85	2.88	2.71	2.92
製造業や物流業などの産業の誘致が必要である	2.93	2.99	2.87	2.95	2.91	2.99	2.93
商業施設が身近にあり日常生活で買い物がしやすい	3.08	3.03	3.11	3.26	2.96	3.39	3.18
太田川駅周辺に商業的にぎわいがある	3.16	3.11	3.15	3.30	3.11	3.22	3.35
緑地やため池などの自然環境が維持・保全されている	3.06	2.96	3.04	3.15	3.21	3.10	3.18
災害に強い安心安全なまちである	2.91	2.86	2.91	2.90	3.03	2.92	2.89
魅力的な景観がある	2.76	2.79	2.72	2.72	2.82	2.79	2.69

今後のまちづくりへの重要度（市民アンケート調査結果）

項目	全体	北部	東部	中央	南部	中央内訳	
						大田	横須賀
	n =	680	304	361	384	133	228
居住環境が良好である	25.6%	25.1%	22.4%	28.5%	29.2%	26.3%	29.8%
幹線道路が充実している	12.7%	11.9%	12.5%	10.8%	14.3%	11.3%	10.5%
公共交通（電車やバス）が便利で使いやすい	38.9%	40.6%	42.8%	27.7%	39.3%	21.8%	31.1%
農地が維持・保全されている	7.6%	9.3%	9.5%	6.9%	5.5%	4.5%	8.3%
製造業や物流業などの産業の誘致が必要である	7.9%	8.1%	6.9%	10.0%	6.8%	10.5%	9.6%
商業施設が身近にあり日常生活で買い物がしやすい	28.4%	27.6%	23.4%	28.8%	35.4%	24.8%	31.1%
太田川駅周辺に商業的にぎわいがある	8.4%	6.8%	8.6%	11.1%	7.6%	15.8%	8.3%
緑地やため池などの自然環境が維持・保全されている	13.7%	14.4%	12.2%	11.9%	15.1%	12.8%	11.4%
災害に強い安心安全なまちである	39.7%	41.3%	37.2%	37.7%	41.7%	27.1%	43.9%
魅力的な景観がある	12.3%	13.7%	11.8%	13.6%	9.9%	13.5%	13.6%

企業の進出候補地（企業アンケート調査結果）



## (2) まちづくりの課題

全体構想における位置づけや都市整備の方針などを踏まえ、地域におけるまちづくりの課題を以下のように整理します。

### 住環境の充実

- ・(都) 西知多道路大田 I C (仮称) の整備により、その周辺の計画的な土地利用を図る必要があります。
- ・高横須賀駅、尾張横須賀駅及び加木屋中ノ池駅の徒歩圏に位置する養父高地区(高横須賀町南部)は、鉄道の利便性を生かし、本市の増加人口を受け止める新たな市街地の形成に向けた検討をする必要があります。
- ・大田川・渡内川を軸としたエコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)の整備を進める必要があります。
- ・都市計画道路の整備を図る必要があります。
- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の解消を図る必要があります。
- ・通学路などで、通行に危険性がある歩行空間の整備を図る必要があります。
- ・太田川駅西地区の土地区画整理事業区域内において公共下水道の整備を進める必要があります。

### 自然環境の保全・活用

- ・地域東部・南部に広がる山林や農地は、良好な自然環境を有するだけでなく温室効果ガスの吸収源・都市景観・防災上重要な機能を果たしていることから、ため池と合わせ、その保全を図る必要があります。
- ・未整備の公園・緑地の整備を進める必要があります。

### 安心・安全の確保

- ・地域内に降雨による浸水の危険性が高くなっており、対策を図る必要があります。
- ・大田大池、太光寺池、中ノ池、北池の下流は、ため池決壊等危険区域になっており、対策を図る必要があります。
- ・土砂災害、津波や高潮による浸水の総合的な対策を図る必要があります。

### にぎわいづくり

- ・太田川駅周辺は、土地区画整理事業により、新たな商業施設や住環境などが整備されることで、拠点としての更なる発展を図る必要があります。

### 産業の活性化

- ・(都) 西知多道路の広域交通体系の利便性を生かした土地利用を検討する必要があります。
- ・(都) 瀬戸大府東海線の渋滞による企業活動への影響が懸念されるため、対策を進める必要があります。
- ・尾張横須賀駅西側は、創造の杜交流館の整備を契機に、更なる発展と交流を図る必要があります。
- ・尾張横須賀駅西側は、山車などの歴史的資源を活用した魅力あるまちづくりを図る必要があります。

### (3) まちづくりの方針

#### ① 将来目標

太田川駅や尾張横須賀駅を中心に広域的な交流と歴史文化を生かしたにぎわいの創出を図るとともに、暮らしやすく産業活力に満ちたまち

#### ② まちづくり方針図



#### 凡 例

市街化区域界	鉄道・駅	都市拠点・広域交流拠点
居住ゾーン	バス路線	健康福祉拠点
産業ゾーン	高速道路・自動車専用道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)	保健医療福祉拠点
新市街地候補ゾーン(住居系)	幹線道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)	行政拠点
新市街地候補ゾーン(産業系)	エコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)(白抜きは未整備)	スポーツ文化拠点
緩衝ゾーン	河川	地域生活拠点(白抜きは構想)
農業緑地ゾーン		交通拠点
主要な公園・緑地(白抜きは未整備)		レクリエーション拠点(白抜きは構想)
		自然環境再生拠点
		健康増進拠点

### ③ 土地利用

#### ア 市街化区域

##### a 専用住宅地区

- ・中ノ池周辺は低層住宅、(都)大田富木島線の南側、太田川駅南東部、横須賀小学校周辺及び横須賀中学校周辺は低層住宅のなかに中高層住宅の立地する専用住宅としての土地利用により、良好な居住環境を維持します。

##### b 一般住宅地区

- ・専用住宅地区、住商複合地区及び商業業務地区を除く居住ゾーンは、住宅を主体としながら、店舗などの生活サービス施設や事務所なども立地する現在の土地利用を維持します。

##### c 商業業務地区

- ・太田川駅周辺は、都市拠点・広域交流拠点として、産業、文化、教育、医療、福祉、オフィス、観光交流、ものづくり、宿泊などの多様な都市機能の集積・複合化を図ります。
- ・尾張横須賀駅周辺及び高横須賀駅周辺は、交通体系の特徴を生かして、主に商業施設などが立地する現在の土地利用を維持し、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導が図られる土地利用を促進します。

##### d 住商複合地区

- ・(都)大田富木島線沿道は、周辺の居住環境に配慮し、商業施設と住宅の共存を図りながら、交通体系の特徴を生かして、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設や沿道サービス施設などの誘導が図られる土地利用を促進します。

##### e 住工複合地区

- ・市民体育館周辺をはじめとする準工業地域は、主に小規模な工場や住宅などが立地する現在の土地利用を維持します。
- ・(都)瀬戸大府東海線沿道及び国道247号(一部)沿道は、大規模集客施設の立地を抑制できるように、また、住宅を主体とした土地利用が進む本地域南部の準工業地域は、地権者意向などを踏まえながら、今後の土地利用の方向性について検討を進めます。

##### f 工業地区

- ・元浜公園周辺は、主に工場などが立地する現在の土地利用を維持します。

#### イ 市街化調整区域

- ・無秩序な開発を抑制することで、山林や農地をはじめとする現在の自然的土地利用の保全を図ります。
- ・既存住宅地(集落地)は、居住環境を保全することで地域での暮らしやすさを維持し、集落地としての現在の土地利用を維持します。
- ・天宝地区(太田川駅南西部)や養父新田地区(養父町西部)の(都)大田朝倉線東側、養父高地地区(高横須賀駅南側)は、鉄道駅の利便性を生かし、本市の増加人口を受け止めるため、市街地の形成に向け、地権者意向、周辺の自然環境や営農環境への配慮などを踏まえながら、今後の土地利用の方向性を検討します。
- ・(都)西知多道路沿道の川北地区(太田川駅北西部)、天宝地区(太田川駅南西部)及び養父新田地区(養父町西部)は、広域交通体系の利便性を生かした新たな産業や物流、研究開発施設などの集積を図る市街地の形成に向けて、地権者意向などを踏まえながら、今後の土地利用

の方向性を検討します。

#### ④ 都市施設

##### ア 交通施設等

###### a 道路

- ・太田川駅西地区の土地区画整理事業の推進により、区画道路の整備を進めます。
- ・（都）西知多道路（大田 I C（仮称））の整備を県と連携して進めます。
- ・太田川駅西地区の土地区画整理事業の進捗にあわせ、（都）太田川駅前線（（都）西知多道路大田 I C（仮称）～（都）大田朝倉線）の整備を進めます。
- ・（市）太田川駅前通り線の東側への延伸区間（（都）東海知多線～（市）名和加木屋線）の整備を進めます。
- ・（都）太田川駅南線及び県と連携して（都）太田川駅西線の整備に向けた検討を進めます。
- ・（都）瀬戸大府東海線の4車線化の整備を県と連携して進めます。
- ・大田川・渡内川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）については、桜並木や親水空間などの整備を図るとともに、花と緑豊かで市民の健康づくりに寄与する歩行者・自転車道の整備を進めます。
- ・通学路や生活道路は、歩行者・自転車が安全に通行できるよう交通安全施設の整備を図るとともに、既存道路の改修などを順次進めます。
- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

###### b 公共交通

- ・多様な移動手段を活用しやすい地域環境を活かし、目的に応じた最適な交通サービスの充実を図ります。

##### イ 公園・緑地

- ・レクリエーション拠点として位置付けられる大池公園については、緑豊かな里山を保全し、自然とふれあうようなレクリエーション活動が行える場や憩いの場の提供や充実を進めるとともに、災害時のオープンスペースの確保に努めます。
- ・太田川駅西地区の土地区画整理事業や（都）西知多道路の整備の進捗にあわせ、緩衝機能を有する緑地や公園の整備を進めます。
- ・御洲浜公園及び的場公園の整備を進めます。
- ・養父公園の未整備箇所の整備を検討します。
- ・中ノ池公園は、住居地域の中で自然とふれあいながら活動が行える公園であることから、魅力あふれる公園としてリニューアルを進めます。

##### ウ 上下水道・河川

###### a 上水道

- ・重要給水施設に至る水道管の耐震化整備を進めます。

###### b 下水道

- ・太田川駅西地区の土地区画整理事業の進捗にあわせ、下水道施設の整備を進めます。

- ・（市）太田川駅前通り線の整備にあわせ、汚水幹線の新設を検討します。
- ・天寶ポンプ場（雨水）のポンプ施設増設を進めます。
- ・浄化センター（汚水）の再構築工事を進めるとともに、水処理施設の増設を検討します。

### c 河川

- ・地域内の浸水軽減のため、大田川及び信濃川の河川改修を県と連携して進めます。

### エ 都市基盤整備

- ・現在施行中の東海太田川駅西土地区画整理事業を進めます。
- ・尾張横須賀駅西側の駅前広場の整備を進めます。

## ⑤ 地域環境・景観

- ・大池公園周辺の緑地（第1号東海緑地）は、風致地区としてその保全を図ります。
- ・地域東部の太光寺池周辺に広がる農地や山林などは、まとまりのある貴重な緑地であることから、東海市緑化及び花いっぱい推進条例に基づき、その保全に努めるとともに、里山機能の再生や自然環境との交流、子どもの教育の場としての活用を図ります。
- ・地域西部や南部の農地は、今後、計画的な市街地の形成を図る地区との調整を図りながら、東海市緑化及び花いっぱい推進条例や農業振興地域の整備に関する法律などに基づき、その保全を図ります。
- ・太田川駅周辺においては、地域住民と協働して一体感のあるまちなみづくりのルールを周知するとともに、花のまちづくり運動の推進などにより本市の玄関口にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ります。
- ・尾張横須賀駅周辺及び高横須賀駅周辺においては、花のまちづくり運動の推進や街並みの緑化などにより、美しい都市景観の形成を図ります。
- ・尾張横須賀駅西側の既成市街地では、無電柱化や道路美装化により、景観整備を進めるとともに、山車蔵をはじめとした地域固有の歴史的資源と調和した市街地景観の形成を検討し、魅力あるまちづくりを図ります。

## ⑥ 都市防災

- ・防災重点農業用ため池に指定された大田大池の豪雨対策を国が定める防災工事等基本指針に基づき、県と連携して進めます。
- ・ため池を活用した、浸水対策を検討します。
- ・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区は、県と連携をとりながら、治山事業や急傾斜地崩壊防止事業などの推進により被害防止に努めます。
- ・無電柱化により、（都）東海知多線（（都）東海有松線～東海市役所前交差点）及び県と連携して（都）瀬戸大府東海線（（都）西知多道路横須賀IC～（都）東海知多線）の防災・減災対策を進めます。



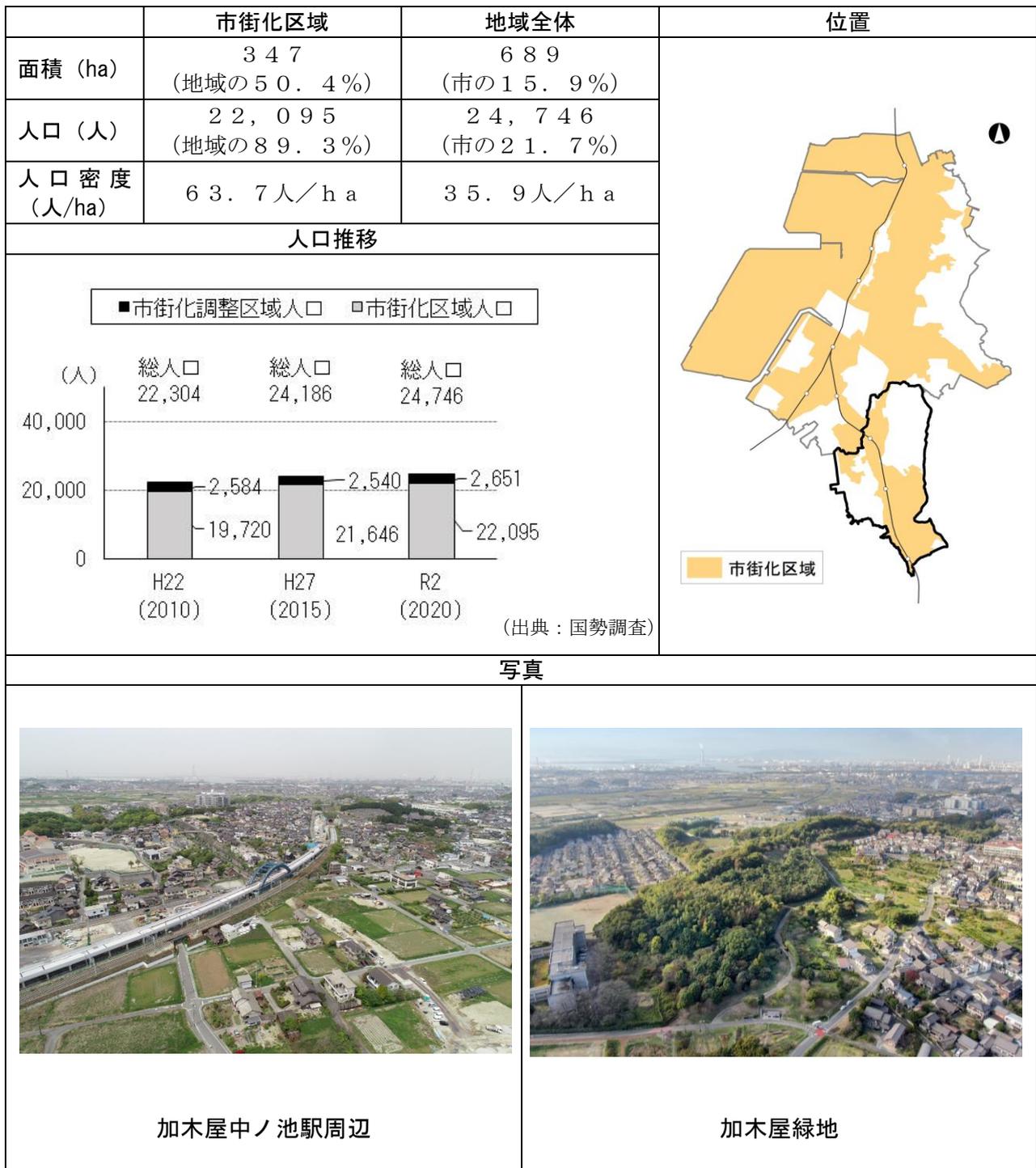
大池公園



山車（大田・横須賀）

## 南部地域（加木屋/三ツ池/加木屋南）

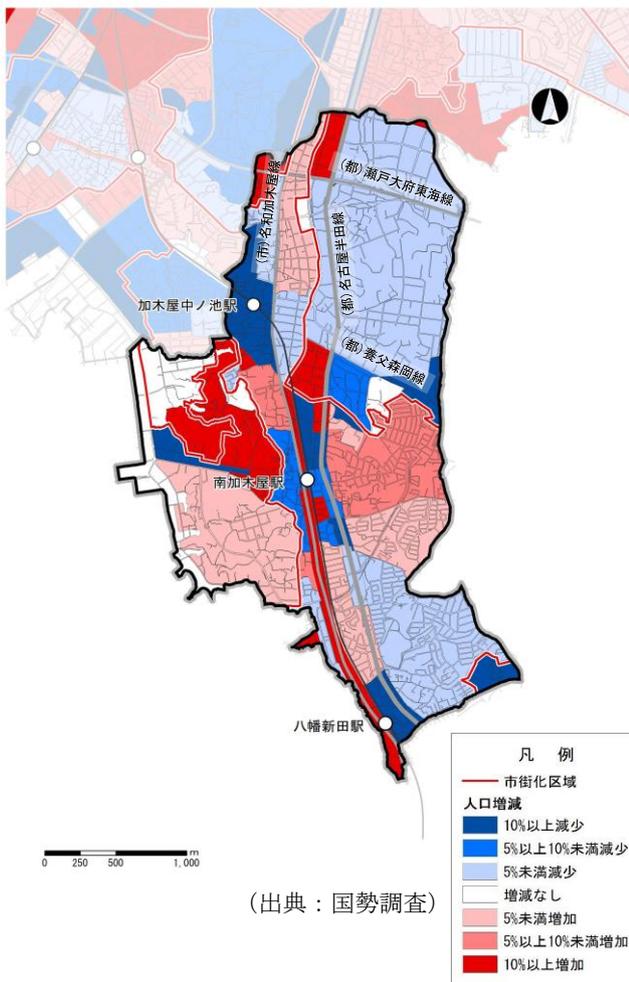
### (1) 地域の現況



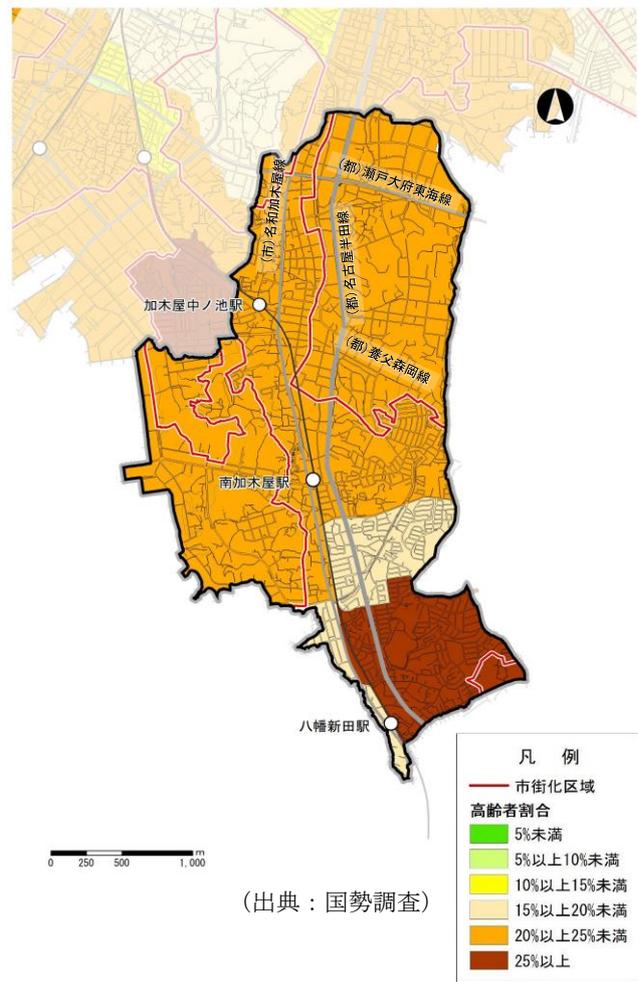
① 人口特性

- ・これまで大堀地区や石塚地区の土地区画整理事業や民間の一団の開発などにより市街地が形成されてきており、平成22年（2010年）以降、人口は着実に増加し、市の人口の約22%が居住しています。
- ・市街化区域の人口密度は約64人/haと本市の市街化区域の人口密度（約59人/ha）を上回っており、人口集積の高い市街地が形成されています。
- ・平成27年（2015年）から令和2年（2020年）の地区別の人口増減は、南加木屋駅の東側や（市）名和加木屋線沿道で5%以上の人口が増加しています。一方で、鉄道駅周辺や北東部、南東部の地区では減少しています。
- ・地区別の高齢者割合は、大半の地区で20%以上となっており、南側の加木屋南地区では25%を超えています。

地区別人口増減  
(H27(2015)~R2(2020))



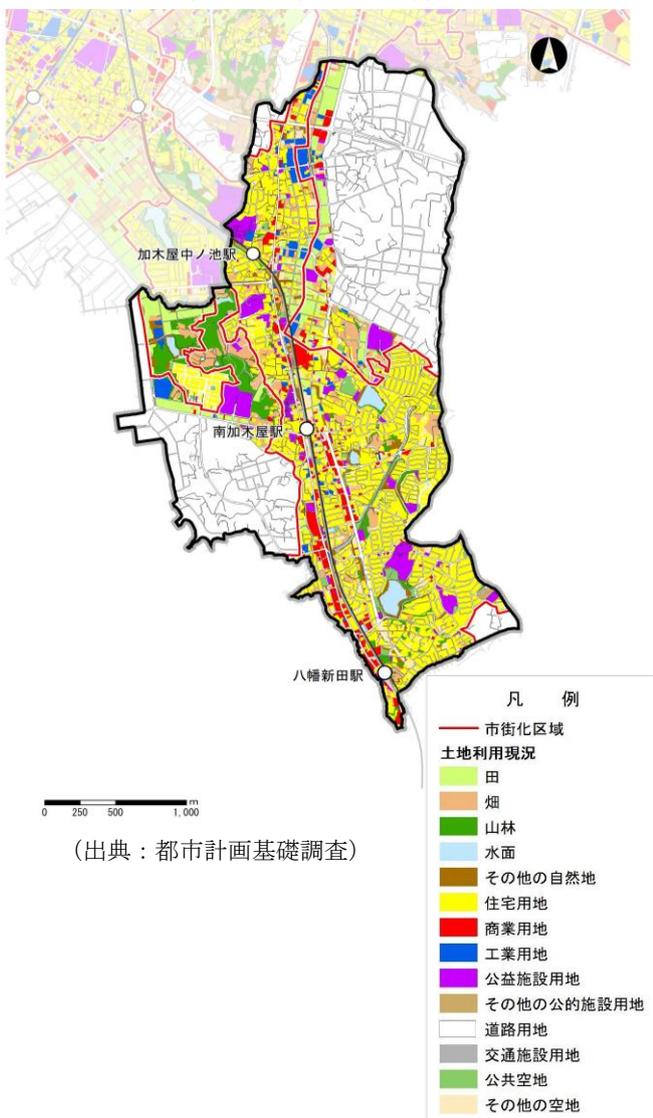
地区別高齢者割合  
(R2(2020))



② 土地利用特性及び都市基盤整備状況

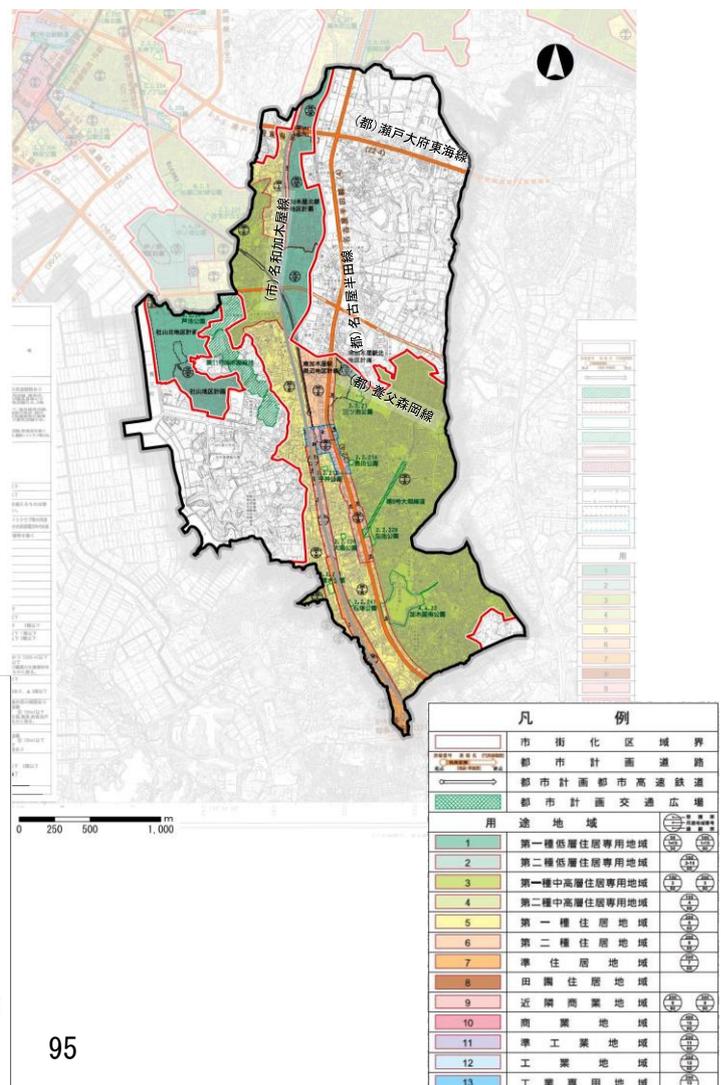
- ・地域全体で住宅用地としての土地利用がなされています。また、(市)名和加木屋線及び(都)名古屋半田線沿道では商業用地としての土地利用が図られていますが、スーパーなどの生活サービス施設が不足しています。
- ・南加木屋駅周辺や八幡新田駅周辺では、商業機能を始めとする都市機能の集積が少ない状況となっています。
- ・養父町竹ヶ谷は、鉄道の利便性を生かした土地利用が図られていません。
- ・加木屋中ノ池駅が整備中となっています
- ・加木屋中ノ池駅の東側で土地区画整理事業が施工中となっています。
- ・(都)養父森岡線が整備中となっています。
- ・(都)瀬戸大府東海線の4車線化が整備中となっています。
- ・歩行者や自転車の通行に危険性のある道路があります。
- ・一団の民間開発や土地区画整理事業を除く、古くからの既成市街地では、狭あい道路があります。
- ・未整備の公園があります。
- ・南加木屋駅周辺では公共下水道が整備されていない区域があります。
- ・加木屋中部地区の土地区画整理事業区域内は公共下水道が整備されていません。
- ・駅前広場の整備が進んでいない箇所があります。

土地利用現況図  
(H30(2018))



(出典：都市計画基礎調査)

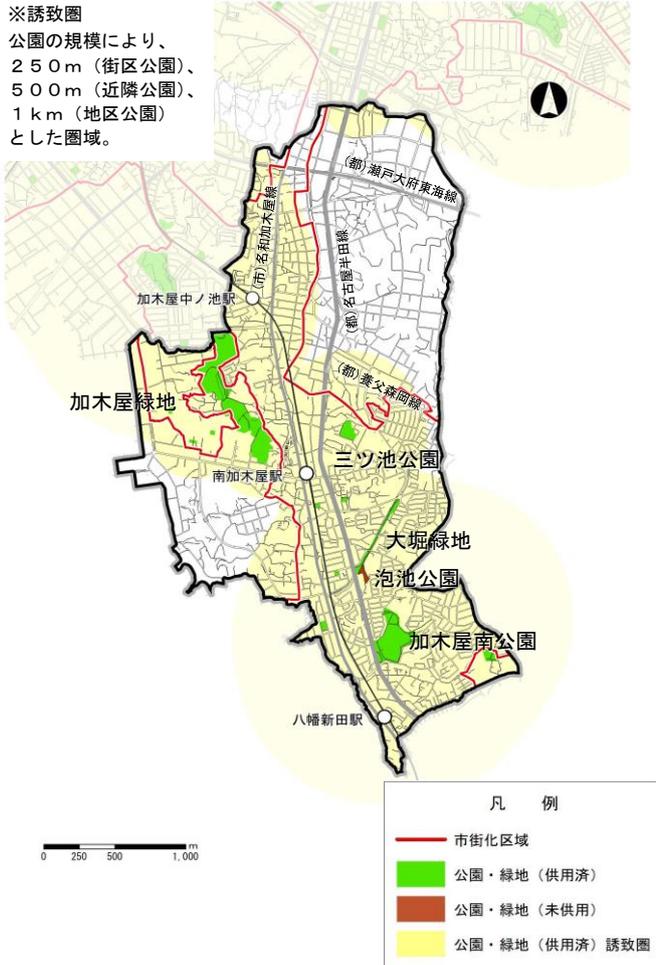
都市計画図  
(R4(2022))



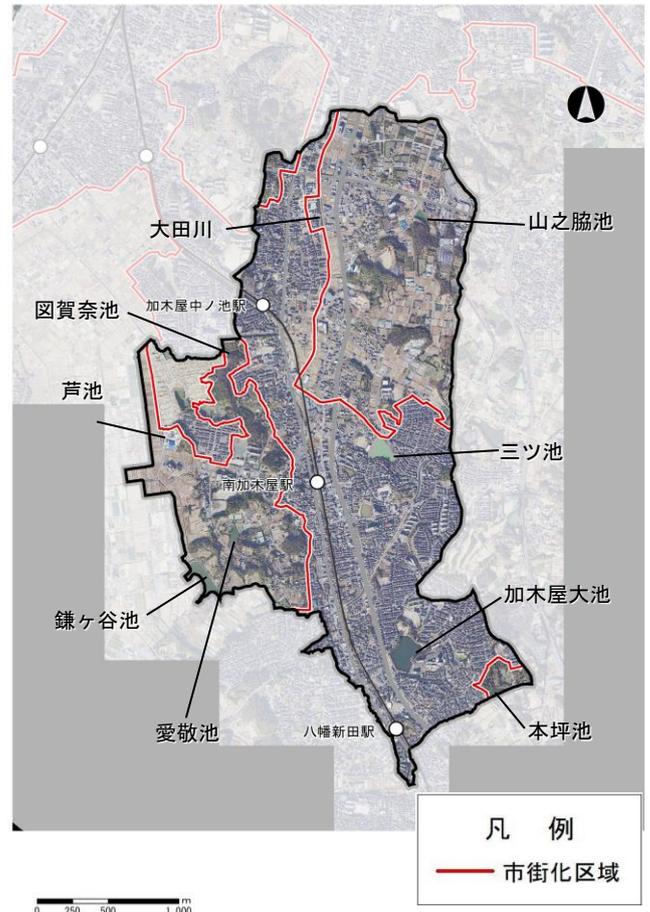
都市公園・緑地の整備状況図  
(R3(2021))

※誘致圏

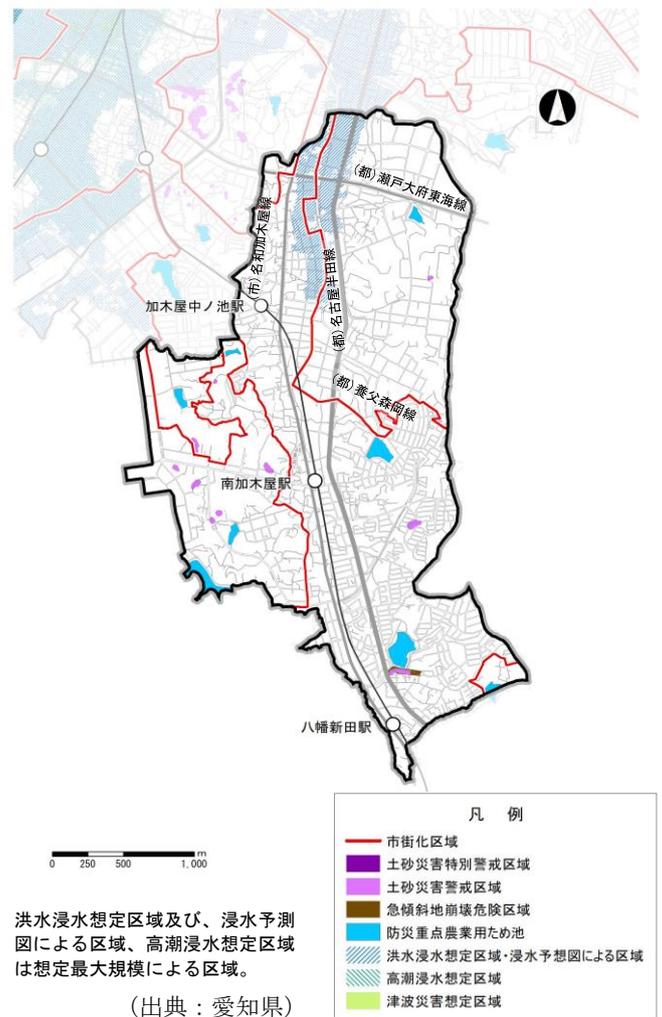
公園の規模により、  
250m(街区公園)、  
500m(近隣公園)、  
1km(地区公園)  
とした圏域。



航空写真  
(R5(2023))



災害予測図



洪水浸水想定区域及び、浸水予測図による区域、高潮浸水想定区域は想定最大規模による区域。

(出典：愛知県)

### ③ 自然環境特性等

- ・地域北東部や南西部の山林や農地、南部の農地など、良好な自然環境を有するだけでなく、温室効果ガスの吸収源としての機能を果たしています。
- ・加木屋町内堀及び木之下地区を始めとする一部の地区では、降雨による浸水が想定されています。
- ・防災重点農業用ため池である図賀奈池、加木屋大池、本坪池、鎌ヶ谷池、三ツ池、芦池、愛敬池、山之脇池の下流は、ため池決壊等危険区域になっています。
- ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が地域内に指定があります。
- ・大田川の改修は未整備となっています。

④ 市民・事業者の意向

- ・公共交通や農地の保全、景観の項目の満足度が低くなっています。
- ・公共交通や身近な商業施設、災害に対する重要度が高くなっています。
- ・企業の進出候補地としては、(都)瀬戸大府東海線南側のC地区を候補地と考える事業者の意向があります。

現状の満足度（市民アンケート調査結果）

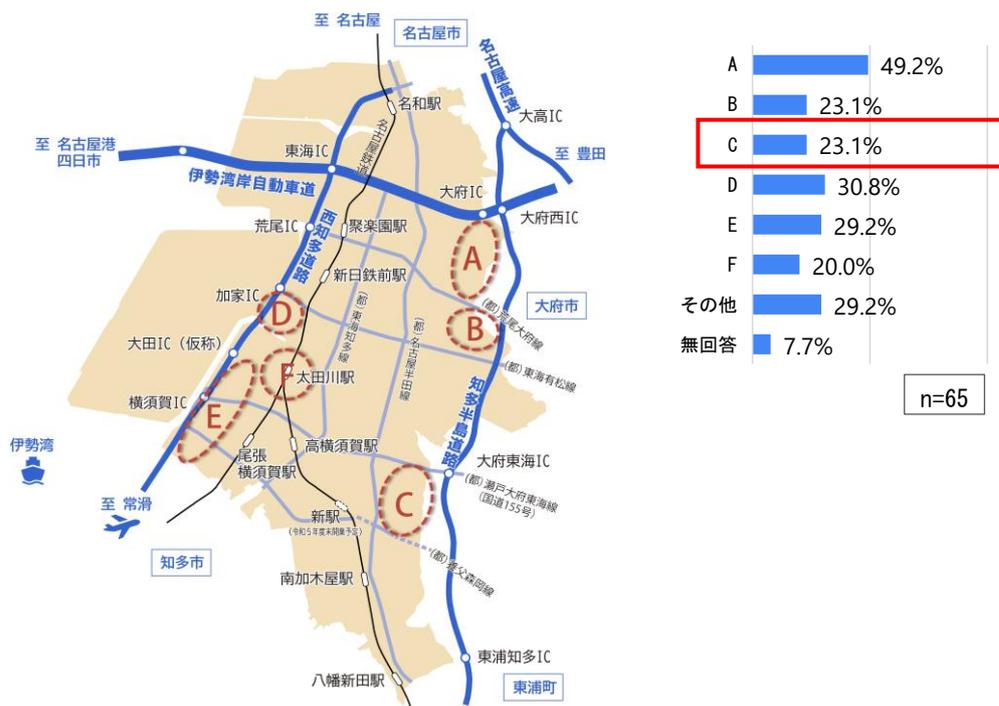
(5点満点)

項目	全体	北部	東部	中央	南部	南部内訳		
						加木屋	三ツ池	加木屋南
	n =	680	304	361	384	157	63	164
居住環境が良好である	3.29	3.28	3.28	3.20	3.34	3.17	3.59	3.40
幹線道路が充実している	3.30	3.38	3.07	3.49	3.26	3.18	3.46	3.26
公共交通（電車やバス）が便利で使いやすい	2.76	2.52	2.55	3.34	2.87	2.82	3.16	2.82
農地が維持・保全されている	2.78	2.69	2.77	2.85	2.88	2.83	3.00	2.87
製造業や物流業などの産業の誘致が必要である	2.93	2.99	2.87	2.95	2.91	2.90	2.86	2.94
商業施設が身近にあり日常生活で買い物がしやすい	3.08	3.03	3.11	3.26	2.96	2.95	3.19	2.89
太田川駅周辺に商業的にぎわいがある	3.16	3.11	3.15	3.30	3.11	3.08	3.23	3.10
緑地やため池などの自然環境が維持・保全されている	3.06	2.96	3.04	3.15	3.21	3.14	3.33	3.24
災害に強い安心安全なまちである	2.91	2.86	2.91	2.90	3.03	2.78	3.16	3.23
魅力的な景観がある	2.76	2.79	2.72	2.72	2.82	2.79	2.83	2.84

今後のまちづくりへの重要度（市民アンケート調査結果）

項目	全体	北部	東部	中央	南部	南部内訳		
						加木屋	三ツ池	加木屋南
	n =	680	304	361	384	157	63	164
居住環境が良好である	25.6%	25.1%	22.4%	28.5%	29.2%	32.5%	28.6%	26.2%
幹線道路が充実している	12.7%	11.9%	12.5%	10.8%	14.3%	14.6%	15.9%	13.4%
公共交通（電車やバス）が便利で使いやすい	38.9%	40.6%	42.8%	27.7%	39.3%	36.3%	34.9%	43.9%
農地が維持・保全されている	7.6%	9.3%	9.5%	6.9%	5.5%	5.7%	6.3%	4.9%
製造業や物流業などの産業の誘致が必要である	7.9%	8.1%	6.9%	10.0%	6.8%	7.0%	7.9%	6.1%
商業施設が身近にあり日常生活で買い物がしやすい	28.4%	27.6%	23.4%	28.8%	35.4%	31.8%	34.9%	39.0%
太田川駅周辺に商業的にぎわいがある	8.4%	6.8%	8.6%	11.1%	7.6%	7.0%	9.5%	7.3%
緑地やため池などの自然環境が維持・保全されている	13.7%	14.4%	12.2%	11.9%	15.1%	14.0%	15.9%	15.9%
災害に強い安心安全なまちである	39.7%	41.3%	37.2%	37.7%	41.7%	43.3%	39.7%	40.9%
魅力的な景観がある	12.3%	13.7%	11.8%	13.6%	9.9%	10.8%	9.5%	9.1%

企業の進出候補地（企業アンケート調査結果）



## (2) まちづくりの課題

全体構想における位置づけや都市整備の方針などを踏まえ、地域におけるまちづくりの課題を以下のように整理します。

### 住環境の充実

- ・市民の日常生活において、南加木屋駅周辺や八幡新田駅周辺は駅前広場がなく、都市機能も不足しているため、対策を図る必要があります。
- ・加木屋中ノ池駅周辺は、鉄道駅の設置を契機に、都市機能の充実を図る必要があります。
- ・南加木屋駅の徒歩圏に位置する養父町竹ヶ谷は、鉄道の利便性を生かし、本市の増加人口を受け止める新たな市街地の形成に向けた検討をする必要があります。
- ・大田川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）の整備を進める必要があります。
- ・都市計画道路の整備を進める必要があります。
- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の整備を進める必要があります。
- ・通学路などで、通行に危険性がある歩行空間の整備を図る必要があります。
- ・公共下水道の整備を進める必要があります。

### 自然環境の保全・活用

- ・地域北東部や南西部、南部に広がる山林や農地は、良好な自然環境を有するだけでなく温室効果ガスの吸収源・都市景観・防災上重要な機能を果たしていることから、ため池と合わせ、その保全を図る必要があります。
- ・未整備の公園の整備を図る必要があります。

### 安心・安全の確保

- ・大田川の河川改修が進んでいないことや雨水幹線が未整備であることから、加木屋町内堀及び木之下地区を始めとする地区で、降雨による浸水の危険性が高くなっており、対策を進める必要があります。
- ・凶賀奈池、加木屋大池、本坪池、鎌ヶ谷池、三ツ池、芦池、愛敬池、山之脇池の下流は、ため池決壊等危険区域になっており、対策を図る必要があります。
- ・土砂災害の総合的な対策を図る必要があります。

### にぎわいづくり

- ・(都)名古屋半田線を始めとした都市計画道路沿道は、交通利便性に優れていますが、商業施設を始めとした生活サービス施設の充実を促す必要があります。
- ・拠点となる地区の整備に合わせ、公共施設の集約を検討する必要があります。

### 産業の活性化

- ・(都)瀬戸大府東海線、(市)名和加木屋線の渋滞による企業活動への影響が懸念されるため、対策を進める必要があります。

### (3) まちづくりの方針

#### ① 将来目標

加木屋緑地や加木屋南公園などの豊かな自然に触れあいながら、安心安全で快適な暮らしやすい生活圏が形成されたまち

#### ② まちづくり方針図



#### 凡 例

	市街化区域界		鉄道・駅		都市拠点・広域交流拠点
	居住ゾーン		バス路線		健康福祉拠点
	産業ゾーン		高速道路・自動車専用道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		保健医療福祉拠点
	新市街地候補ゾーン(住居系)		幹線道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)		行政拠点
	新市街地候補ゾーン(産業系)		エコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)(白抜きは未整備)		スポーツ文化拠点
	緩衝ゾーン		河川		地域生活拠点(白抜きは構想)
	農業緑地ゾーン				交通拠点
	主要な公園・緑地(白抜きは未整備)				レクリエーション拠点(白抜きは構想)
					自然環境再生拠点
					健康増進拠点

### ③ 土地利用

#### ア 市街化区域

##### a 専用住宅地区

- ・加木屋北部地区、南加木屋駅北地区、社山地区、社山北地区は地区計画の活用による低層住宅、加木屋小学校周辺からその北側の区域、(都)名古屋半田線より東側は、低層住宅のなかに中高層住宅の立地する専用住宅地としての土地利用により、良好な居住環境を維持します。
- ・東海加木屋中部土地区画整理事業施行区域では、地区計画の活用により、良好な居住環境が図られるよう、低層住宅のなかに中高層住宅の立地する専用住宅地としての土地利用を進めます。

##### b 一般住宅地区

- ・専用住宅地区、住商複合地区及び商業業務地区を除く居住ゾーンは、住宅を主体としながら、店舗などの生活サービス施設や事務所なども立地する現在の土地利用を維持します。

##### c 商業業務地区

- ・南加木屋駅周辺、(都)名古屋半田線沿道は、交通体系の特徴を生かして、主に商業施設などが立地する現在の土地利用を維持し、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設の誘導が図られる土地利用を促進します。

##### d 住商複合地区

- ・(都)名古屋半田線沿道は、周辺の居住環境に配慮し、商業施設と住宅の共存を図りながら、交通体系の特徴を生かして、地域の生活を支える商業施設などの生活サービス施設や沿道サービス施設などの誘導が図られる土地利用を促進します。
- ・東海加木屋中部土地区画整理事業施行区域の都市計画道路沿道では、店舗などの生活サービス施設や事務所なども立地が図られるような土地利用を進めます。

#### イ 市街化調整区域

- ・無秩序な開発を抑制することで、山林や農地をはじめとする現在の自然的土地利用の保全を図ります。
- ・既存住宅地(集落地)は、居住環境を保全することで地域での暮らしやすさを維持し、集落地としての現在の土地利用を維持します。
- ・養父町竹ヶ谷は、鉄道駅の利便性を生かし、本市の増加人口を受け止めるため、市街地の形成に向け、地権者意向、周辺の自然環境や営農環境への配慮などを踏まえながら、今後の土地利用の方向性を検討します。

### ④ 都市施設

#### ア 交通施設等

##### a 道路

- ・(市)向山南北線の整備及び(市)加木屋南北線の整備・検討を進めます。
- ・(都)瀬戸大府東海線の4車線化の整備を県と連携して進めます。
- ・加木屋中ノ池駅の整備とあわせ、周辺道路の整備を進めます。
- ・加木屋中部地区の土地区画整理事業の推進により、区画道路の整備を進めます。

- ・（都）養父森岡線（（市）名和加木屋線～（都）名古屋半田線）の整備については、名古屋鉄道河和線との立体交差を鉄道高架化事業により進めます。
- ・（都）養父森岡線（三ツ池小学校北西～大府市境）の整備を進めます。
- ・加木屋仲新田地区の狭あい道路の拡幅整備を地域住民と協力して進めます。
- ・南加木屋駅の自由通路の整備を検討します。
- ・（都）知多刈谷線の整備を県と連携して進めます。
- ・大田川を軸としたエコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）については、河川改修に合わせ、整備に向けた検討を進めます。
- ・通学路や生活道路は、歩行者・自転車が安全に通行できるよう交通安全施設の整備を図るとともに、既存道路の改修などを順次進めます。
- ・古くからの既成市街地では、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

#### b 公共交通

- ・保健医療福祉拠点周辺においては、公立西知多総合病院を核にした、身近に高度な医療が受けられ、かつ、生活・通勤に便利で住みやすい「医職住」が整った新たな市街地の形成及び、想定される広範囲からの多様な世代の利用に対応するためのアクセス利便性を強化する必要があるため、加木屋中ノ池駅の整備を進めます。
- ・地域内での移動回遊の確保や、新たな地区への移手段の充実を図り、利用者の拡大を目指します。

#### イ 公園・緑地

- ・加木屋中部地区の土地区画整理事業の進捗にあわせ、公園の整備を進めます。
- ・加木屋緑地は、自然環境再生拠点として、市民参加による里山機能の再生活動などを通じ、生態系へのやさしさを育み、自然を学び、味わい、ふれあうことのできる場として保全・活用を図ります。
- ・加木屋運動公園は、自然環境の中で健康増進が図られる場の維持・利用増進を図ります。
- ・泡池公園の整備を検討します。
- ・加木屋南公園は、住居地域の中で自然とふれあいながら活動が行える公園であることから、魅力あふれる公園としてリニューアルを進めます。

#### ウ 上下水道・河川

##### a 下水道

- ・地域北部の（市）名和加木屋線と大田川に挟まれた市街化区域では、浸水対策として、公共下水道（雨水）の幹線整備を進めます。
- ・加木屋中部地区での土地区画整理事業の進捗にあわせ、未整備区域における下水道施設の整備を進めます。
- ・南加木屋駅周辺の土地利用計画にあわせ、未整備区域での整備を進めます。
- ・丸根地内の浸水区域については、（都）知多刈谷線の整備とあわせ、排水対策を進めます。

##### b 河川

- ・加木屋町内堀及び木之下地区を始めとする地区の浸水軽減のため、大田川の河川改修を県と連携して進めます。

## エ 都市基盤整備

- ・地域北部の(市)名和加木屋線と大田川に挟まれた市街化区域は、地権者意向などを踏まえつつ、地区計画による整備を進めます。
- ・加木屋中ノ池駅南側(南改札口側)の駅前広場の整備を進めます。
- ・現在施行中の東海加木屋中部土地区画整理事業を進めます。
- ・南加木屋駅周辺地区計画により既存道路を基盤とした拡幅整備や南加木屋駅東側の駅前広場の整備などを進め、地区の利便性や安全性の向上を図ります。
- ・八幡新田駅東側の駅前広場の整備・検討を進めます。

## ⑤ 地域環境・景観

- ・地域西部の山林や農地などは、今後、計画的な市街地の形成を図る地区との調整を図りながら、東海市緑化及び花いっぱい推進条例や農業振興地域の整備に関する法律などにに基づき、その保全を図ります。
- ・地域北東部や南東部の山林や農地などは、東海市緑化及び花いっぱい推進条例や農業振興地域の整備に関する法律などにに基づき、その保全を図ります。

## ⑥ 都市防災

- ・防災重点農業用ため池に指定された愛敬池・加木屋大池の耐震・豪雨対策、三ツ池の豪雨対策を国が定める防災工事等基本指針に基づき、県と連携して進めます。
- ・ため池を活用した、浸水対策を検討します。
- ・土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区は、県と連携をとりながら、治山事業や急傾斜地崩壊防止事業などの推進により、被害防止に努めます。
- ・無電柱化により、(都)養父森岡線(西知多総合病院交差点～(都)名古屋半田線)、(市)中ノ池1号線(公立西知多総合病院～西知多総合病院交差点)の防災・減災対策を進めます。
- ・無電柱化により、(都)名古屋半田線((都)瀬戸大府東海線～(都)養父森岡線)、(都)瀬戸大府東海線((都)名古屋半田線～大府市境)の防災・減災対策を県と連携して進めます。

## ⑦ その他

- ・保健医療福祉拠点の整備に合わせ、民間との連携による事業展開や公共用地の再編を検討します。



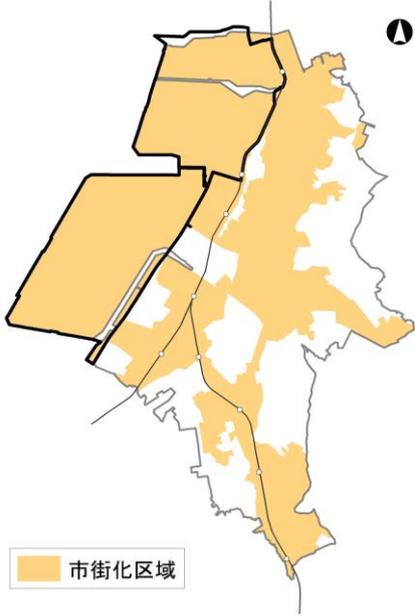
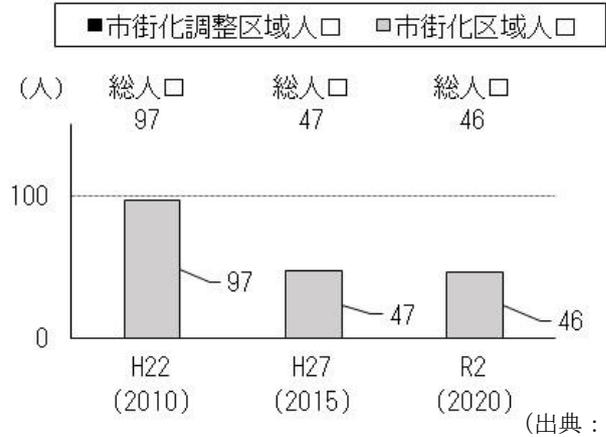
加木屋南公園



木之下調整池

## 臨海部地域（新宝町の工業地域、元浜町の工業地域の一部、工業専用地域）

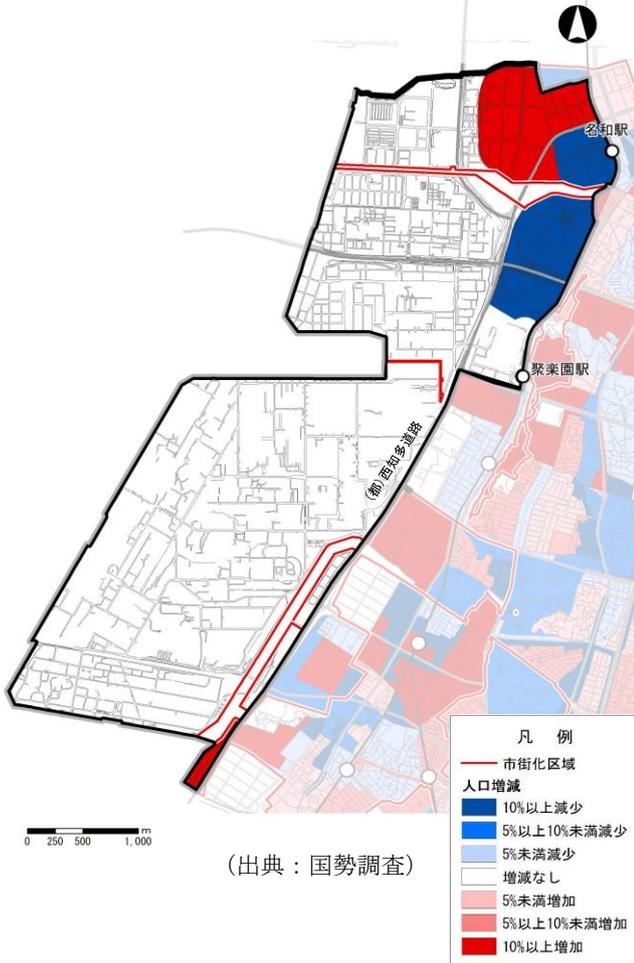
### (1) 地域の現況

	市街化区域	地域全体	位置
面積 (ha)	1,340 (地域の94.6%)	1,417 (市の32.6%)	 <p>市街化区域</p>
人口 (人)	46 (地域の100%)	46 (市の0.0%)	
人口密度 (人/ha)	0.0人/ha	0.0人/ha	
人口推移			
 <p>■市街化調整区域人口 □市街化区域人口</p> <p>(人) 総人口 97 (H22 (2010))    総人口 47 (H27 (2015))    総人口 46 (R2 (2020))</p> <p>(出典：国勢調査)</p>			
写真			
 <p style="text-align: center;">東海JCT周辺</p>		 <p style="text-align: center;">(都) 西知多道路</p>	

① 人口特性

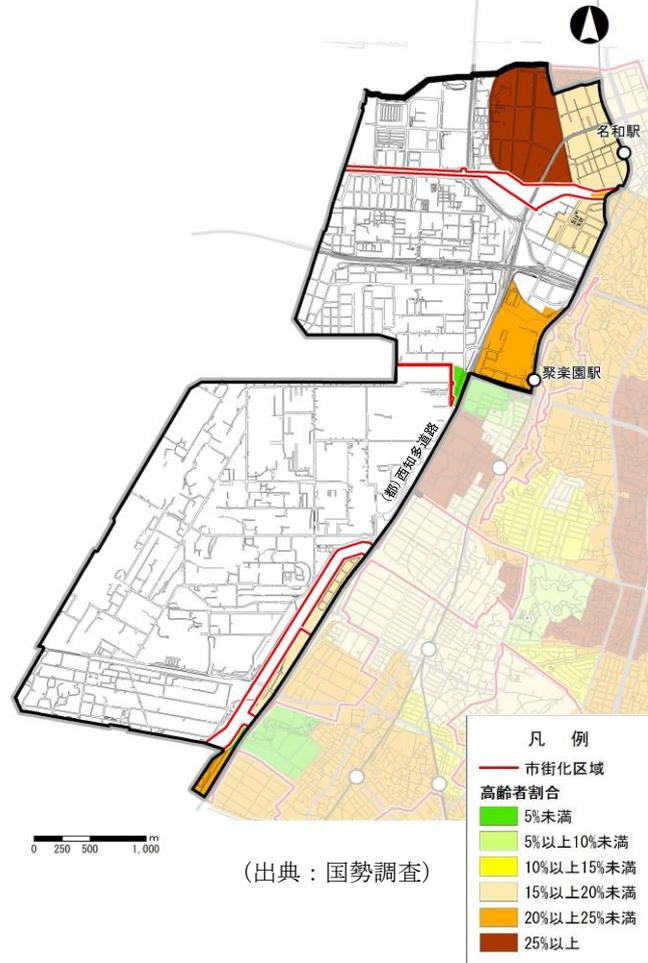
- ・工業用地としての土地利用が主ではありますが、北側の一部では居住があり、平成22年（2010年）以降、人口は徐々に減少しています。

地区別人口増減  
(H27(2015)~R2(2020))



(出典：国勢調査)

地区別高齢者割合  
(R2(2020))

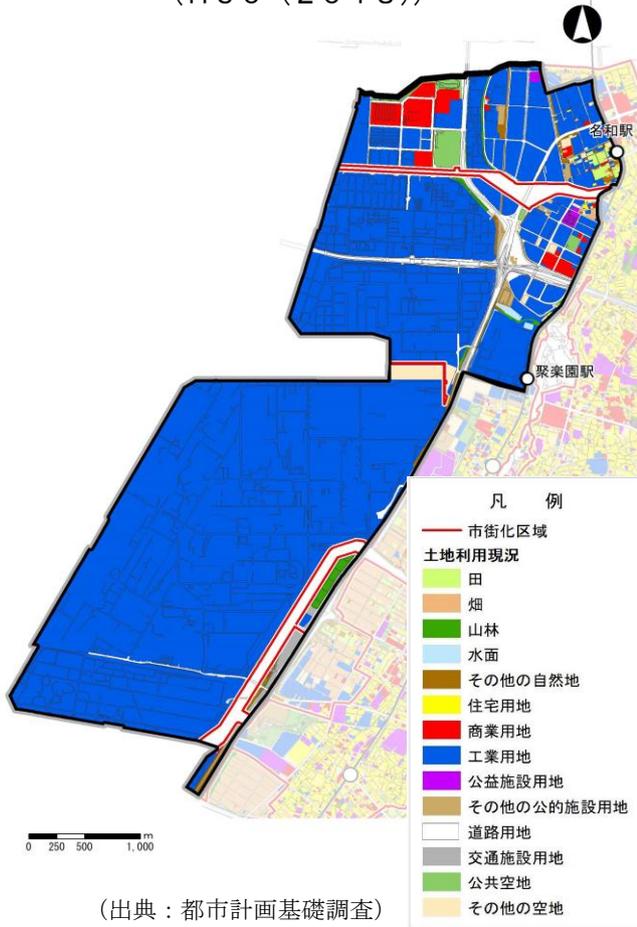


(出典：国勢調査)

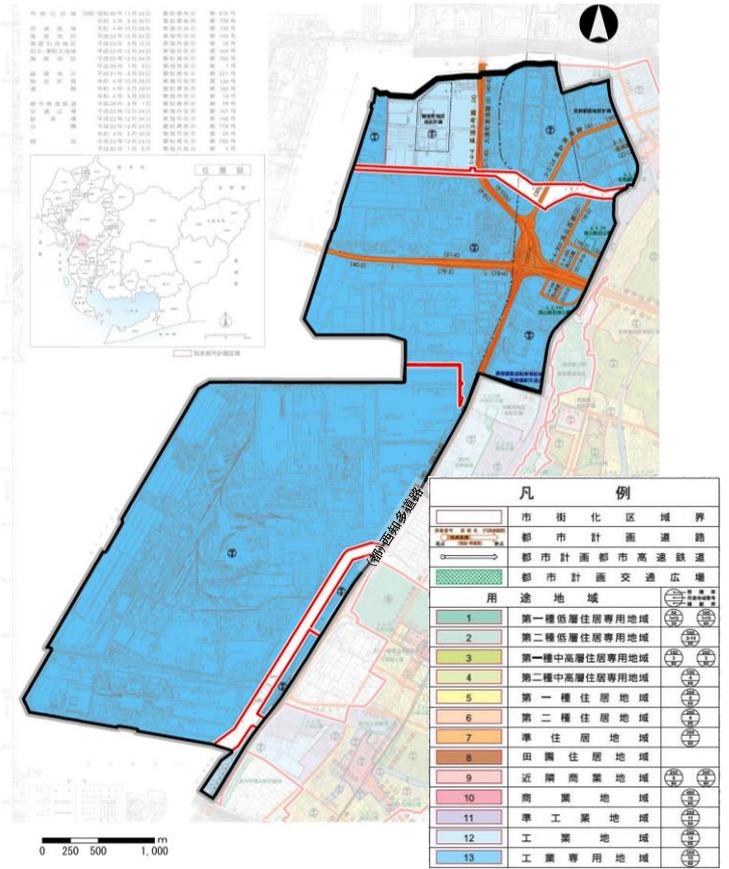
② 土地利用特性及び都市基盤整備状況

- ・全域で工業用地としての土地利用が主ではありますが、北側で一部商業用地としての土地利用がなされています。また、名和駅の西側では住宅用地としての土地利用がなされている箇所があります。
- ・名和駅の西側では、田・畑としての土地利用がなされている箇所があります。
- ・名和駅の西側で土地区画整理事業が施工中となっています。
- ・(都) 西知多道路が整備中となっています。
- ・(都) 西知多道路沿道を始め、緩衝機能の役割を担う山林などがあります。

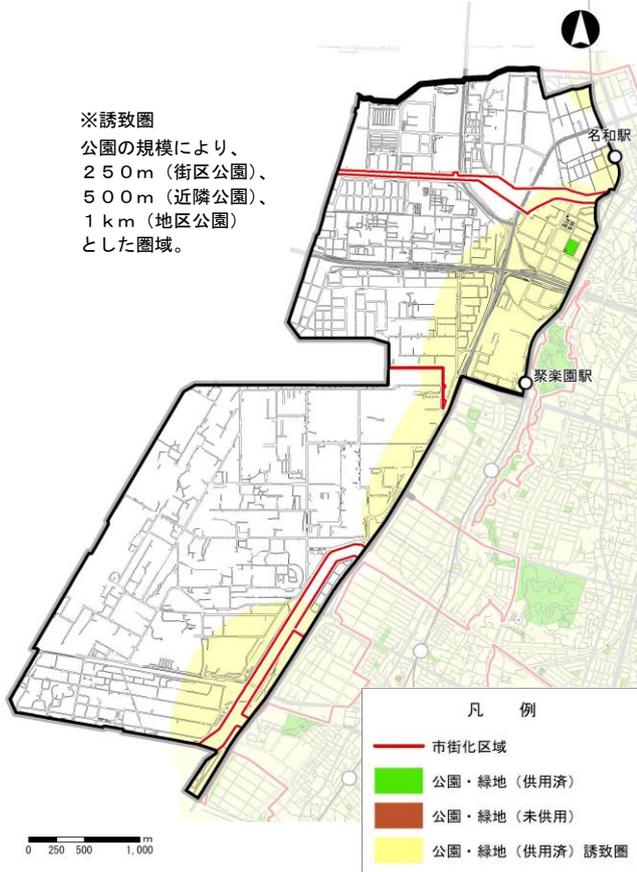
土地利用現況図  
(H30(2018))



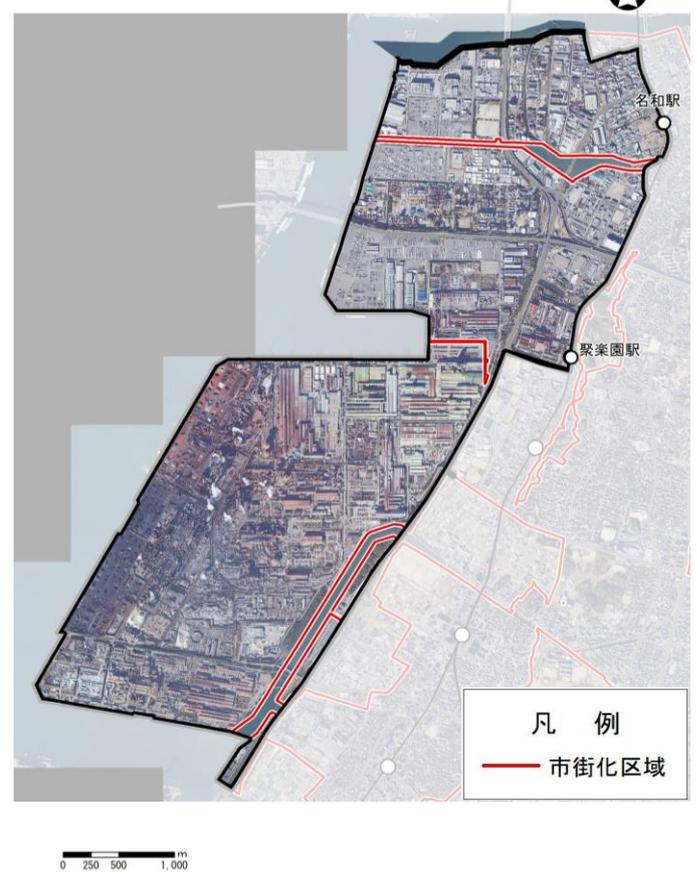
都市計画図  
(R4(2022))



都市公園・緑地の整備状況図  
(R3(2021))

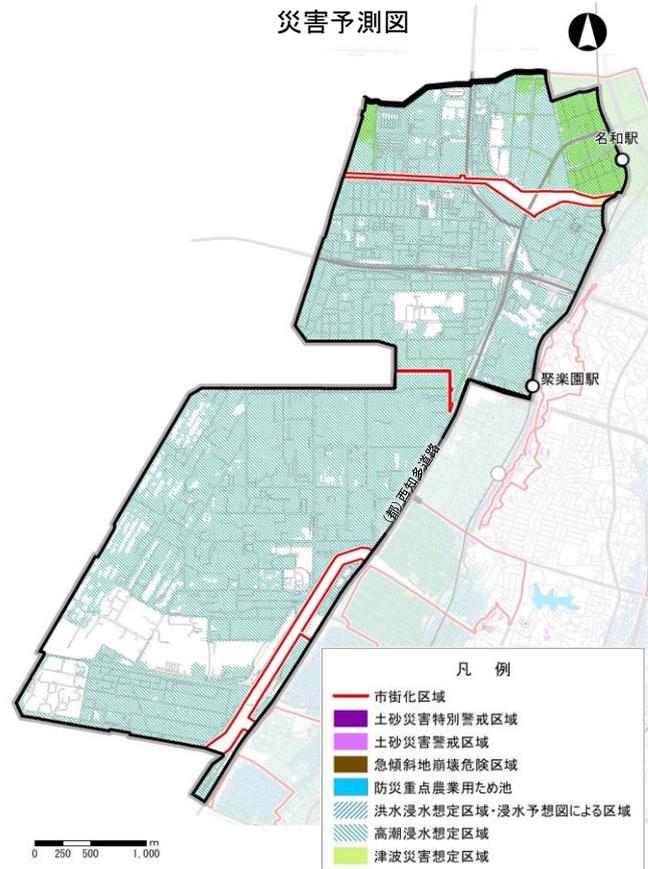


航空写真  
(R5(2023))



### 自然環境特性等

- ・ほぼ全域で想定最大規模の高潮による浸水が想定されています。
- ・名和駅周辺及び地域北西部では、津波災害想定区域に指定されています。



洪水浸水想定区域及び、浸水予測図による区域、高潮浸水想定区域は想定最大規模による区域。  
(出典：愛知県)

## (2) まちづくりの課題

全体構想における位置づけや都市整備の方針などを踏まえ、地域におけるまちづくりの課題を以下のように整理します。

### 自然環境の保全・活用

- ・臨海部の産業系土地利用では、工場や事業所が数多く立地していることから、緩衝機能や温室効果ガスの吸収源の役割を担う緑地などは、その維持・充実を図る必要があります。

### 安心・安全の確保

- ・津波や高潮の対策を図る必要があります。

### 産業の活性化

- ・名和駅西地区においては、(都) 伊勢湾岸道路や(都) 西知多道路などの広域交通体系の利便性を生かした土地利用を進める必要があります。
- ・(都) 西知多道路の渋滞による企業活動への影響が懸念されるため、対策を図る必要があります。

### (3) まちづくりの方針

#### ① 将来目標

環境に配慮するとともに、西知多道路など広域交通機能の充実により企業活動の活性化が図られ、産業活力の満ちたまち

#### ② まちづくり方針図



凡 例

市街化区域界	鉄道・駅	都市拠点・広域交流拠点
居住ゾーン	バス路線	健康福祉拠点
産業ゾーン	高速道路・自動車専用道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)	保健医療福祉拠点
新市街地候補ゾーン(住居系)	幹線道路(破線は整備中、未整備または暫定供用)	行政拠点
新市街地候補ゾーン(産業系)	エコプロムナード(花・水・緑の基幹軸)(白抜きは未整備)	スポーツ文化拠点
緩衝ゾーン	河川	地域生活拠点(白抜きは構想)
農業緑地ゾーン		交通拠点
主要な公園・緑地(白抜きは未整備)		レクリエーション拠点(白抜きは構想)
		自然環境再生拠点
		健康増進拠点

### ③ 土地利用

#### ア 市街化区域

##### a 工業地区

- ・主に工場などが立地する現在の土地利用を維持します。
- ・名和駅西側は、地区計画の活用や土地区画整理事業により民間活力を活用した産業機能の立地誘導、職住近接のまちづくりによる産業や物流の集積に向け、用途地域を見直し、市街地の形成を促進します。

### ④ 都市施設

#### ア 交通施設等

##### a 道路

- ・名和駅西地区の土地区画整理事業の推進により、区画道路の整備を進めます。
- ・（都）西知多道路（東海 J C T）の整備を国及び県と連携して進めます。
- ・（都）西知多道路の6車線化の整備に向けた検討を県と連携して進めます。

##### イ 公園・緑地

- ・名和駅西地区の土地区画整理事業の進捗にあわせ、公園・緑地の整備を進めます。
- ・名古屋港の展望を楽しむ憩いの場や海を身近に感じるスポットなどの整備を検討します。

#### ウ 上下水道・河川

##### a 下水道

- ・名和駅西地区の土地区画整理事業の進捗にあわせ、下水道施設の整備を進めます。
- ・名和前ポンプ場（雨水）及び浅山ポンプ場（雨水）の再構築工事を進めます。
- ・下名和中継ポンプ場（汚水）のポンプ施設の増設を検討します。

##### b 河川

- ・浸水軽減のため、土留木川の河川改修を検討します。

#### エ 都市基盤整備

- ・現在施行中の東海名和駅西土地区画整理事業を進めます。
- ・名和駅西地区計画により、（市）南柴田8号線などの整備を進めることで東海名和駅西土地区画整理事業区域へのアクセス性の向上を図ります。

### ⑤ 地域環境・景観

- ・臨海部などに新たに立地する工場や事業所などにおいては、東海市緑化及び花いっぱい推進条例に基づき、敷地内緑化を促すとともに、良好な外観形成を促すことで、周辺環境と調和した潤いある景観形成を図ります。

### ⑥ 都市防災

- ・無電柱化により、（都）高針東海線（（都）名古屋半田線～土留木川）の防災・減災対策を県と連携して進めます。

# 参考資料



## 参考-1 都市計画マスタープランの策定体制

## (1) 策定委員会

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	嶋田 喜昭	大同大学工学部 教授	◎
	谷口 庄一	星城大学経営学部 准教授	○
農業者団体の代表	森岡 哲生	あいち知多農業協同組合 西部総合営農センター 副センター長	
商工業者団体の代表	大林 香瑞人	東海商工会議所 常議員	
市内に住所を有する者	佐々木 雅敏	公募委員	
	濱田 常雄	公募委員	
県の職員	伊藤 慎悟 (木村 昌博)	愛知県都市・交通局都市基盤部 都市計画課 課長	
	神谷 孝明	愛知県知多建設事務所 所長	
参 与	稲吉 豊治	副市長	

◎：委員長、○：職務代理者

( ) 内は前任者

(2) 策定部会

氏名	所属	役職	備考
名古屋 幸司	都市建設部土木課	統括主幹	◎
柳原 伸裕	都市建設部市街地整備課	主幹	○
名和 富洋	総務部交通防犯課	統括主任	
早川 昌毅	総務部防災危機管理課	統括主任	
稲葉 誠博	企画部企画政策課 行政マネジメント室	統括主任	
井上 綾	市民福祉部社会福祉課 福祉企画調整室	統括主任	
角田 大輔	環境経済部農務課	主幹	
芦原 伸幸 (笠木 武)	環境経済部商工労政課	主幹	
石松 勝	環境経済部生活環境課 ゼロカーボン戦略室	室長	
加藤 輝幸 (石田 裕之)	都市建設部建築住宅課	統括主任	
柏崎 悟史	都市建設部花と緑の推進課	統括主任	
石田 真吾	水道部下水道課	統括主任	
木下 秀勝	消防本部警防課	主幹	
加古 尚毅	教育委員会学校教育課	統括主幹	

◎：部会長、○：副部会長

( )内は前任者

## 東海市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

## 東海市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 東海市都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2に規定する都市計画に関する基本的な方針）について幅広い意見を反映させるため、東海市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 農業者団体の代表 1人
- (3) 商工業者団体の代表 1人
- (4) 市内に住所を有する者 2人
- (5) 県の職員 2人

## (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱し、又は解任することができる。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員の意見は、これを尊重するとともに、東海市都市計画マスタープランの策定に反映させるように努めるものとする。

(参与)

第6条 委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は都市建設部の事務を担当する副市長とする。
- 3 参与は会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年8月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規程にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則（平成14年11月18日施行）

この要綱は、平成14年11月18日から施行する。

附 則（平成21年10月1日施行）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月21日施行）

この要綱は、平成21年12月21日から施行する。

附 則（平成26年4月1日施行）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日施行）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## (3) 都市計画審議会

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験のある者	下村 一夫	東海商工会議所	
	久野 光洋 (森本 收)	東海市農業委員会	○
	谷口 庄一	星城大学	◎
	随念 学	日本製鉄株式会社	
	早川 元博	愛知県東海警察署	
市議会の議員	今瀬 和弘		
	富田 博巳		
	井上 正人		
	工藤 政明		
	加藤 典子		
市内に住所を有する者	佐々木 雅敏	公募	
	松木 志保	公募	

◎：会長、○：職務代理者

( )内は前任者

## 参考-2 都市計画マスタープランの策定経緯

### (1) 策定委員会

回数	開催日時	議題等
第1回	令和4年 (2022年) 10月12日 午後1時30分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●辞令交付</li> <li>●委員長選出</li> <li>●職務代理者指名</li> <li>●議事事項</li> <li>・東海市都市計画マスタープランの策定について</li> <li>・都市づくりの基本的課題について</li> </ul>
第2回	令和4年 (2022年) 12月15日 午後3時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議事事項</li> <li>・都市づくりの理念と目標について</li> <li>・将来都市構造図の考え方について</li> <li>・将来人口推計の考え方について</li> </ul>
第3回	令和5年 (2023年) 5月24日 午後1時30分～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議事事項</li> <li>・将来土地利用フレームについて</li> <li>・将来都市構造フレームについて</li> <li>・都市整備の方針について</li> </ul>
第4回	令和5年 (2023年) 9月4日 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議事事項</li> <li>・地域別構想（現況、課題）について</li> </ul>
第5回	令和5年 (2023年) 11月7日 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議事事項</li> <li>・地域別構想（まちづくり方針）について</li> </ul>
第6回	令和6年 (2024年) 1月25日 午前10時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●議事事項</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> </ul>

## (2) 策定部会

回数	開催日時	議題等
第1回	令和4年 (2022年) 8月23日 午前10時～	●議事事項 ・都市計画マスタープランの策定について ・都市づくりの基本的課題について
第2回	令和4年 (2022年) 11月1日 午前10時～	●議事事項 ・都市づくりの理念と目標について ・将来都市構造図について ・将来人口推計について ・計画書骨子(案)について
第3回	令和5年 (2023年) 3月23日 午前10時～	●議事事項 ・将来都市構造図について ・将来土地利用フレームについて ・都市整備の方針について
第4回	令和5年 (2023年) 7月4日 午前9時～	●議事事項 ・地域別構想について
第5回	令和5年 (2023年) 10月16日 午後1時～	●議事事項 ・地域別構想 まちづくりの方針について 土地利用 都市施設、地域環境・景観、その他 まちづくり方針図
第6回	令和6年 (2024年) 1月5日 午後1時30分～	●議事事項 ・パブリックコメント実施結果について

### (3) 政策調整会議

開催日	議題等
令和4年(2022年) 6月28日	・東海市都市計画マスタープラン策定事業について
令和4年(2022年) 11月10日	・東海市都市計画マスタープランの策定に伴うアンケートの実施について

### (4) 幹部会

開催日	議題等
令和4年(2022年) 11月21日	・東海市都市計画マスタープランの策定に伴うアンケートの実施について
令和5年(2023年) 4月10日	・東海市都市計画マスタープランの策定に伴うアンケート調査の結果について
令和5年(2023年) 7月31日	・東海市都市計画マスタープランの策定について(中間報告)
令和5年(2023年) 9月19日	・東海市都市計画マスタープラン地域別説明会の開催について
令和5年(2023年) 11月6日	・東海市都市計画マスタープラン(素案)に関するパブリックコメントについて
令和6年(2024年) 2月13日	・東海市都市計画マスタープランの策定について

### (5) 東海市都市計画審議会

開催日	議題等
令和5年(2023年) 5月25日	・諮問「東海市都市計画マスタープランについて」
令和5年(2023年) 7月12日	・東海市都市計画マスタープランについて
令和6年(2024年) 2月2日	・答申「東海市都市計画マスタープランについて」

諮問書

都第25号

令和5年(2023年)5月25日

東海市都市計画審議会会長 様

東海市

代表者 東海市長 花田 勝重



東海市都市計画マスタープランについて(諮問)

このことについて、東海市都市計画審議会条例(昭和44年条例第85号)第2条及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第2項の規定に基づき、東海市都市計画審議会に諮問します。

答申書

令和6年（2024年）2月2日

東海市長 花田勝重様

東海市都市計画審議会

会長 谷口庄一



東海市都市計画マスタープランについて（答申）

令和5年（2023年）5月25日付け都第25号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

東海市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）は、平成8年（1996年）に策定され、その後見直しを行い、中長期的な展望の下、都市づくりを進めるための都市計画の総合的な指針としての役割を果たしております。

現行の都市計画マスタープランでは、太田川駅周辺における都市基盤整備を進め、多様な都市機能の集約化や複合化を進めるとともに、鉄道などによる公共交通の利便性や伊勢湾岸自動車道や名古屋高速道路などによる広域交通体系を活かし、太田川駅西土地区画整理事業や加木屋中部土地区画整理事業による新たな市街地整備が進められ、名鉄太田川駅を始めとした鉄道駅を中心としたコンパクトシティの形成と公共交通によるネットワークによる都市づくりが進められております。

当審議会では、市長から「東海市都市計画マスタープランについて」の諮問を受け、今後の住居系、産業系の土地需要の高まりに対応し、本市の将来都市像の実現に向けた都市づくりをさらに進めることを目指し、慎重な審議を行ったものです。

2 答申について

諮問された「東海市都市計画マスタープラン」では、中長期的な展望の下、都市づくりの基本的な課題に対応した目標として、住環境の充実のため、「住みやすく、住み続けられる都市づくり」、自然環境の保全・活用のため、「豊かな自然を身近に

感じられる都市づくり」、安心・安全の確保のため、「災害に強い安心・安全な都市づくり」、にぎわいづくりのため、「多様な世代が交流しやすい、にぎわいある都市づくり」、産業の活性化のため、「持続的な経済の発展を支える都市づくり」と5つの柱を設定し、これらの目標を達成するための都市整備の方針を定めているもので、都市計画の総合的な指針として適切であると考えます。

なお、今回策定される都市計画マスタープランを都市計画の総合的な指針とし、市民・事業者の視点に立った都市づくりが図られるよう、積極的に取り組んでいただくことを要望します。

### 3 審議会からの提言

審議の過程において、今後の都市づくりに期待して以下の意見がありました。

- ① 日常生活において便利で使いやすい公共交通や買い物がしやすいことが大切であること。
- ② 臨海部の工業地帯と居住区域との緩衝空間として緑地帯の整備を推進することが求められること。
- ③ 市内に残された山林や樹木、農地などを軸に自然環境の保全に努めると同時に、積極的な緑地の整備を推進することが求められること。

市民が満足するまちづくりを進めるためには、環境対策など都市計画だけでは解決できない課題もあります。当審議会としましては、この都市計画マスタープランを総合的な都市づくりを進めるための都市計画の総合的な指針として、計画策定段階で整理された課題を十分に認識し、他分野の計画とも連携しながら、都市整備の方針に対応した具体的な実行計画等を策定して、より素晴らしい東海市の都市づくりが進められることを期待します。

## (6) 東海市議会

開催日	議題等
令和5年(2023年) 10月4日	全員協議会 ・東海市都市計画マスタープランの策定について(中間報告)
令和6年(2024年) 3月26日	全員協議会 ・東海市都市計画マスタープランについて

## (7) アンケート調査

種類	概要
市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象：16歳以上の市民3,500人</li> <li>・抽出方法：令和4年(2022年)7月現在の住民登録データから、各地域(現行都市計画マスタープランの12地域区分による)の人口、性別、年齢などを考慮し無作為抽出</li> <li>・調査方法：郵送による配布・回収とWEBによる回答</li> <li>・調査期間：令和4年(2022年)12月6日～令和5年(2023年)1月6日</li> <li>・回収結果：回収数：1,754票(回収率50.1%) 郵便：1,663票、WEB：91票</li> </ul>
企業アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象：合計2,054社</li> <li>・抽出方法：データ会社から企業情報を購入1,950社 インターネットから企業リストを作成50社 東海市内製造業者54社</li> <li>・調査方法：郵送による配布・回収とWEBによる回答</li> <li>・調査期間：令和4年(2022年)12月13日～令和5年(2023年)1月13日</li> <li>・回収結果：回収数：269社(回収率13.1%) 郵便：172社、WEB：97社</li> </ul>

## (8) 意見募集

期間	場所、意見提出件数、周知方法
令和5年(2023年) 10月11日 ～ 令和5年(2023年) 10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●場所 ・市ホームページ</li> <li>●意見提出件数 1件(1名)</li> <li>●周知方法 ・市ホームページ</li> </ul>

## (9) 地域別説明会

回数	開催日時等	議題等
第1回	令和5年(2023年)10月5日 東部地域、中央地域、臨海部地域 商工センター 多目的ホール	まちづくりについて(講演) 大同大学工学部 嶋田喜昭教授 東海市都市計画マスタープラン(案)の説明 ・本市の都市計画について ・東海市都市計画マスタープランについて (都市計画マスタープランとは) ・現況と課題 ・全体構想 ・地域別構想(現況、課題、目標)
	令和5年(2023年)10月6日 南部地域 加木屋市民館 体育室	
	令和5年(2023年)10月10日 北部地域、臨海部地域 しあわせ村 保健福祉センター 講義室	
第2回	令和5年(2023年)11月22日 北部地域、臨海部地域 しあわせ村 健康ふれあい交流館 多目的ホール	東海市都市計画マスタープラン(案)の説明 ・東海市都市計画マスタープランについて (都市計画マスタープランとは) ・全体構想 ・第1回地域別説明会の結果について ・意見募集の結果について ・地域別構想(まちづくりの方針)
	令和5年(2023年)11月24日 東部地域、中央地域、臨海部地域 商工センター 多目的ホール	
	令和5年(2023年)11月27日 南部地域 加木屋市民館 体育館	

## (10) パブリックコメント

期間	場所、意見提出件数、周知方法
令和5年(2023年) 11月22日 〃 令和5年(2023年) 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●場所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・市役所1階 情報コーナー及び都市計画課の窓口</li> </ul> </li> <li>●意見提出件数 12件(5名)</li> <li>●周知方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報とうかい</li> <li>・市ホームページ</li> </ul> </li> </ul>

### 参考-3 都市計画マスタープランの変遷と概要

市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）は、平成4年（1992年）の都市計画法の改正に伴い創設され、東海市では平成8年（1996年）に策定しており、その後、平成16年（2004年）、平成23年（2011年）、平成26年（2014年）、平成31年（2019年）に見直しを行っています。それぞれの概要及び主な変更点は以下のとおりです。

項目	平成8年（1996年）3月	平成16年（2004年）3月	平成23年（2011年）3月
<b>将来像</b>	多機能複合都市	元気あふれる快適都市	元気あふれる快適都市
<b>将来フレーム</b>			
・目標年次	平成22年（2010年）	平成22年（2010年）	令和2年（2020年）
・人口フレーム	115,000人	107,600人	113,000人
・将来市街地フレーム	市街化区域拡大	低未利用地活用	低未利用地活用
<b>将来都市構造</b>	土地利用構成 ・産業ゾーン ・緑地 ・居住ゾーン ・農業緑地	同左	拠点 ・都市の活力の創出に向け、広域交流拠点、産業・物流拠点を追加 土地利用構成 ・当初の土地利用構成を継承 交通体系 ・過度に自家用車に頼らないで暮らせる生活圏の構築に向け、地区拠点及び交通体系の骨格を追加
<b>主要プロジェクト</b>	なし	・「にぎわい拠点」となる太田川駅周辺まちづくり ・太田川駅周辺を核とした“花・水・緑の基幹軸”の形成	・太田川駅周辺における都市基盤整備事業の推進、多様な都市機能の集積・複合化・歩行者・自転車軸としての機能を有するエコプロムナードの整備・検討
<b>土地利用の方針</b>	・拠点の形成及び土地利用配置についての基本的な考え方	同左	・今後の土地利用のあり方や規制・誘導の方向性 ・身近な生活圏の形成に向けた土地利用の方向性
<b>都市施設整備の方針</b>			
・交通施設等	鉄道網、道路網、駐車施設、駅前広場に関する方針	鉄道及び駅前の広場、街路・道路、駐車施設に関する方針	集約型都市構造に向け、バス網及び歩行者・自転車ネットワークの形成方針を追加
・公園・緑地	都市公園及び緩衝緑地（北部地区）整備方針	緑のネットワークとして“花・水・緑の基幹軸”の整備、緩衝緑地として南部地区の整備を追加	民有緑地の整備方針を追加
・下水道・河川	下水道及び河川の整備方針	同左	同左
<b>都市防災対策の方針</b>	風水害	地震編追加	・水害予防対策、都市の防災化による風水害等災害対策 ・建築物等の安全化、都市の防災化による地震災害対策
<b>住宅・宅地の供給に関する方針</b>	住宅・宅地に関する方針	同左	同左

項目	平成26年(2014年)3月 (一部改定)	平成31年(2019年)3月 (一部改定)
将来像	ひと夢つなぐ 安心未来都市づくり	ひと夢つなぐ 安心未来都市づくり
将来フレーム		
・目標年次	令和5年(2023年)	令和5年(2023年)
・人口フレーム	115,000人	116,000人 (令和5年(2023年)) 118,000人 (令和15年(2033年))
・将来市街地 フレーム	市街化区域拡大 (住居系・工業系)	市街化区域拡大 (住居系・工業系)
将来都市構造	拠点 ・保健医療福祉拠点を追加 土地利用構成 ・加木屋中部及び社山地区における 新市街地候補ゾーン(住居系・交流 系)を追加 交通体系 ・名鉄河和線の新駅及び(都)西知多 道路の大田IC(仮称)の追加	拠点 ・学術文化交流エリアを削除 ・新日鉄前駅、高横須賀駅、八幡新田駅を地区 拠点に追加 ・地区拠点を補完する拠点として地域生活拠 点・地域生活軸を追加 ・名和駅西地区、(都)高速2号線大高IC周 辺を産業・物流拠点到位置付け 土地利用構成 ・東海町地先公有水面、太田川駅西地区の一 部を産業系の新市街地ゾーンに位置付け ・太田川駅西地区の一部、加木屋中部地区、社 山地区、社山北地区を住居系の新市街地ゾ ーンに位置付け ・市役所北西を新市街地候補ゾーンから削除
主要プロジェクト	・公立西知多総合病院の建設と周辺 の都市づくり ・太田川駅西側における複合型文化 施設の建設による都市文化の醸 成、市内各地域の歴史文化資源を 活用した都市づくり	・東海市総合戦略や東海市立地適正化計画の 策定に伴う都市計画の方向性の検討 ・太田川駅の西側及び保健医療福祉拠点周辺 の市街地整備
土地利用の方針	同左	・新市街地地区における土地利用の方向性を 追加
都市施設整備の 方針		
・交通施設等	同左	・鉄道駅のバリアフリー化を追加
・公園・緑地	同左	・緑陽公園に災害時のオープンスペースの確 保や防災機能の向上を追加
・下水道・河川		・100mm/h安心プランとして国の登録を受け た「東海市大田川流域における浸水対策推 進プラン」に基づいた浸水対策を追加
都市防災対策の 方針	従来の地震対策に津波対策を追加	・事前復興計画の追加 ・地震津波災害対策に新たな市街地の形成に 係る防災対策を追加
住宅・宅地の供給 に関する方針	同左	空家等対策を追加

## 参考-4 用語解説

【あ行】	
I o T (アイ オー ティー)	Internet of Things の略。 コンピューターなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットへの接続や相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
愛知県広域緑地計画	愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、広域的観点から、緑に関する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、市町村の「緑の基本計画」の指針となる計画。 (平成31年(2019年)3月改定)
空家等対策計画	空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、また、空家等対策について市民の方に広く周知し、空家問題について市民の方の意識向上を図ることを目的に策定した計画。 (平成29年(2017年)3月策定)
空家バンク	自治体が空家等の登録を募り、空家等の利用を希望する人にインターネットなどで物件情報を提供すること。
アダプトプログラム	市民が里親となって、市内の公共施設（道路、公園、各施設の花壇など）の清掃、除草、花の植え付け、樹木や花への水かけをしたりするボランティア活動。
医職住	身近に高度な医療が受けられ通勤に便利で住みやすい環境が整っていること。
一般住宅地区	主に住宅を立地する土地利用を図る地区。 第一種住居地域を指す。
インクルーシブ遊具	障害の有無にかかわらず誰もが安心して利用できる遊具のこと。
インフラ	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、公園・緑地などの都市施設に、ガス・電力・電気通信施設などのライフラインなどを加えたものの総称。
インフラ施設	道路（農道含む）、橋りょう、上水道、下水道などの都市基盤施設。
A I (エー アイ)	Artificial Intelligence の略。 人工知能のこと。コンピューターを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術。
A I オンデマンド交通	A I を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステム。
エコプロムナード	大田川、渡内川、中川といった、大田川水系の河川の堤防を活用し、緑あふれる中での散策やレクリエーションなどが楽しめる歩行者・自転車道。
S D G s (エス ディー ジーズ)	Sustainable Development Goals の略。 持続可能な開発目標のこと。平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

オープンスペース	公園や広場などの敷地内で建物などによって覆われていない空地のこと。人々の休息、レクリエーションの場や災害時の避難所など。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなどの温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、人為的な活動により大気中の濃度が増加傾向にある。

【か行】	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。 誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置される。
環境基本計画	平成17年(2005年)に制定した「東海市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した環境に関する基本的な計画。 (平成29年(2017年)3月策定(第2次))
環境負荷	排ガス、排熱、廃棄物など、人の活動により環境に加えられる影響のことで、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの。
環境保全林	内陸部の快適な居住環境を支える緑地。
緩衝緑地	住宅・商業地域での大気汚染・騒音・悪臭などの公害の防止・緩和や、工業地帯の災害防止などを目的として設けられる緑地。
かん水	草花や花木など、植物に水を注ぐこと。
幹線街路・道路	地域の主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。(幹線道路) 都市計画道路の区分で、全国的、地域的あるいは都市内において、骨格的な道路ネットワークを形成する道路やそれらを補完する道路で、沿道宅地利用よりも交通機能が強い道路。(幹線街路)
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるものなどを都道府県が指定した区域。
狭あい道路	幅員4メートルに満たない道路。
協働	市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めること。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活利便性やコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導しようとする区域。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。 高速自動車道、国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。 近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置される。

クライנגアルテン	市民農園の形態の一つ。契約した区画内に農園の他、休憩・宿泊などに使用する簡単な小屋を併設したもの。 ゆとりや農、食への関心などから、都市だけでなく農村にも生活拠点を持つ二地域居住を求める人向けの施設。
グリーンインフラ	Green Infrastructure の略で、自然環境の様々な機能を活用して次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組み。
グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで車両も含めた総称。
グローバル化	政治・経済、文化など様々な側面で、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
グロス	住宅地の人口密度に関し、一定区域の総面積に対する人口の密度。
下水道人口普及率	住民基本台帳人口に対して、下水道が利用できる人口の割合を示す指標。
建築耐震改修促進計画	計画的な耐震化の推進・建築物に対する指導の強化・耐震化に係る支援措置の拡充及び住宅・建築物の耐震改修を促進することを目的に策定した計画。 (令和3年(2021年)3月一部改訂)
広域交通体系	高規格幹線道路、地域広域規格道路、鉄道、空港などにより構成され、広い範囲の移動を目的とした交通体系。
高規格道路	2車線以上の車線を確保し、自動車専用道路、もしくはこれと同等の高い規格を有し60km/h以上の高速サービスを提供できる道路として高規格幹線道路ネットワークと一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する規格の高い道路。
工業地区	主に大規模工場が立地する土地利用を図る地区。 工業地域、工業専用地域を指す。
高次都市機能	市域を越えて広域的に影響を及ぼし、地域の自立的発展の助けとなる都市機能。
工場等緑化協定	工場周辺の環境整備や修景を図るため、市内に工場を設置しようとする者又は工場を有する者と工場敷地内の緑化に関する協定を締結する制度。
洪水浸水想定区域	水防法において洪水予報を行う河川、もしくは水位周知を行う河川に指定された河川について、その河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
洪水予想区域 (洪水予想図による区域)	水防法の指定されていない河川の区間(上流部や支川)について、その河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域。
交通結節機能	駅前広場や駐車場、駐輪場などのように、鉄道、バス、自転車などの異種の交通手段間の乗り継ぎを円滑に行うための機能。
交通結節点	鉄道駅などを中心に乗り継ぎ、乗り換え機能が集約する箇所で、鉄道駅、バスターミナル、自由通路、階段、駅前広場、歩道などによって構成されるもの。
交通処理機能	道路上の自動車交通などを円滑に処理する能力。
高度利用	道路などの公共施設の整備水準が一定以上の土地について、有効な空地の確保、一定以上の敷地規模の確保などにより良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用すること。
コミュニティミックス	一定の日常生活圏において、多様な年齢層の人々が居住する状況。

コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況。
コワーキングスペース	ひとつのスペースを複数の企業や個人がシェアして使う協働空間。
コンパクト+ネットワーク	地域の活力を維持し、生活サービス施設を集約・誘導したコンパクトな地域を公共交通ネットワークで結ぶまちづくり。

【さ行】	
サイクルアンドライド	バス停周辺の駐輪場に自転車を駐輪し、そこからはバスなどの公共交通機関に乗り（ライド）、目的地まで移動すること。
再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなどの通常エネルギー源の枯渇の心配がない自然エネルギー。
山地治山事業	山地に起因する災害から住民の生命・財産を守るために、治山施設の設置や森林の整備を行うこと。
シェアオフィス	ひとつのスペースを複数の企業や個人がシェアして使う作業空間。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
事前復興計画	被災前から、地域の抱える自然災害リスク、脆弱性や課題に対して、住民の方と共に向き合い、被災時の様相の認知を高め、減災、改善について考えていくことにより、 ①被災後の復興をスムーズにする（危機管理） ②災害が発生したとしても、被害がなるべく起きないようにする（対策実施による被害規模の低減） の両面から対策を図るための計画であり、ひいては、被災後の震災復興都市計画のたたき台（素案）となる計画。
市道、(市)	市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したもの。市町村道の管理はその路線の存する市町村が行うのが原則である（市町村道）。
市民参画	市の施策を立案し、決定する意思形成の過程から評価の段階に至るまで、市民がさまざまな形で市政に参画すること。
住工複合地区	主に住宅と工場などが立地する土地利用を図る地区。 準工業地域を指す。
住商複合地区	主に住宅と商業施設が立地する土地利用を図る地区。 第二種住居地域、準住居地域を指す。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯。 また、省令において外国人などが定められているほか、地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者を追加することができる。
住宅セーフティネット	住宅市場の中で自力では、住宅を確保することが困難な者が、それぞれの所得、家族構成、身体状況などに適した住宅を確保できるようなさまざまな仕組み。
集約型都市構造	都市圏内の中心市街地及び主要な交通結節点周辺などを都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、集約拠点と都市圏内のそのほかの地域を公共交通ネットワークで有機的に連携することで、都市圏内の多くの人にとっての暮らしやすさと当該都市圏全体の持続的な発展を確保する都市の姿。
浚渫（しゅんせつ）	河川や港湾などで水底の土砂などを掘りあげる工事。
準用河川	市町村が指定・管理する河川。

商業業務地区	主に商業施設などが立地する土地利用を図る地区。 近隣商業地域、商業地域を指す。
将来土地利用フレーム	本計画においては、目標年次における住宅地、商業地、工業地となる市街地の規模を指す。
親水護岸	勾配を緩くして階段を設置するなどの水に触れられるような構造にし、親水性に配慮した護岸の形状。
水防計画	水防法及び災害対策基本法並びに愛知県水防計画の定めるところにより管内各河川・ため池・海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減して、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め水防活動に万全を期し、もって公共の安全を保持することを目的に策定する計画。 (令和4年(2022年)12月修正)
ストック	道路などの都市基盤施設や、建築物などの蓄積。
生産緑地 特定生産緑地	都市計画法に基づく地域地区のひとつで、市街化区域内にある農地などのうち、公害や災害の防止など、良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地などの公共施設などの敷地に適している500㎡以上の土地を地区に指定することにより、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的とした地区の区域内の土地又は森林。
製造品出荷額	工業製品の製造と加工に関わる出荷額や賃料の収入、製造工程から出たくず及び廃物のお荷額などの合計金額。
世界金融危機 (リーマン・ショック)	平成20年(2008年)9月15日に起きた米投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻を機に、世界的な金融危機と不況に発展した現象。
ZEH (ゼッチ)	Net Zero Energy House の略。 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支ゼロを目指した住宅。
ゼロカーボン	令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすること。 「実質ゼロ」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
専用住宅地区	主に住宅を専用とした土地利用を図る地区。 第一種低層住宅専用地域、第二種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住宅専用地域を指す。
ソーシャル・キャピタル	人々の協調活動の活発化により社会の効率性を高めることができる、「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。 従来の物的資本、人的資本とならぶ新しい概念。
Society 5.0	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、目指すべき未来の姿として提唱されている新しい社会のこと。 先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、社会の変革(イノベーション)を通じて、経済発展と社会的課題の解決を両立し、一人ひとりが快適で活躍できる未来社会のコンセプトのことを指す。
ソフト事業	人が活動することで成り立つハード事業(道路、建物などを建設または改修する事業)以外の事業。

【た行】	
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うこと。
ため池決壊等危険区域	ため池が決壊した場合に、浸水する恐れのある区域。
地域防災計画	風水害や地震災害、原子力災害などに対処するため、関係機関が相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守ること及び災害発生後における迅速な救助活動と速やかな復旧活動を実施することを目的に策定する計画。 (令和4年(2022年)12月修正)
地球温暖化	人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象。
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	令和32年(2050年)のカーボンニュートラル実現に向け、市民、事業者、行政の各主体が連携し、市が一体となって脱炭素化に向け取り組むべき温暖化対策の具体的な目標や方向性などを定めた計画。 (令和5年(2023年)9月策定)
地区計画	建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、開発及び保全するための計画。
地籍測量	一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量するものであり、市町村などが実施主体となる。 その成果は不動産登記に反映され、国民の権利の保全に資するほか、土地利用計画の策定や公共事業などの円滑な実施などに活用されており、土地の有効利用の実現に向けて極めて重要なもの。
中高層住宅	一般的に3階以上のマンションのような集合住宅や、高さのある居住用の建物。
長期優良住宅認定制度	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅を「長期優良住宅」として認定し、税制優遇を適用する制度。
超高齢社会	総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合(高齢化率)が21%を超えた社会を指す。
超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。
低層住宅	本計画においては、1階から2階建て程度の住宅。
低未利用地	本計画においては、都市的土地利用の割合が著しく低い市街地内の田・畑、山林などを指す。
デマンド交通	電話予約などにより利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う形態の公共交通。
テレワーク	情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。勤務場所により、大きく、①在宅勤務、②モバイルワーク、③サテライトオフィス勤務に分けられる。
ドアツードア	出発地のドアから目的地のドアまで直接アクセスできることを示し、交通手段では主に自家用車、タクシーなどが挙げられる。

都市機能	都市において生活を営むうえで必要な機能。 例えば「居住機能」、「工業生産機能」、「物流機能」、「商業業務機能」、「行政機能」、「文化機能」、「レクリエーション機能」などのほか、「自然機能」や「農業機能」も都市機能に含む。
都市機能誘導区域	都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市計画基礎調査	都市計画区域（本市においては市全域）において、人口、就業人口、市街地面積、土地利用、交通量などの現況及び将来の見通しについて、県がおおむね5年ごとに実施する調査。
都市計画道路、（都）	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
都市景観	都市は建物、道路、橋、水、緑などさまざまな要素から成り立っており、人々の活動の場となっている。 都市景観とは、このような外部空間の見え方であり、多くの人々が視覚的に共有する空間。
都市景観基本計画	景観形成の基本的な考え方を示した計画。 （平成5年（1993年）3月策定）
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地。
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、都道府県が指定する区域。 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域。 土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される区域。
都市緑地	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置される。
土地改良事業	土地改良法に基づいて行われる農業用水路や農道など農業に用いる施設の整備などをしたり、田畑の形を整えて農業の効率を向上させたりするなど、農業活動を支援するために行われるさまざまな事業。
土地区画整理事業	公共施設の整備と宅地の利用増進を進めるため、土地区画整理法に基づいて、土地の区画の形質の変更と公共施設の整備を行う事業。

【な行】	
南海トラフ地震	東海沖から四国沖にかけての領域を震源とする地震。
二級河川	国が管理する一級河川として指定された水系以外で都道府県が管理する河川。
二酸化炭素	地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスのこと。 人間活動に伴う化石燃料の消費、セメント生産、森林破壊などの土地利用の変化などにより大気中の二酸化炭素濃度は増加している。
ニューノーマル	新型コロナウイルス感染症によって生活様式に大きな変化が起こり生まれた新しい常識。

農業振興地域	市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定された区域。

【は行】	
ビッグデータ	膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報、カーナビゲーションシステムの走行記録など、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大なだけではなく、非定形でリアルタイムに増加・変化するという特徴を持ち合わせている。
100mm/h安心プラン	従来の計画降雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担し、住民（団体）や民間企業などの参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画。
風致地区	都市の風致を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区。
防災重点農業用ため池	下流に住宅や公共施設などがあり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池。
ポケットパーク	街の一角において、道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースにベンチを設置するなどして、住民の憩いの場となるようにつくられる小さな公園。

【や行】	
ユニバーサルデザイン	すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できるようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人ができるように配慮されたデザイン。

【ら行】	
ライフライン	生活に必要不可欠な水道・ガス・電気などの供給設備。
歴史・文化資源	文化財とそれに関わる自然環境や歴史的環境を背景に、人々の営みの中で生まれたモノやコト、人物など、文化財の周辺環境も含める。

【わ行】	
ワークライフバランス	「仕事と私生活を両立させる」という考え方。

## 住みやすく、住み続けられる都市づくり

循環バス（EV車）



## 豊かな自然を身近に感じられる都市づくり

大池公園（桜）



## 災害に強い安心・安全な都市づくり

木之下調整池



## 多様な世代が交流しやすい、にぎわいある都市づくり

パンマルシェ（太田川駅東歩道）



## 持続的な経済の発展を支える都市づくり

東海名和駅西土地区画整理事業



東海市 都市建設部 都市計画課

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

電話番号:052-603-2211 0562-33-1111

<https://www.city.tokai.aichi.jp/>